

千歳市高齢者福祉計画・

第9期千歳市介護保険事業計画（素案）

パブリックコメント（市民意見公募） 閲覧用資料

- ※1 現時点において、数値が確定していない統計データがあります。
- ※2 介護保険サービスの基盤整備は事業者アンケートの結果を踏まえ、今後、変更する場合があります。
- ※3 介護保険料は、現在、国の審議会において介護報酬が審議されていることから、今後、確定することとなります。

意見募集期間	令和5年12月18日（月）から 令和6年 1月19日（金）まで ※郵送の場合は、令和6年1月19日までの消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤又は在学の方
意見の提出方法	○所定の「意見書」用紙に住所、氏名、電話番号、ご意見等を漏れなく記載してください。 ○郵送、電子メール、ファクシミリ、意見箱への書面の投函、担当窓口への持参のいずれかの方法とします。 ○記載事項に漏れがある場合や、電話・口頭によるご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市保健福祉部高齢者支援課高齢福祉係 電 話 0123-24-0295（直通） FAX 0123-23-6700 メール koreishien@city.chitose.lg.jp

※ 資料をご希望の場合は、担当窓口で配付又は郵送しますので、担当までご連絡願います。

千歳市高齢者福祉計画・ 第9期千歳市介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)

- 現時点において、数値が確定していない統計データがあります。
- 介護保険サービスの基盤整備は、事業者アンケートの結果を踏まえ、今後、変更する場合があります。
- 介護保険料は、現在、国の審議会において介護報酬が審議されていることから、今後、確定することとなります。

素案

千歳市

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
1 計画の背景.....	1
2 地域包括ケアシステムについて.....	1
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画期間.....	6
第2節 計画の策定体制.....	7
1 アンケート調査の実施.....	7
2 千歳市保健福祉調査研究委員会の開催.....	8
3 千歳市地域包括支援センター運営協議会の開催.....	8
4 千歳市保健福祉推進委員会の開催.....	8
5 パブリックコメントの実施.....	8
第2章 千歳市の現状.....	9
第1節 高齢者人口及び世帯の状況.....	9
1 高齢者人口の推移.....	9
2 高齢者世帯数の推移.....	11
第2節 要支援・要介護認定者の状況.....	13
1 要支援・要介護認定者の推移.....	13
2 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推移.....	16
第3節 千歳市の介護保険事業の状況.....	17
1 介護サービス等利用者の推移.....	17
2 介護給付費等の推移.....	19
第4節 アンケート調査結果からみられる状況と課題.....	21
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査.....	21
2 在宅介護実態調査.....	30
3 施策調査.....	38
第3章 計画の基本的方向.....	40
第1節 日常生活圏域の設定.....	40
第2節 千歳市の将来像.....	43
1 高齢者人口の推計.....	43
2 要支援・要介護認定者の推計.....	44
3 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推計.....	45
第3節 基本的な考え方.....	46
1 基本理念.....	46
2 政策目標.....	46
3 計画目標.....	48
第4節 施策の体系.....	50
第4章 施策の展開.....	52
第1節 地域支援体制の機能強化.....	52

1 地域包括支援センターの体制強化	52
2 地域ケア会議の充実	55
3 相談及び広報体制等の整備	56
第2節 介護予防・健康づくりの推進	57
1 自立支援・介護予防の推進	57
2 健康づくりの推進	58
第3節 医療・介護体制の充実	62
1 介護保険サービス等の充実・強化	62
2 在宅医療・介護連携の推進	66
第4節 支え合いの地域づくりの推進	70
1 生活支援体制整備の推進	70
2 家族介護者等への支援	71
3 生きがいづくりと社会参加の促進	72
第5節 認知症施策の推進	73
1 早期発見・早期対応の推進	73
2 認知症の人を支える地域づくりの推進	76
第6節 安心して暮らせる環境づくりの推進	78
1 生活支援体制の充実	78
2 安心して暮らせる住まいの確保	81
3 人にやさしいまちづくりの促進	82
4 高齢者の権利擁護の推進	83
第5章 介護保険サービス量の見込み及び第1号被保険者保険料	86
第1節 介護保険サービス給付費等の推計	86
1 推計の考え方	86
2 介護保険等サービス量の見込み	87
3 介護保険給付費の見込み	91
4 地域支援事業費の見込み	91
第2節 介護保険料の設定	92
1 財源構成	92
2 介護保険料の算出	93
3 所得段階別保険料の設定	94
第6章 計画の推進	95
資料編	96
千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱	96
千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿	98
千歳市保健福祉推進委員会設置要綱	99
千歳市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	102
千歳市地域包括支援センター運営協議会委員名簿	104
パブリックコメントの結果概要	105
用語解説	106

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画の背景

介護保険制度は、平成12（2000）年度から始まり、現在では高齢者やその家族を支える制度として定着していますが、制度の利用が広がるとともに、サービス提供のための費用も増加しています。

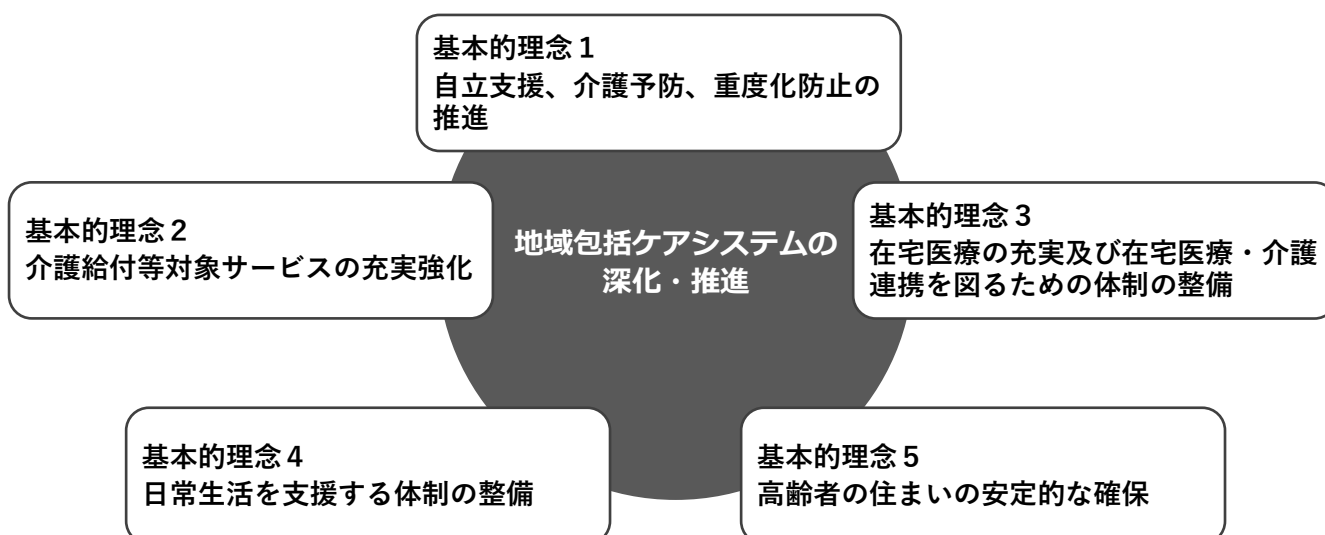
令和22（2040）年には「団塊の世代」の子どもである「団塊ジュニア世代」が65歳以上になり、高齢者人口が増加し、現役世代の人口が減少する先も見据え、介護保険制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」などが必要となっています。

千歳市は、道内では平均年齢が最も若い市ですが、令和5年10月1日現在の高齢化率は23.9%となっており、今後も介護保険制度などによる支援の増加が予想されます。

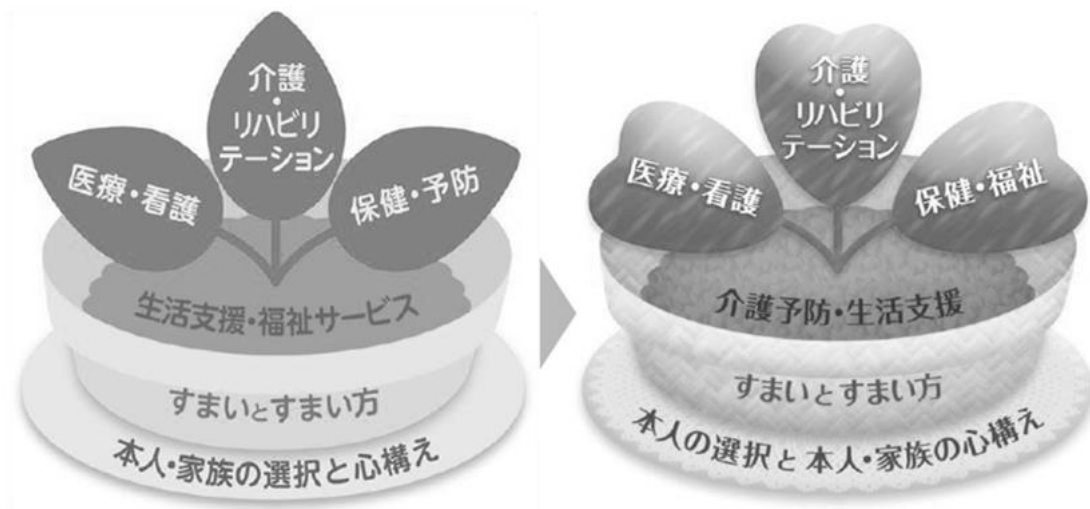
2 地域包括ケアシステムについて

（1）地域包括ケアシステムの基本的理念と深化・推進

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情から、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防、又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項）とされており、その体制を構築するための5つの基本的理念が示されています。



図表 1-1-1 地域包括ケアシステムのイメージ図



図表 1-1-1 はある 1 人の住民の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の構成要素を示しています。「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」の 3 枚の葉が、専門職によるサービス提供として表現され、その機能を十分に発揮するための前提として、「生活支援・福祉サービス」や「すまいとすまい方」が基本になるとともに、これらの要素が相互に関係しながら、包括的に提供されるあり方の重要性を示しています。

平成27年度から予防給付のうち訪問介護及び通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業として実施され、介護予防は生活支援と一体的に、住民自身や専門職以外の担い手を含めた多様な主体による提供体制へと移行しています。また、地域生活の継続を選択するに当たっては、「家族の選択」を越えて、本来は「本人の選択」が最も重視されるべきであり、それに対して、本人・家族がどのように心構えを持つかが重要であるとの考え方を重視しています。

（出典）平成 28 年 3 月地域包括ケア研究会報告「地域ケアシステムと地域マネジメント」

(2) 自助・互助・共助・公助

「地域包括ケアシステム」の在り方を考えるに当たり、改めて介護保険法の記載に立ち戻ると、介護保険法第1条では、要介護者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険給付を行うと定められています。また、同法第2条第2項では、保険給付は要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われなければならないと定められています。つまり、保険給付は被保険者の選択に基づき行われるものでありますが（同法第2条第3項）、それは要支援者・要介護者の「自立支援」という理念に沿って検討されなくてはなりません。

こうした「自立支援」は「自助・互助・共助・公助」の4つの支援に分類されます。「共助・公助」を求める声は小さくありませんが、少子化や高齢者の増加、財政問題などから、大幅な拡充を期待することは難しくなっています。そのため「自助・互助」の役割を意識する必要がある、「自助」を基本としつつ、地域住民と協働し、地域全体を支え合う「互助」の体制を作っていくことが課題となっていることから、これらを踏まえた具体的施策の展開を図ります。

自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること

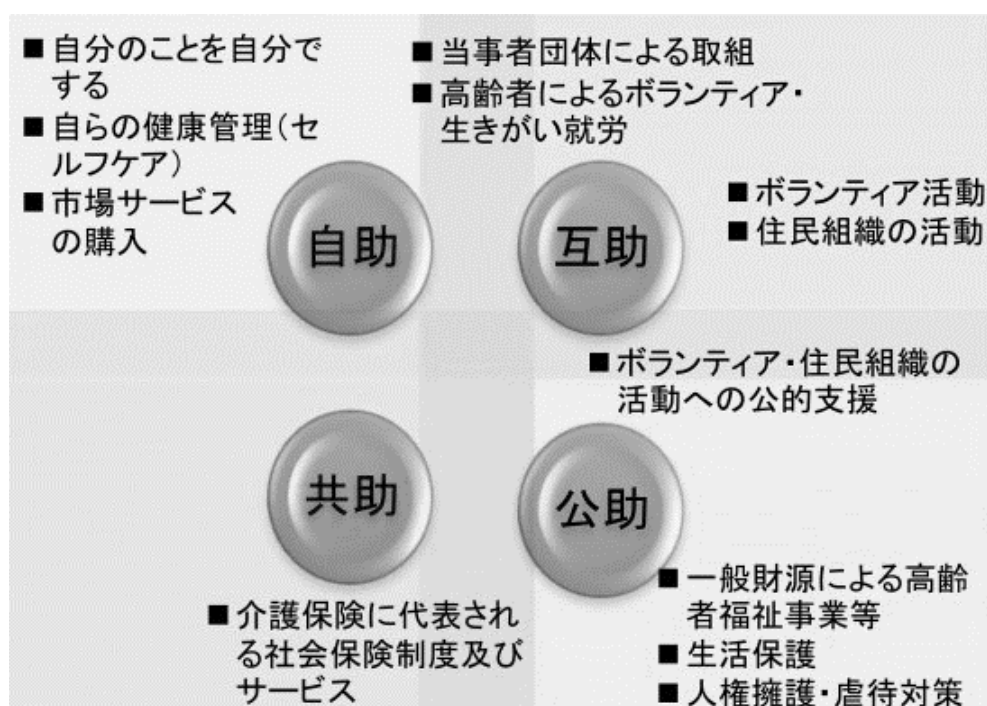
互助：インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等

共助：社会保険のような制度化された相互扶助

公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

※出典 地域包括ケア研究会 報告書～今後の検討のための論点整理～

図表 1-1-2 自助・互助・共助・公助からみた地域包括ケアシステム



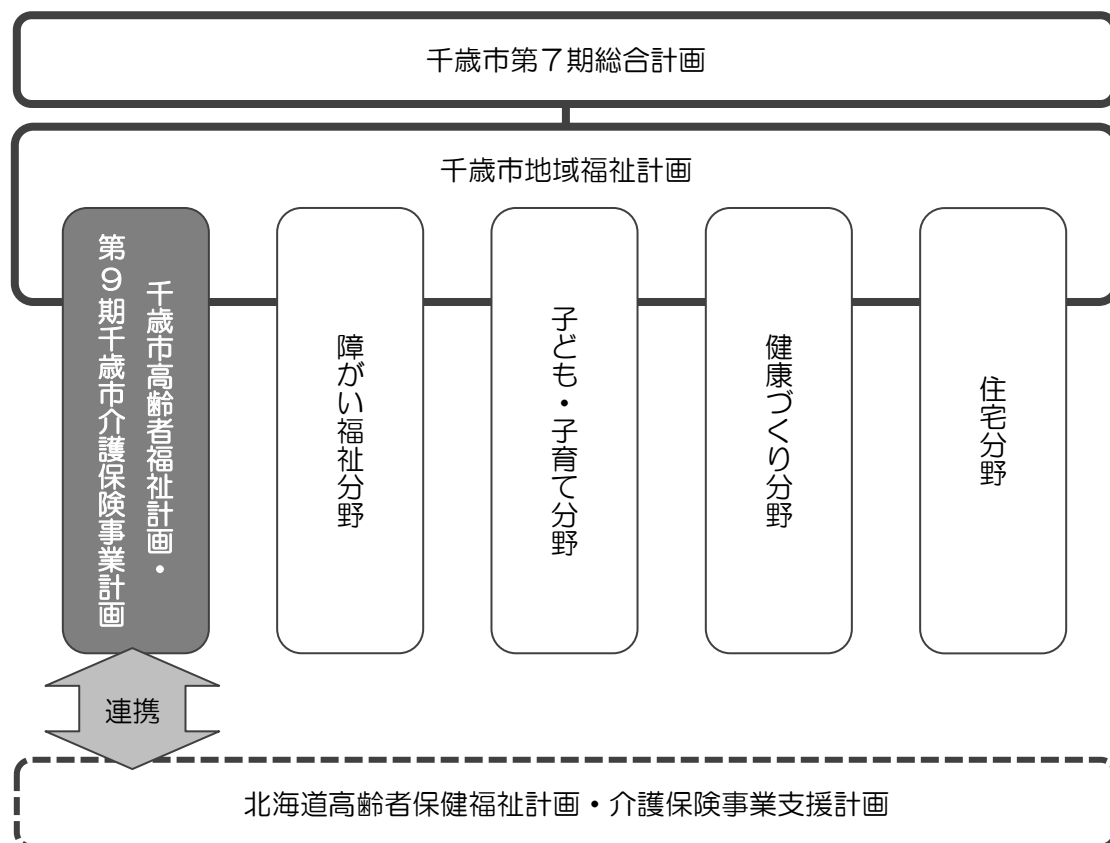
3 計画の位置づけ

「千歳市高齢者福祉計画・第9期千歳市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」として、一体的に策定します。

本計画は、高齢者を取り巻く社会状況の変化やそれを踏まえた高齢社会における諸課題に対応するため、「千歳市高齢者保健福祉計画・第6期千歳市介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」から「千歳市高齢者福祉計画・第8期千歳市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」の取組を継承・発展させるものです。

さらに、本計画は、国際目標のSDGsの理念も踏まえ、市の総合計画である「千歳市第7期総合計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）」における個別計画として位置づけており、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との連携や「北海道医療計画」との整合性を図ります。

図表 1-1-3 他計画との関係



SDGs とは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟国193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGs アクションプラン2019」が策定され、地方自治体においても SDGs の達成に向けた取組が求められています。

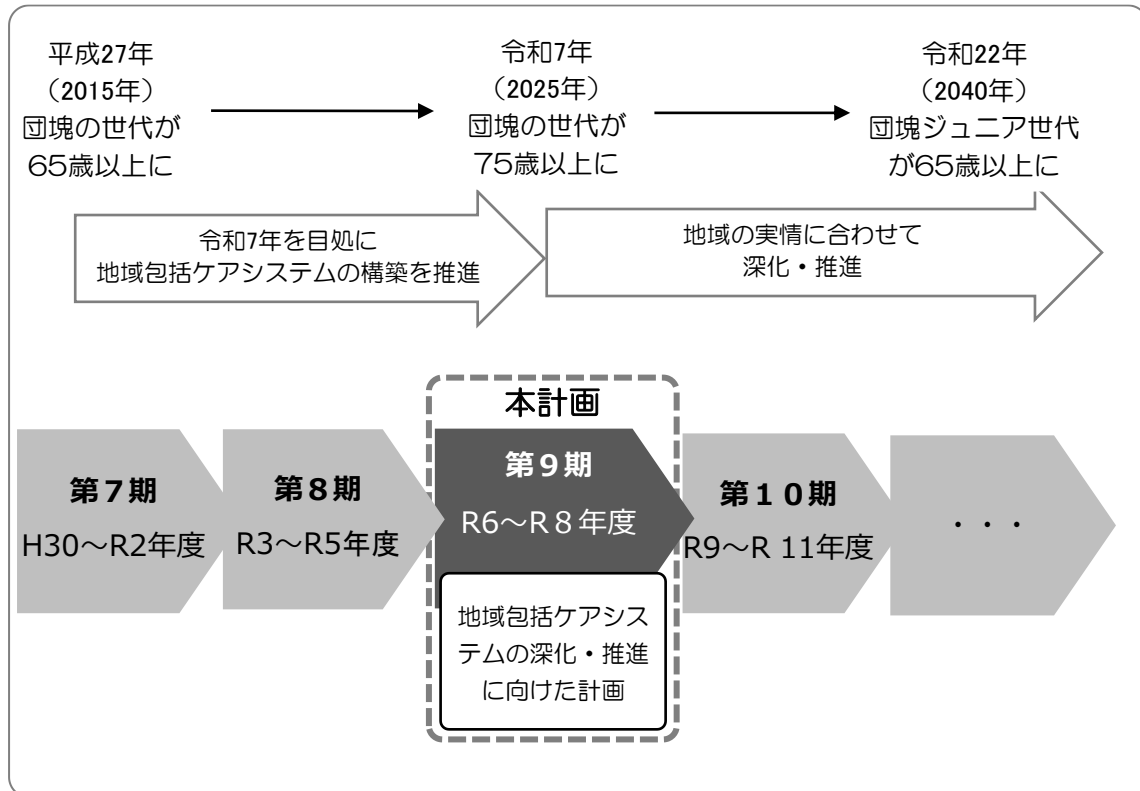
図表 1-1-4 SDSs



4 計画期間

介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

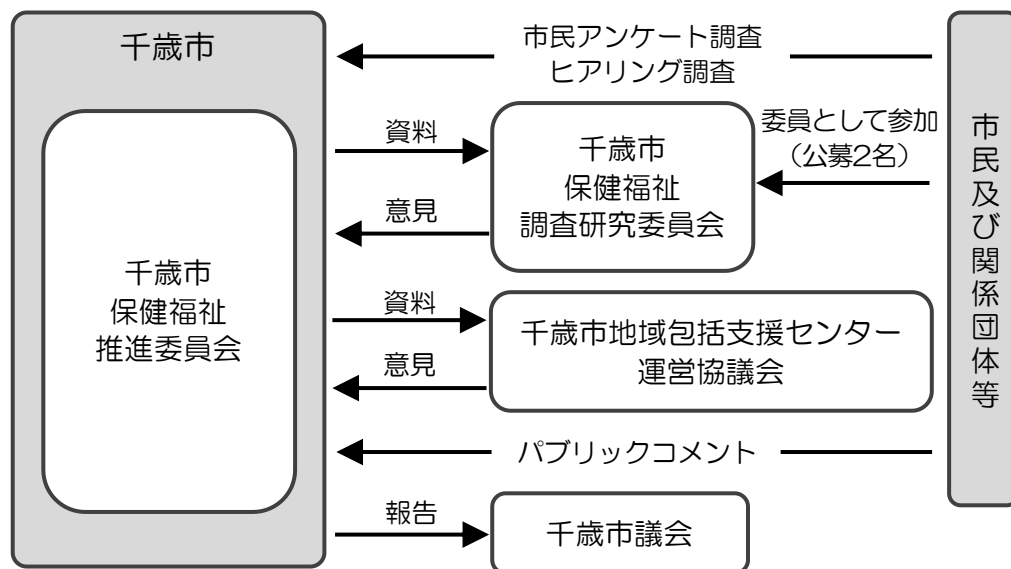
図表 1-1-5 計画期間



第2節 計画の策定体制

計画の策定体制は、主にアンケート調査の実施、千歳市保健福祉調査研究委員会の開催、千歳市地域包括支援センター運営協議会の開催、千歳市保健福祉推進委員会の開催によって構成されています。

図表 1-2-1 計画策定体制



1 アンケート調査の実施

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の実態や介護に対する意識・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市内に在住する65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない（要支援を除く）3,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

（2）在宅介護実態調査

地域包括ケアシステム構築に向け、在宅継続・就労継続など、主として要介護者の客観的な状態把握を行い、計画策定の基礎資料とするため、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている高齢者の方1,300人を対象にアンケート調査を実施しました。

（3）施策調査

市の高齢福祉施策が市民の生活にどれだけ成果をもたらしたかを把握し、今後の市の特性を踏まえた施策や計画策定へ活用するために高齢者施策に関するアンケート調査を実施しました。

2 千歳市保健福祉調査研究委員会の開催

広く市民の意見を反映させることを念頭に、2名の公募委員を含む保健・医療・福祉の関係団体や学識経験者で構成された千歳市保健福祉調査研究委員会において、計画策定に対する意見を伺っています。

3 千歳市地域包括支援センター運営協議会の開催

介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、介護保険の被保険者、地域ケアに関する学識経験者で組織する千歳市地域包括支援センター運営協議会において、計画策定に対する意見を伺っています。

4 千歳市保健福祉推進委員会の開催

保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、保健福祉部長を委員長として、関係次長職等で構成する庁内組織の千歳市保健福祉推進委員会において検討しています。

5 パブリックコメントの実施

広く市民の意見を反映させるため、「千歳市高齢者福祉計画・第9期千歳市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）素案」を作成し、市役所、各支所、各コミュニティセンターなど、市内19か所の公共施設や市のホームページで公表し、市民からの意見を募集しました（令和5年12月18日～令和6年1月19日実施）。

結果概要については、「資料編」をご覧ください（●ページ）。

第2章 千歳市の現状

第1節 高齢者人口及び世帯の状況

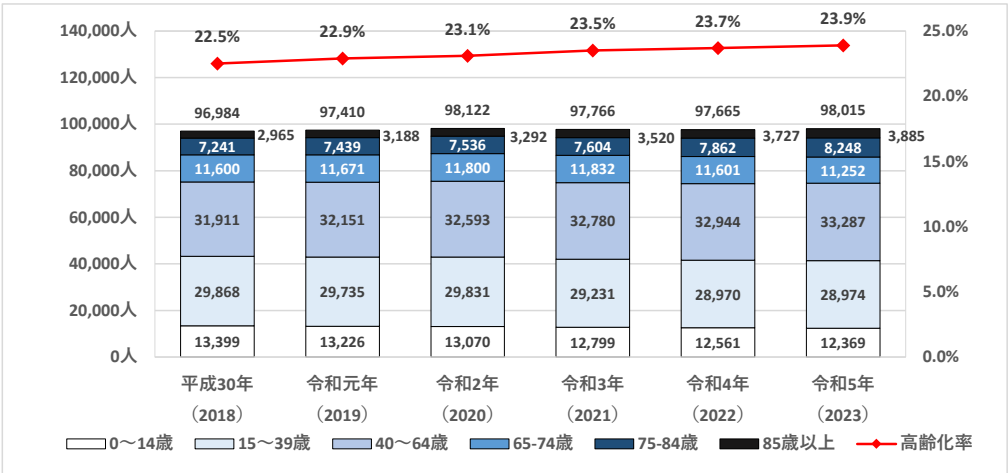
1 高齢者人口の推移

人口は、横ばいで令和5（2023）年には98,015人となっています。

年齢構成をみると、第7期計画の最終年となる令和2（2020）年から、第8期計画の最終年となる令和5（2023）年にかけて、75歳以上（後期高齢者）の人口は10,828人から12,133人へと増加傾向にある一方で、65歳～74歳（前期高齢者）の人口は11,800人から11,252人へ、40歳未満の人口は42,901人から41,343人に減少しています。高齢化率（総人口に対する65歳以上の高齢者の割合）は、令和2（2020）年の23.1%から令和5（2023）年は23.9%になっています。

令和5（2023）年の年齢別人口をみると、いわゆる「団塊の世代」が75歳前後に、また「団塊ジュニア世代」が50歳前後に到達してきており、それぞれが年代ごとのピークを形成しています。

図表 2-1-1 人口と高齢化率の推移



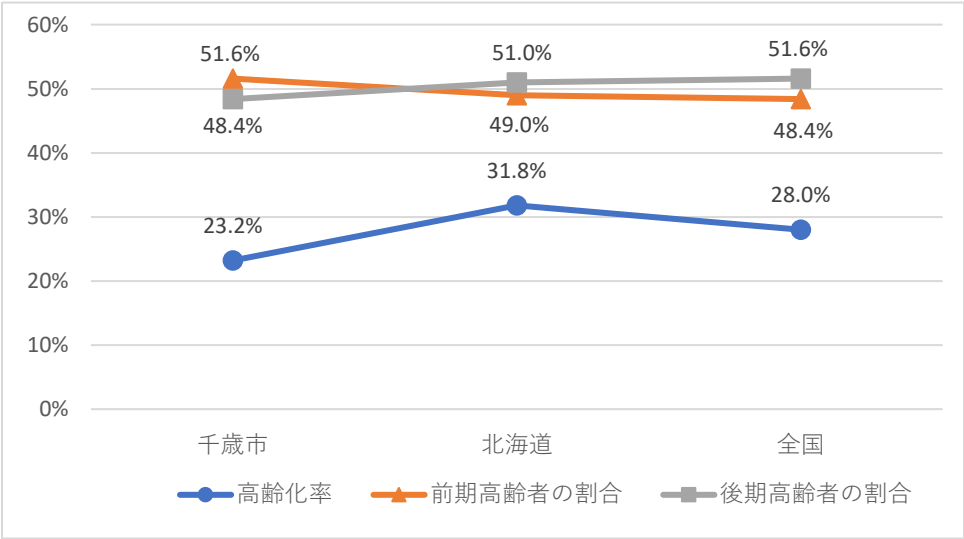
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	96,984	97,410	98,122	97,766	97,665	98,015
40-64歳	31,911	32,151	32,593	32,780	32,944	33,287
65歳以上	21,806	22,298	22,628	22,956	23,190	23,385
前期高齢者 (65-74歳)	11,600	11,671	11,800	11,832	11,601	11,252
後期高齢者 (75歳以上)	10,206	10,627	10,828	11,124	11,589	12,133
75-84歳	7,241	7,439	7,536	7,604	7,862	8,248
85歳以上	2,965	3,188	3,292	3,520	3,727	3,885
高齢化率	22.5%	22.9%	23.1%	23.5%	23.7%	23.9%
前期高齢者高齢化率	12.0%	12.0%	12.0%	12.1%	11.9%	11.5%
後期高齢者高齢化率	10.5%	10.9%	11.0%	11.4%	11.9%	12.4%

※各年、10月1日現在の住民基本台帳による状況です。

高齢化率、前期高齢者、後期高齢者について、本市と北海道、全国との比較をしています。

高齢化率及び後期高齢者の割合は、全国や北海道と比べて低くなっています。
前期高齢者の割合は、全国や北海道と比べて高くなっています。

図表 2-1-2 全国と北海道との比較（高齢化率等）



	千歳市	北海道	全国
高齢化率	23.2%	31.8%	28.0%
前期高齢者の割合	51.6%	49.0%	48.4%
後期高齢者の割合	48.4%	51.0%	51.6%

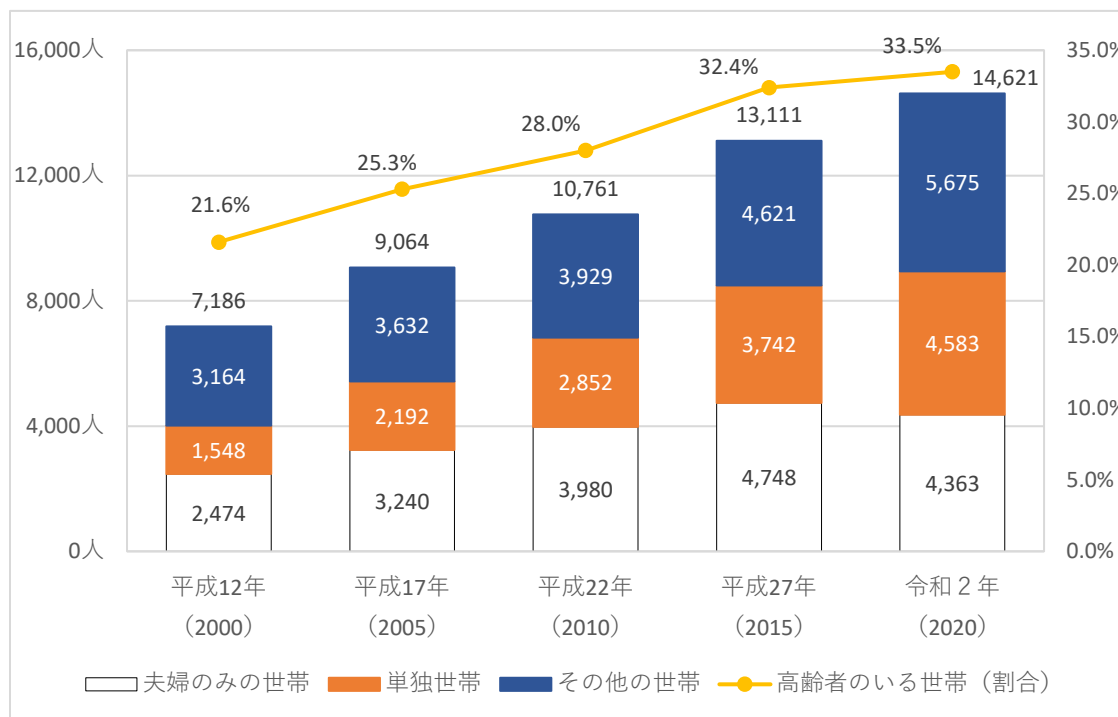
※令和2年の国勢調査結果の状況です。

2 高齢者世帯数の推移

高齢者世帯数は、国勢調査を行うごとに増加しており、令和2（2020）年には14,621世帯となっています。高齢者のいる世帯の割合は33.5%となっています。

高齢者のいる世帯では、単独世帯、その他世帯が増加しています。

図表 2-1-3 高齢者世帯数の推移

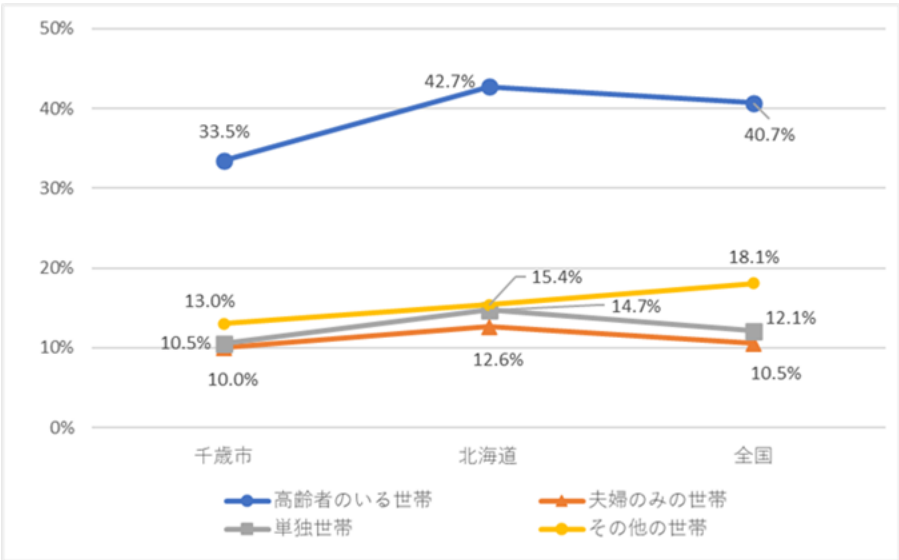


	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
世帯総数	33,330	35,786	38,374	40,465	43,635
高齢者のいる世帯	7,186	9,064	10,761	13,111	14,621
高齢者のいる世帯（割合）	21.6%	25.3%	28.0%	32.4%	33.5%
夫婦のみの世帯	2,474	3,240	3,980	4,748	4,363
単独世帯	1,548	2,192	2,852	3,742	4,583
その他の世帯	3,164	3,632	3,929	4,621	5,675

※国勢調査結果の状況です。

高齢者のいる世帯の割合について、本市と北海道、全国との比較をしています。
本市の割合は、いずれの世帯も全国や北海道と比べて低くなっています。

図表 2-1-4 全国と北海道との比較（高齢者のいる世帯）



	千歳市	北海道	全国
高齢者のいる世帯	33.5%	42.7%	40.7%
夫婦のみの世帯	10.0%	12.6%	10.5%
単独世帯	10.5%	14.7%	12.1%
その他の世帯	13.0%	15.4%	18.1%

※令和2年の国勢調査結果の状況です。
※夫婦のみの世帯は、夫婦ともに65歳以上の世帯です。

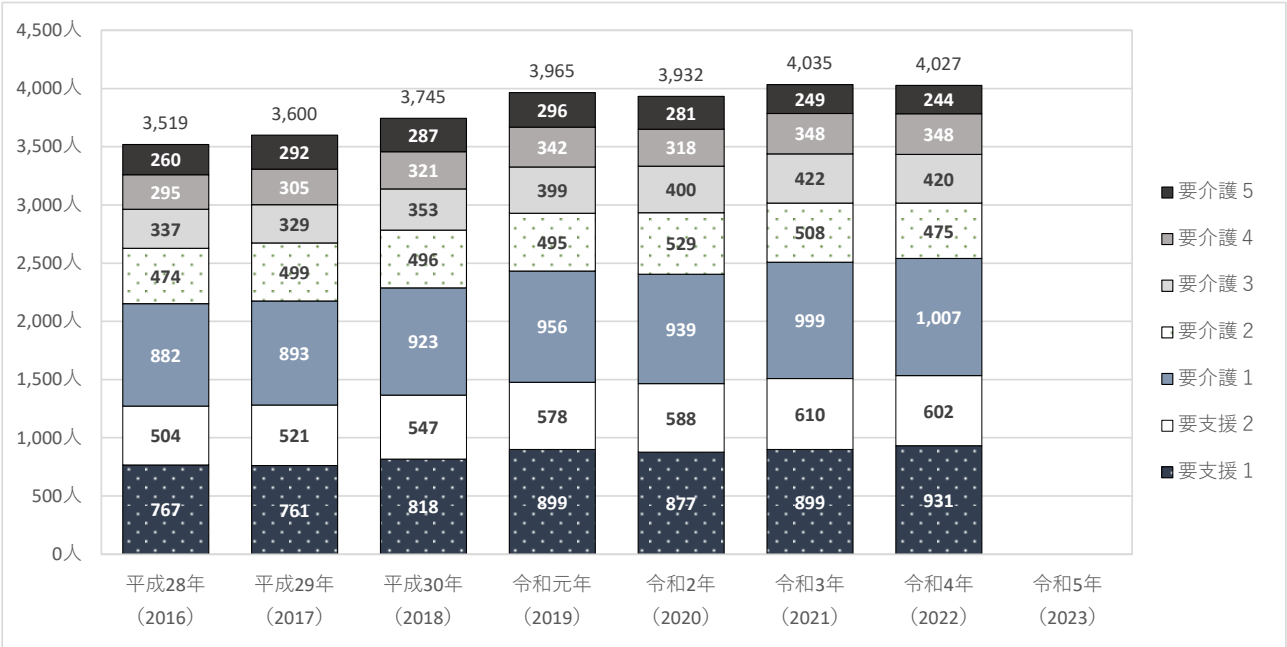
第2節 要支援・要介護認定者の状況

1 要支援・要介護認定者の推移

介護保険サービスを利用するためには、要支援・要介護の認定を受ける必要があります。要支援・要介護の認定は、心身の状況に応じて、要支援1・2と要介護1～5の7つに区分されます。

第1号被保険者のうち、要支援・要介護の認定者数は、令和2（2020）年が3,932人、令和5（2023）年が●人となっており、3年間で●人増加しています。今後も、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護者数の増加が予想されます。

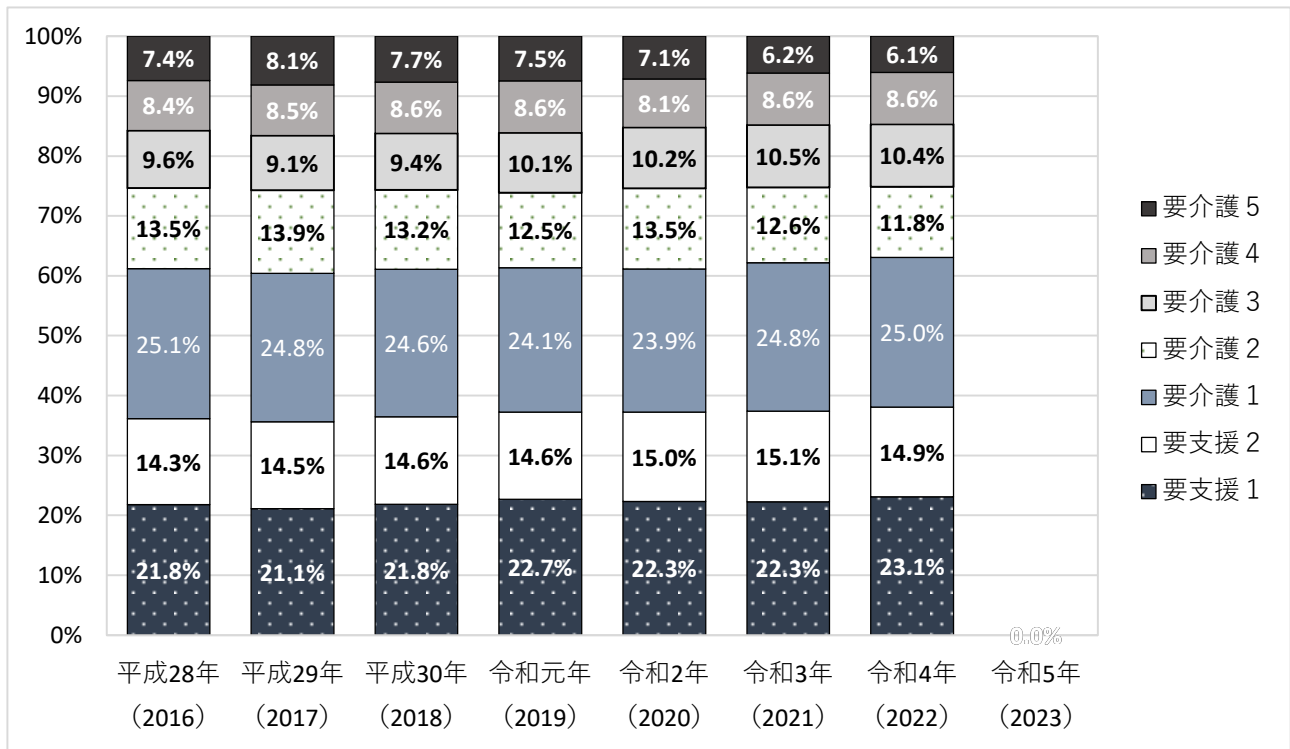
図表 2-2-1 要支援・要介護者の推移（第2号被保険者を除く）



	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総数	3,603	3,692	3,829	4,044	4,012	4,122	4,112	●
第1号被保険者認定者数	3,519	3,600	3,745	3,965	3,932	4,035	4,027	●
要支援1	767	761	818	899	877	899	931	●
要支援2	504	521	547	578	588	610	602	●
要介護1	882	893	923	956	939	999	1,007	●
要介護2	474	499	496	495	529	508	475	●
要介護3	337	329	353	399	400	422	420	●
要介護4	295	305	321	342	318	348	348	●
要介護5	260	292	287	296	281	249	244	●
第2号被保険者認定者数	84	92	84	79	80	87	85	●

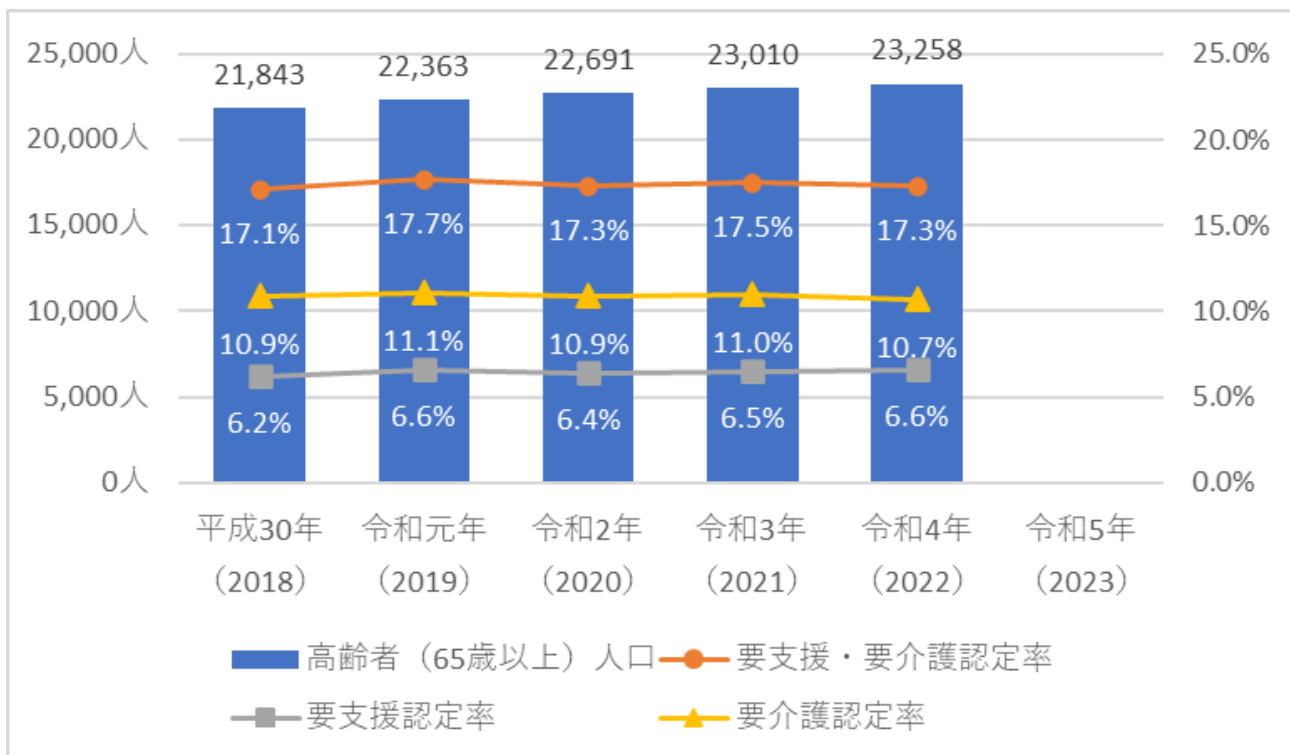
※各年 10 月 1 日現在の状況です。（国の地域包括ケア「見える化」システムより）

図表 2-2-2 要支援・要介護者の構成状況



※構成比は、小数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

図表 2-2-3 要支援・要介護認定高齢者の認定率の推移

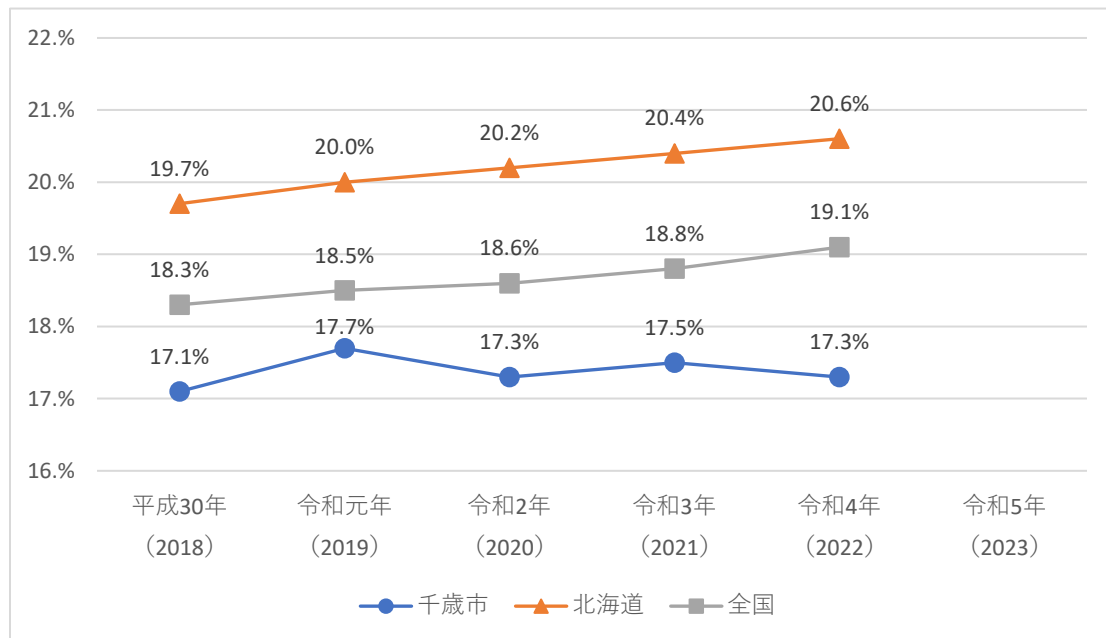


※各年10月1日現在の状況です。（国の地域包括ケア「見える化」システムより）

要支援・要介護認定高齢者の認定率について、本市と北海道、全国との比較をしています。

本市は全国や北海道と比べて低くなっています。

図表 2-2-4 全国と北海道との比較（認定率）



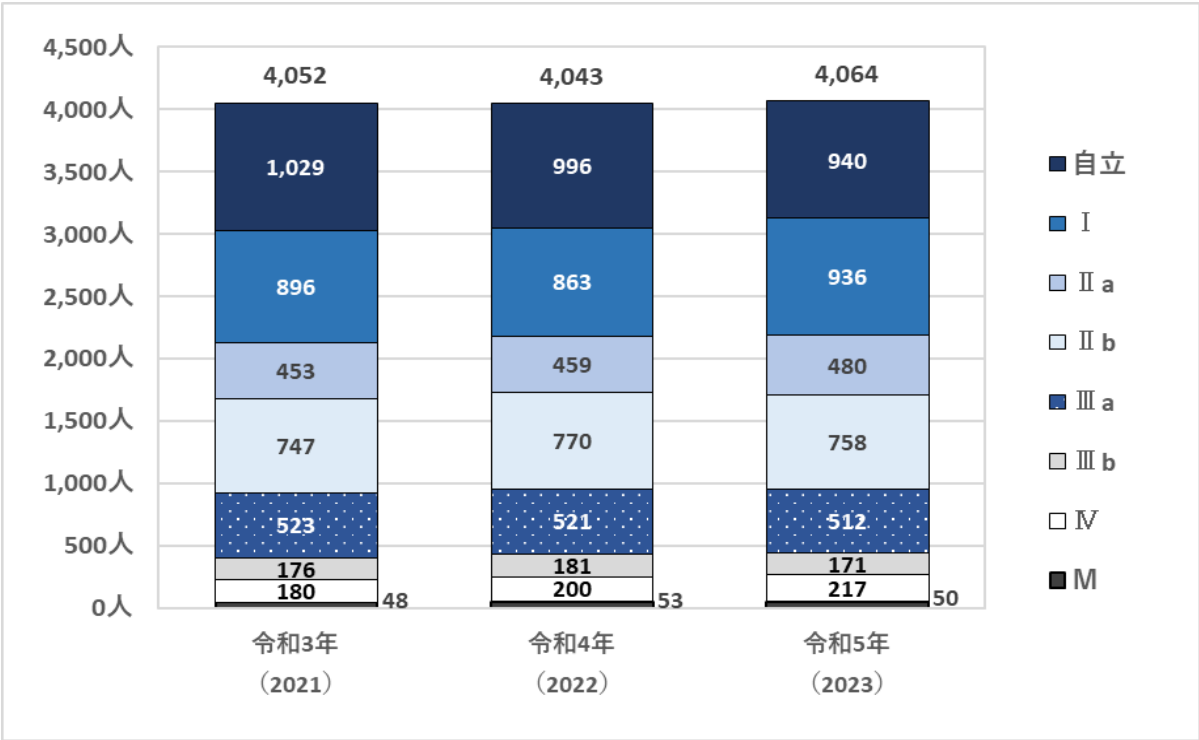
※各年10月1日現在の状況です。（国の地域包括ケア「見える化」システムより）

2 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推移

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の状況をみると、令和5（2023）年の認知症高齢者日常生活自立度のランクⅡa～Mの該当者は2,188人となっており、そのうち高齢者は2,159人となっています。

今後も要支援・要介護者数の増加に伴い、認知症の症状や行動が見られる高齢者数は増加することが予想されます。

図表 2-2-5 認知症認定者の日常生活自立度判定基準の状況



	令和3年			令和4年			令和5年		
	1号被保険者	2号被保険者	計	1号被保険者	2号被保険者	計	1号被保険者	2号被保険者	計
認定者数（転入等除く）	3,955	97	4,052	3,944	99	4,043	3,973	91	4,064
自立	978	51	1,029	940	56	996	889	51	940
I	879	17	896	851	12	863	925	11	936
II a	450	3	453	453	6	459	476	4	480
II b	737	10	747	763	7	770	748	10	758
III a	516	7	523	512	9	521	505	7	512
III b	171	5	176	177	4	181	168	3	171
IV	177	3	180	196	4	200	212	5	217
M	47	1	48	52	1	53	50	0	50

※各年 10 月 1 日現在の状況です。
※各年の総数は、本市で認定調査をしている方のみの統計のため、各年の認定者数とは一致しません。

- それぞれの自立度の判定基準は以下のとおり
- Ⅰ：何等かの認知症は有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
 - Ⅱ：日常生活に支障を来たすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。
 - Ⅲ：日常生活に支障を来たすような症状、行動や意思疎通の困難さがときどきみられ、介護を必要とする。
 - Ⅳ：日常生活に支障を来たすような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。
 - M：著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。

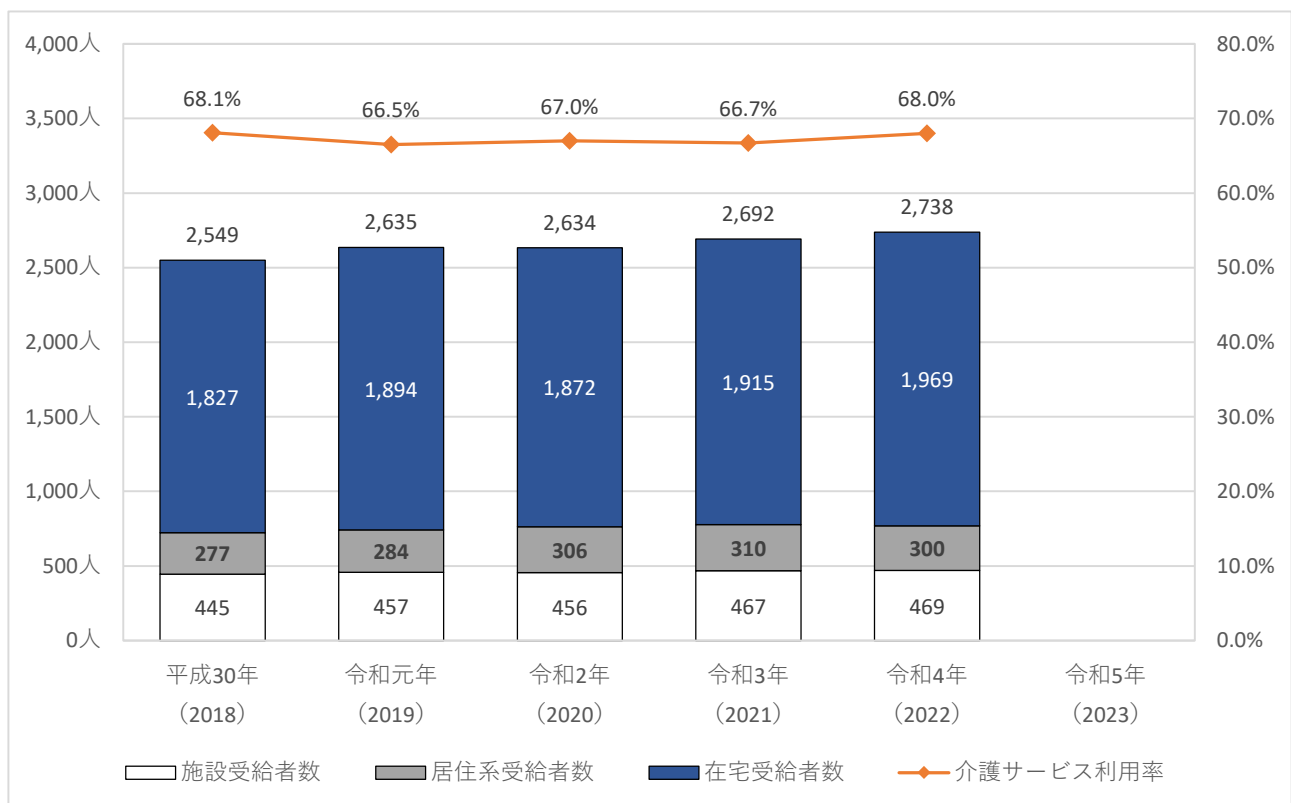
第3節 千歳市の介護保険事業の状況

1 介護サービス等利用者の推移

介護保険制度は、介護や支援が必要な人を社会全体で支える仕組みとして着実に定着しています。

介護サービス利用者は増加していますが、介護サービスの利用率は横ばいです。

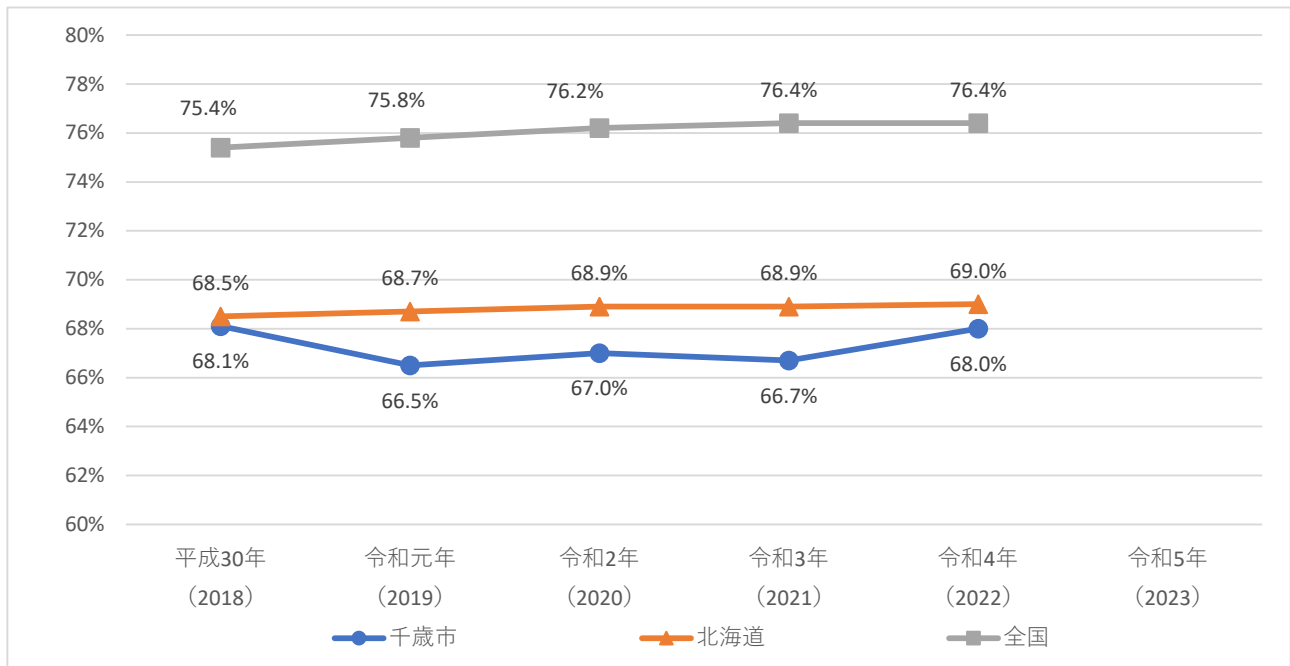
図表 2-3-1 介護サービス利用者の推移と利用率



※各年9月現在の状況です。（国の地域包括ケア「見える化」システムより）

介護サービス利用率について、本市と北海道、全国との比較をしています。
本市は全国と比べて大幅に低く推移しており、北海道と比べるとやや低く推移しています。

図表 2-3-2 全国と北海道との比較（利用率）



※各年9月の状況です。（国の地域包括ケア「見える化」システムより）

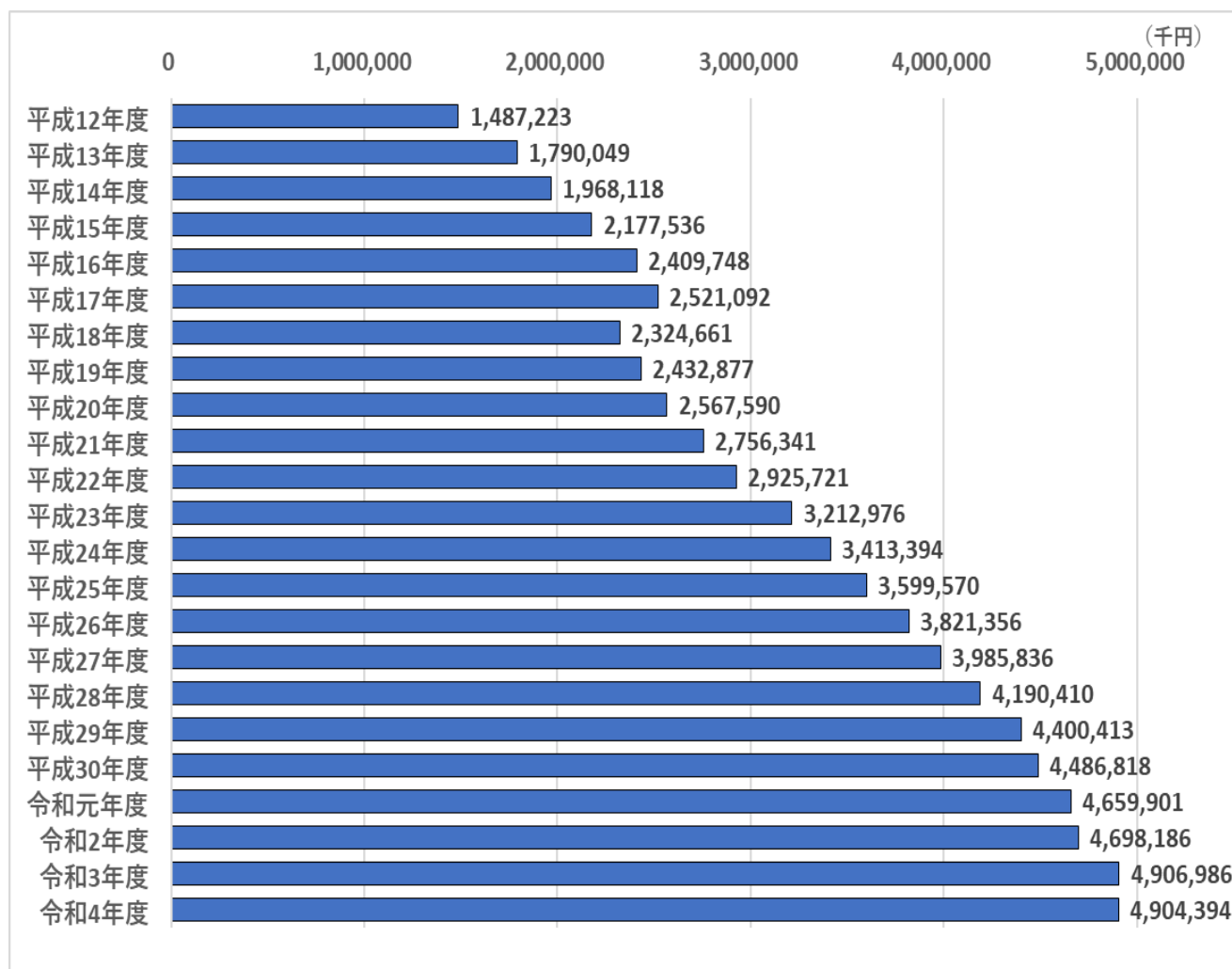
2 介護給付費等の推移

平成12年度から始まった介護保険制度は、介護や支援が必要な人を社会全体で支える仕組みとして着実に定着し、おおむね順調に推移しています。その反面、制度運営については、要介護状態の重度化、増大する介護給付費の伸びといった課題があります。このような課題に対応するため、平成18年に大幅な介護保険制度の改革が行われ、介護予防を重視するとともに、施設における費用負担を見直し、増大する介護給付費の抑制を図り、持続可能な制度運営を目指しています。

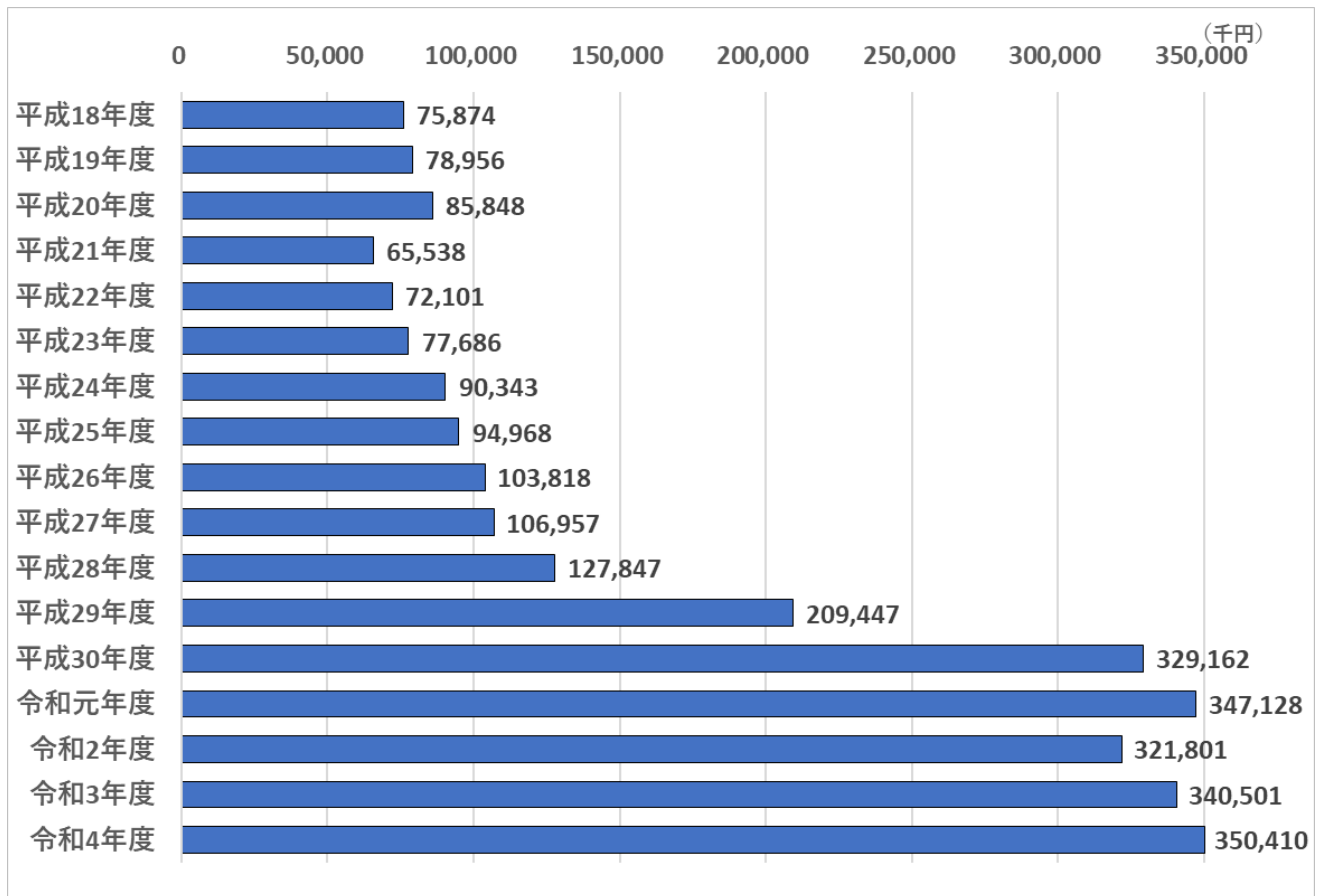
平成29年4月からは、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、本市の特色を生かしたサービス提供に取り組んできました。本市の介護給付費(決算額)の推移については、介護保険サービスが開始された平成12年度は14億8千万円でしたが、令和4年度は49億円となり、平成12年度比で3.3倍となっています。

また、地域支援事業費(決算額)の推移については、地域支援事業が創設された平成18年度は7千5百万円でしたが、令和4年度は3億5千万円となり、平成18年度比で4.6倍となっています。

図表 2-3-3 介護給付費の推移



図表 2-3-4 地域支援事業費の推移



第4節 アンケート調査結果からみられる状況と課題

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 調査の概要

介護サービスの実態・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

目 的	第9期計画策定において、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的としています。
対象者	住民基本台帳に登録されている令和4年4月1日現在で満65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない方（要支援を除く）
調査方法	郵送による発送・回収
調査期間	調査票郵送日 ：令和4年11月29日 調査票回答期限：令和4年12月26日
回収状況	発送数：3,000件 有効回収数：2,082件 有効回収率：69.4%

(2) 調査結果

調査結果の図表中の構成比(%)は、小数点以下第2位を四捨五入したものであり、端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。また、有効回答数が50未満の場合は参考値としています。

① リスク判定について

厚生労働省の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 実施の手引き(2019年10月23日)に基づいた二次予防事業対象者の割合等について分析しました。

ア. 運動器機能の低下

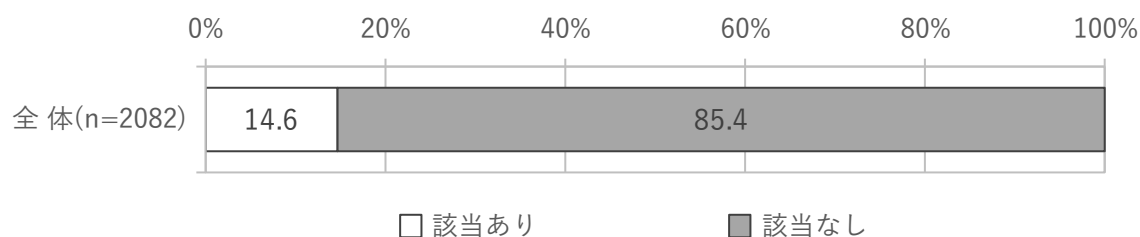
下記の5項目中3項目以上に該当している場合に、「運動器機能の低下している高齢者」と判定しました。

項目	設問	該当する選択肢
1	問2(1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	できない
2	問2(2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	できない
3	問2(3) 15分位続けて歩いていますか	できない
4	問2(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか	何度もある 1度ある
5	問2(5) 転倒に対する不安は大きいですか	とても不安である やや不安である

その結果、「運動器機能の低下している高齢者」の「該当あり」は14.6%となっています。

第8期計画策定時の調査結果(「該当あり」が11.4%)より、3.2ポイント増えています。

表 2-4-1 運動器機能の低下



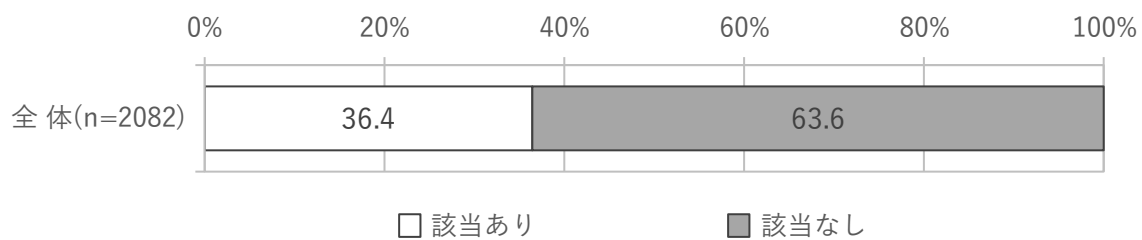
イ. 転倒リスク

下記の項目に該当している場合に、「転倒リスクのある高齢者」と判定しました。

項目	設問	該当する選択肢
1	問2(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか	何度もある
		1度ある

その結果、「転倒リスクのある高齢者」の「該当あり」は36.4%となっています。
第8期計画策定時の調査結果（「該当あり」が30.6%）より、5.8ポイント増えています。

図表 2-4-2 転倒リスク



ウ. 閉じこもり傾向

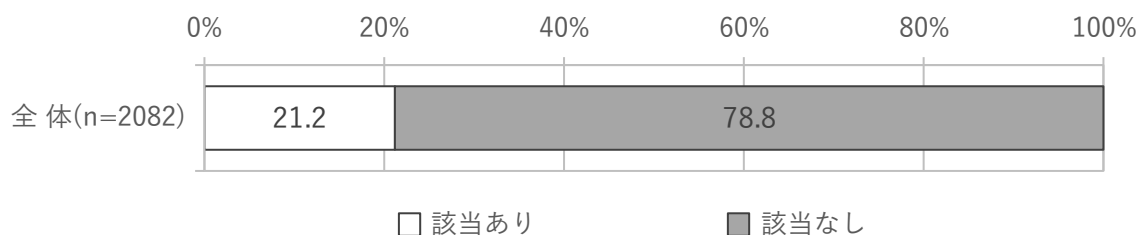
下記の項目に該当している場合に、「閉じこもり傾向のある高齢者」と判定しました。

項目	設問	該当する選択肢
1	問2(6) 週に1回以上は外出していますか	ほとんど外出しない
		週1回

その結果、「閉じこもり傾向のある高齢者」の「該当あり」は21.2%となっています。

第8期計画策定時の調査結果（「該当あり」が21.1%）より、0.1ポイント増えています。

図表 2-4-3 閉じこもり傾向



エ. 認知機能の低下

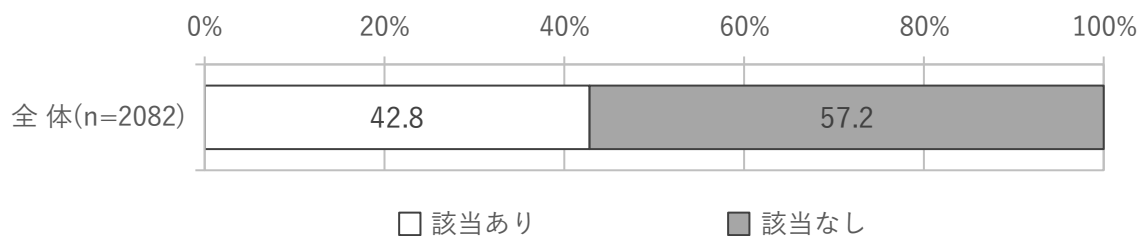
下記の項目に該当している場合に、「認知機能の低下がみられる高齢者」と判定しました。

項目	設問	該当する選択肢
1	問 4 (1) 物忘れが多いと感じますか	はい

その結果、「認知機能の低下がみられる高齢者」の「該当あり」は 42.8%となっています。

第 8 期計画策定時の調査結果（「該当あり」が 40.5%）より、2.3 ポイント増えています。

図表 2-4-4 認知機能の低下



オ. うつ傾向

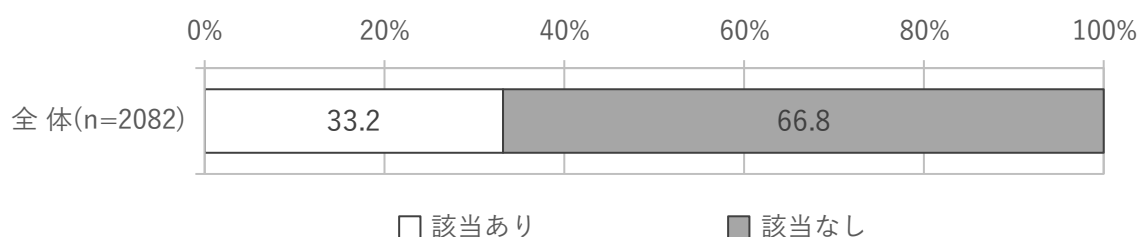
下記の 2 項目中 1 項目以上に該当している場合に、「うつ傾向の高齢者」と判定しました。

項目	設問	該当する選択肢
1	問 7 (3) この 1 か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	はい
2	問 7 (4) この 1 か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	はい

その結果、「うつ傾向の高齢者」の「該当あり」は 33.2%となっています。

第 8 期計画策定時の調査結果（「該当あり」が 90.6%）より、57.4 ポイント減っています。

図表 2-4-5 うつ傾向

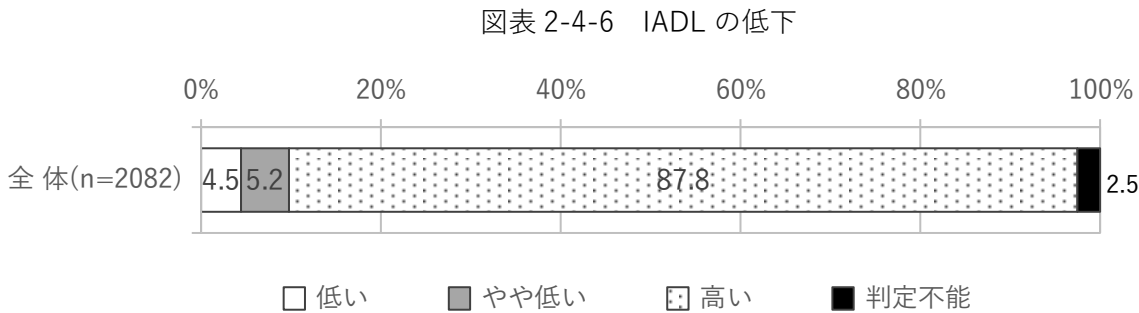


カ. IADL の低下【新規調査項目】

下記の5項目中、該当している項目が5項目の場合は「低い」、4項目の場合は「やや低い」、3項目の場合は「高い」とし、「低い」と「やや低い」をあわせて「IADLの低下が見られる高齢者」と判定しています。ただし、無回答を該当すると判定した場合、4項目以上が該当する場合は「判定不能」としています。

項目	設問	該当する選択肢
1	問 4 (2) バスや電車を使って1人で外出していますか	できるけどしていない
		できない
2	問 4 (3) 自分で食品・日用品の買物をしていますか	できるけどしていない
		できない
3	問 4 (4) 自分で食事の用意をしていますか	できるけどしていない
		できない
4	問 4 (5) 自分で請求書の支払いをしていますか	できるけどしていない
		できない
5	問 4 (6) 自分で預貯金のおし入れをしていますか	できるけどしていない

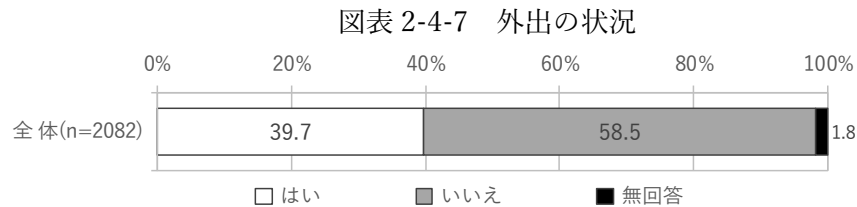
その結果、「IADL の低下が見られる高齢者」は 9.7%となっています。



② 外出の状況について

外出を控えているかは、「はい」が39.7%、「いいえ」が58.5%となっています。

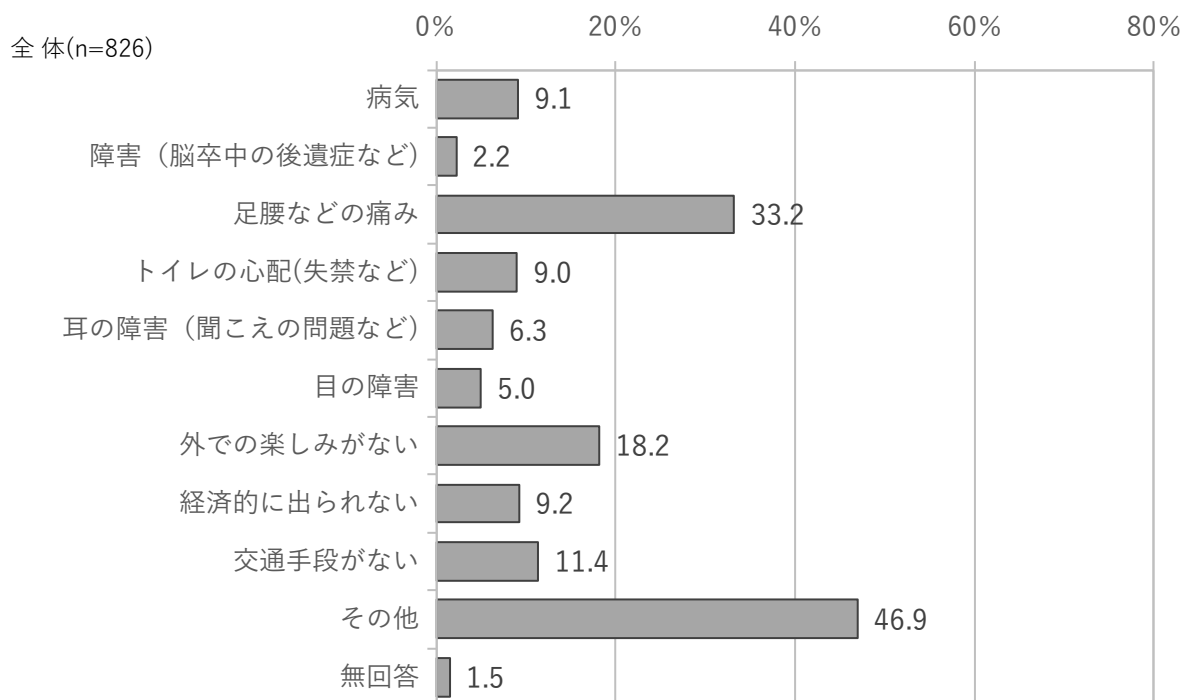
第8期計画策定時の調査結果（「はい」が52.2%）より、「はい」が12.5ポイント減っています。



外出を控えている理由は、外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」が33.2%と最も高く、次いで「外での楽しみがない」が18.2%となっています。また、その他は387件中315件が「新型コロナウイルス」と回答しています。

第8期計画策定時の調査結果より、「足腰などの痛み」は11.9ポイント減っている一方で、「外での楽しみがない」が8ポイント増えています。「その他」（主な理由として新型コロナウイルス）は22.7ポイント減っています。

図表 2-4-8 外出を控えている理由



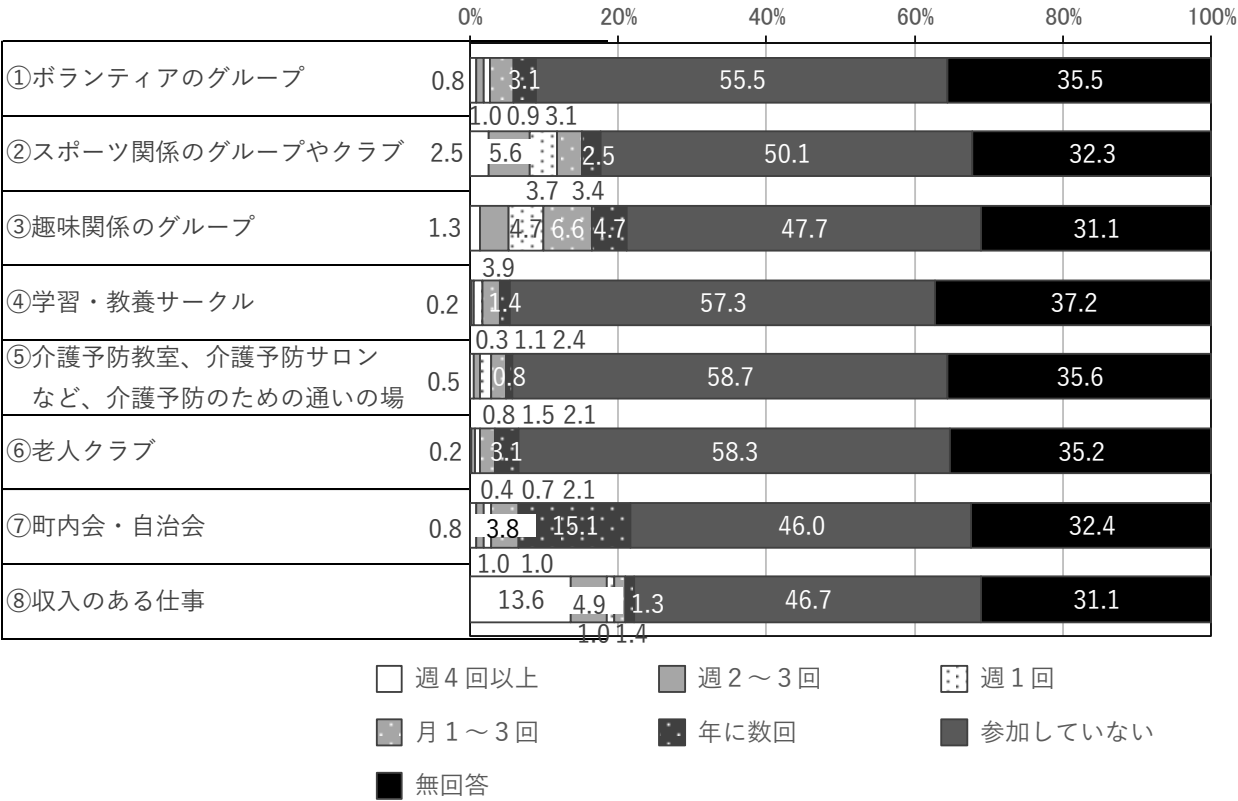
③ 地域での活動について

地域での活動について、何らかの方法で参加している方（「週4回以上」、「週2～3回」、「週1回」、「月1～3回」、「年に数回」を合わせた割合）は、①ボランティアのグループで8.9%、②スポーツ関係のグループやクラブで17.7%、③趣味関係のグループで21.2%、④学習・教養サークルで5.4%、⑤介護予防教室、介護予防サロンなど、介護予防のための通いの場で5.7%、⑥老人クラブで6.5%、⑦町内会・自治会で21.7%、⑧収入のある仕事で22.2%となっています。

第8期計画策定時の調査結果より、全ての項目において平均2.4ポイント減っています。

図表 2-4-9 地域での活動の参加状況

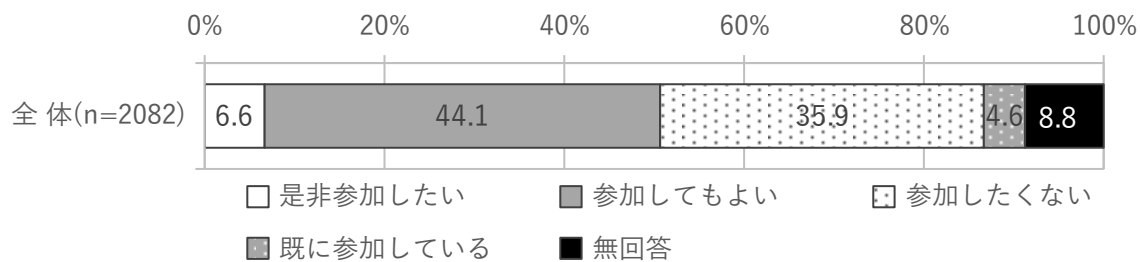
全 体(n=2,082)



地域住民でのグループ活動を行う際に参加者としてその活動に参加したいかと尋ねたところ、参加者として「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせて 50.7% となっています。

第8期計画策定時の調査結果(「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」の合計 50.2%) より、0.5 ポイント増えています。

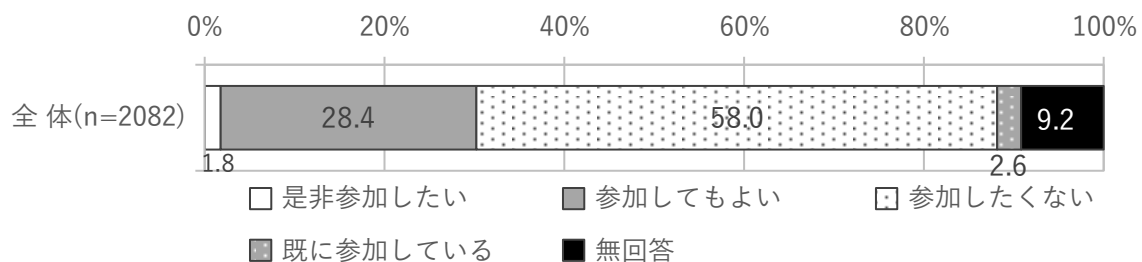
図表 2-4-10 地域でのグループ活動への参加者としての参加意向



地域住民でのグループ活動を行う際に企画・運営としてその活動に参加したいかと尋ねたところ、企画・運営として「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせて 30.2% となっています。

第8期計画策定時の調査結果(「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」の合計 31.3%) より、1.1 ポイント減っています。

図表 2-4-11 地域でのグループ活動への企画・運営としての参加意向

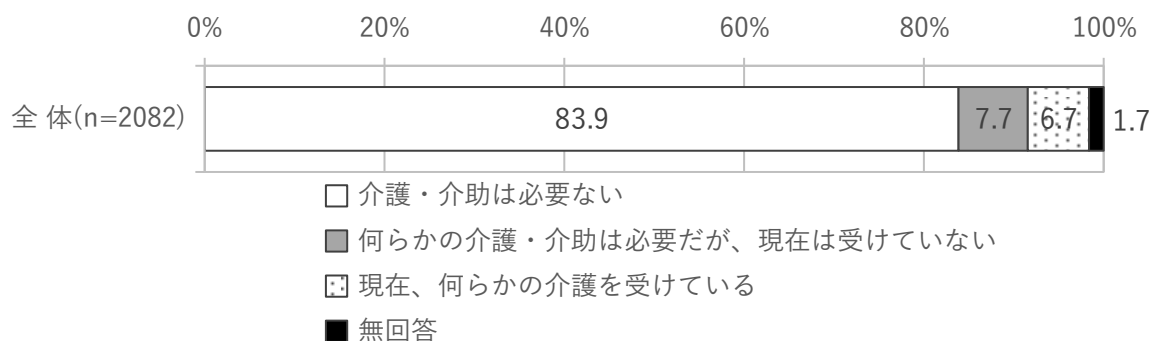


④ 要介護状態になる前の介護の必要度について

要介護状態になる前の介護の必要度について、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が7.7%、「現在、何らかの介護を受けている」が6.7%となっています。

第8期計画策定時の調査結果（「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が8.0%、「現在、何らかの介護を受けている」が4.7%）より、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が0.3ポイント減り、「現在、何らかの介護を受けている」が2.0ポイント増えています。

図表 2-4-12 介護・介助の必要性



(3) アンケート調査結果からみられる課題

- 「運動器機能の低下している高齢者」や「転倒リスクのある高齢者」など「リスク判定」に該当する高齢者は第8期計画のアンケート調査時に比べて増加しており、新型コロナウイルス感染症により、外出を自粛していた影響であると分析できることから、介護予防や社会参加の必要性についての周知・啓発や介護予防事業や社会参加の場を創出する取組を推進することが必要
- 「閉じこもり傾向のある高齢者」は一定程度おり、外出を控えている理由として、「外での楽しみがない」という回答のほか、「耳の障害」など身体的な理由もあることから、これらを改善する取組が必要
- 地域での活動に参加している方が減少傾向にある一方で、地域住民でのグループ活動への参加意向はあることから、高齢者の居場所づくり等を推進していく取組が必要
- 要介護状態になる前の介護の必要度は「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が一定程度いることから、相談体制の充実が必要

2 在宅介護実態調査

(1) 調査の概要

高齢者の実態や介護に対する意識・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、在宅介護実態調査を実施しました。

目 的	第9期計画策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「ケアラーの就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的としています。
対象者	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしており、認定調査の対象となる高齢者
調査方法	郵送による調査（返信用封筒を同封）
調査期間	調査票郵送日：令和5年3月6日 調査票提出期限：令和5年3月24日
回収状況	【郵送による調査】 発送数：1,300件 有効回収数：693件 有効回収率 53.3%

(2) 調査結果

調査結果の図表中の構成比(%)は、小数点以下第2位を四捨五入したものであり、端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。

また、有効回答数が50未満の場合は参考値としています。

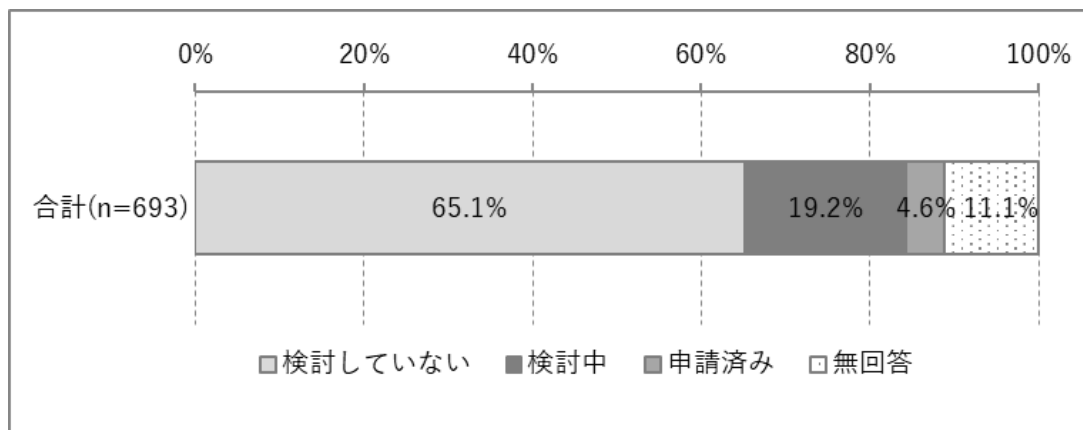
① 施設等の入所検討状況

施設等への入所・入居の検討状況は、「検討していない」が65.1%、「検討中」が19.2%、「申請済み」が4.6%となっています。

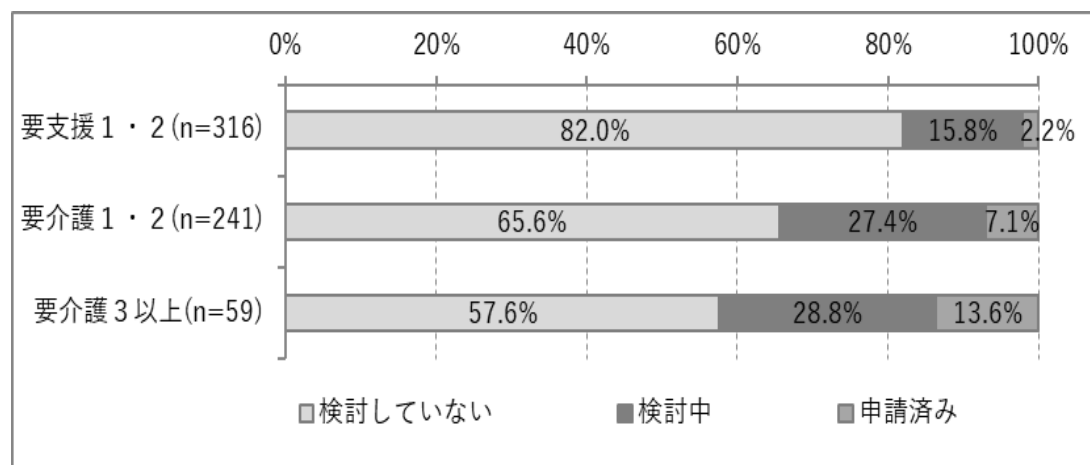
要介護度別にみると、要介護度が上がるにつれて「検討中」、「申請済み」の割合が高くなっています。

第8期計画策定時の調査結果より、「検討していない」が1.5ポイント減り、「検討中」が1.8ポイント、「申請済み」が1.5ポイント増えています。

図表 2-4-13 施設等検討の状況



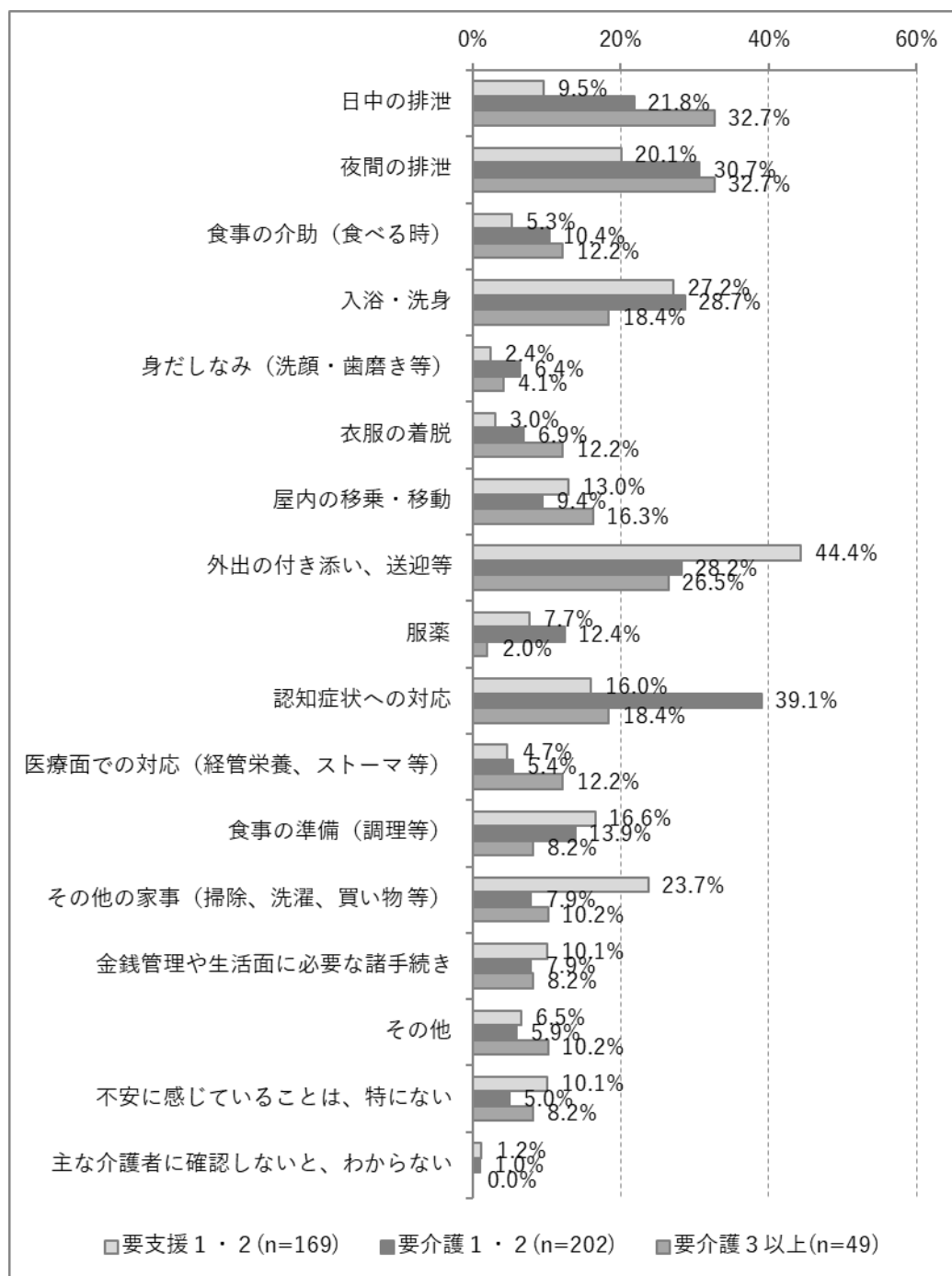
図表 2-4-14 施設等検討の状況（要介護度別）



② 要介護度・認知症自立度の重度化に伴う介護者の不安の変化

現在の生活を継続していくに当たって、主な介護者の方が不安に感じる介護は、要介護度別にみると、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」、「入浴・洗身」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」「夜間の排泄」が2割を超えており、要介護1・2では「認知症状への対応」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「日中の排泄」が2割を超えています。

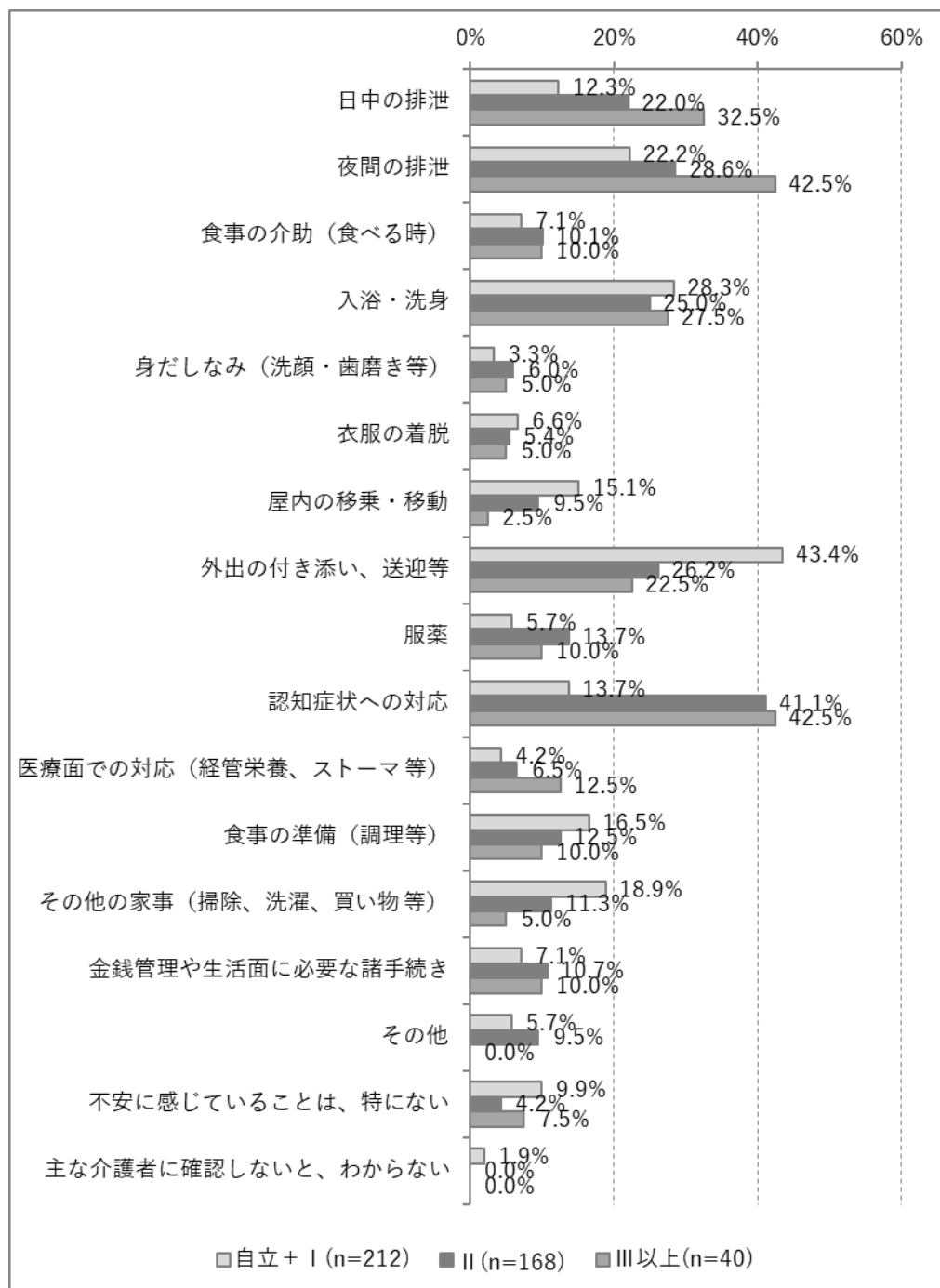
図表 2-4-15 要介護度別・介護者が不安に感じる介護



認知症自立度別にみると、自立+認知症自立度Ⅰでは、「外出の付き添い、送迎等」に不安を感じる介護者が最も多い結果となっています。自立度Ⅱでは「認知症状への対応」に対する主な介護者の不安が大きくなっています。参考値ではありますが、Ⅲ以上についても「認知症状への対応」が高くなっています。

このようなことから、特に認知症の人を支える家族や介護者等を支援する認知症施策が重要となります。

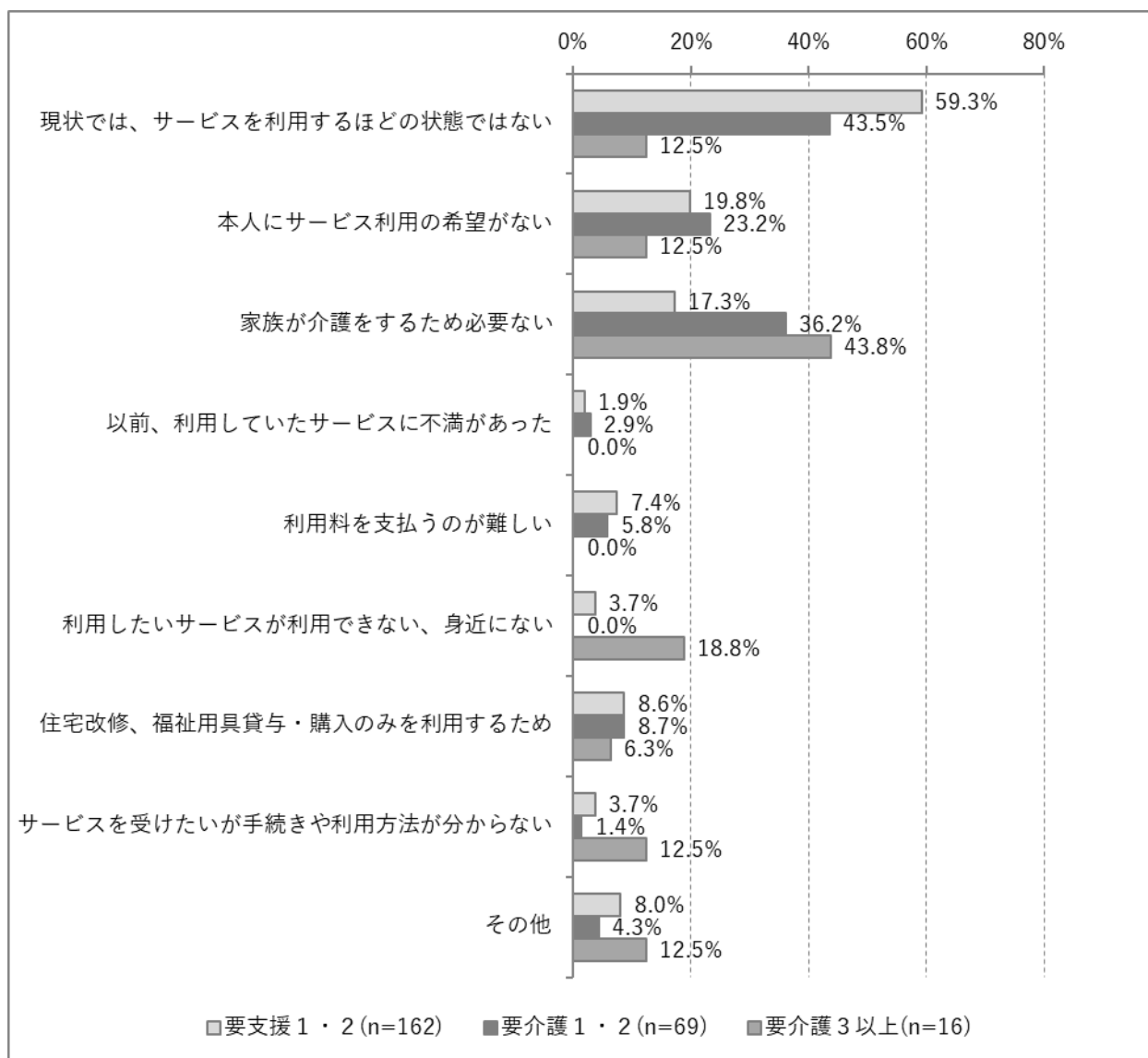
図表 2-4-16 認知症自立度別・介護者が不安を感じる介護



③ 介護保険サービス未利用の理由

サービス未利用の理由は、要介護度別にみると、要支援1・2では、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が高く、要介護1・2では、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」「家族が介護をするため必要ない」の割合が高くなっています。

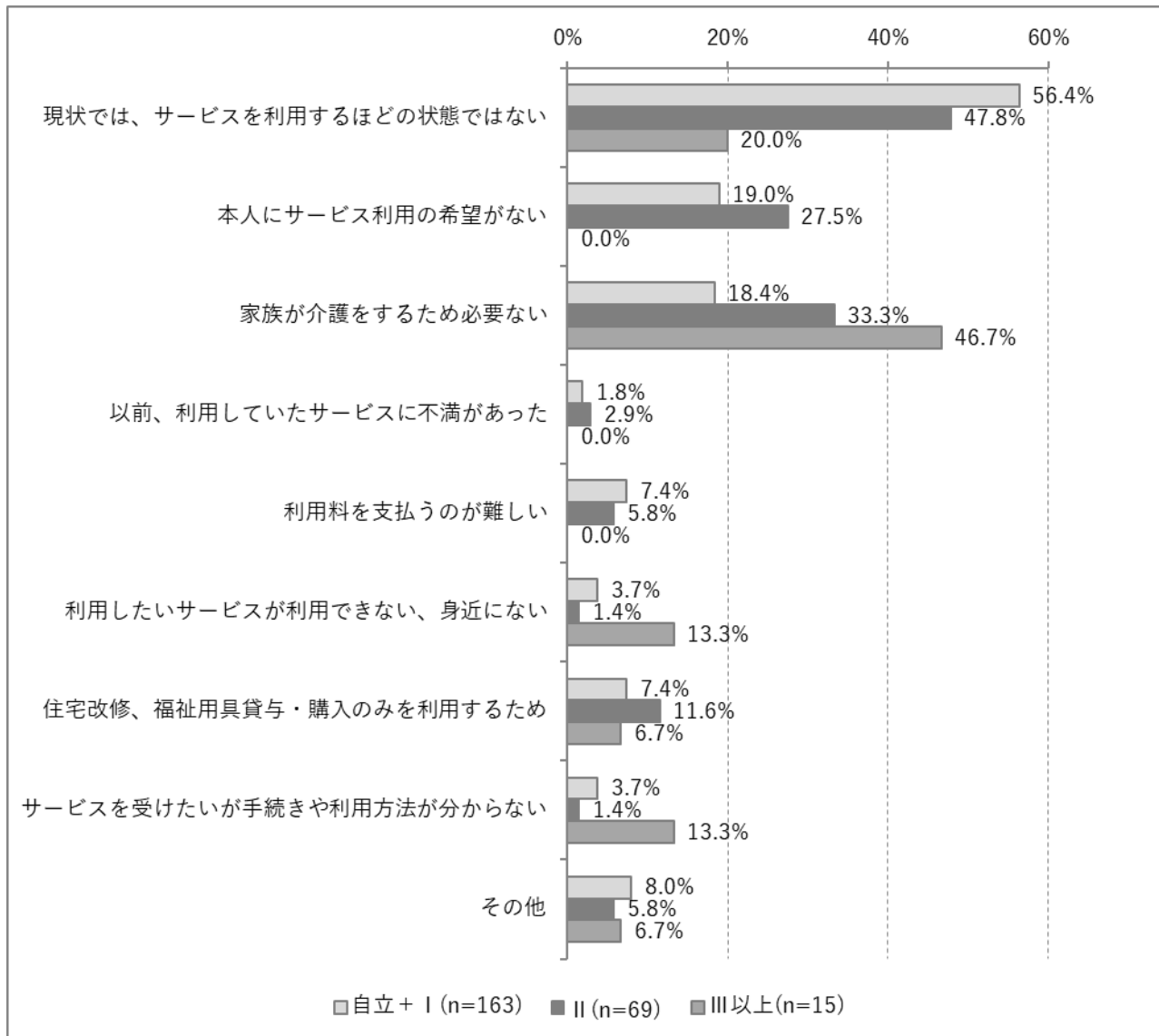
図表 2-4-17 要介護度別のサービス未利用の理由



認知症自立度別にみると、自立+認知症自立度Ⅰと認知症自立度Ⅱでは、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が最も高くなっています。

家族が主な介護者となっているケース、本人にサービス利用の希望がないため家族が介護をしているケースなどが想定され、介護に取り組む家族等への支援の充実の必要性がうかがえます。

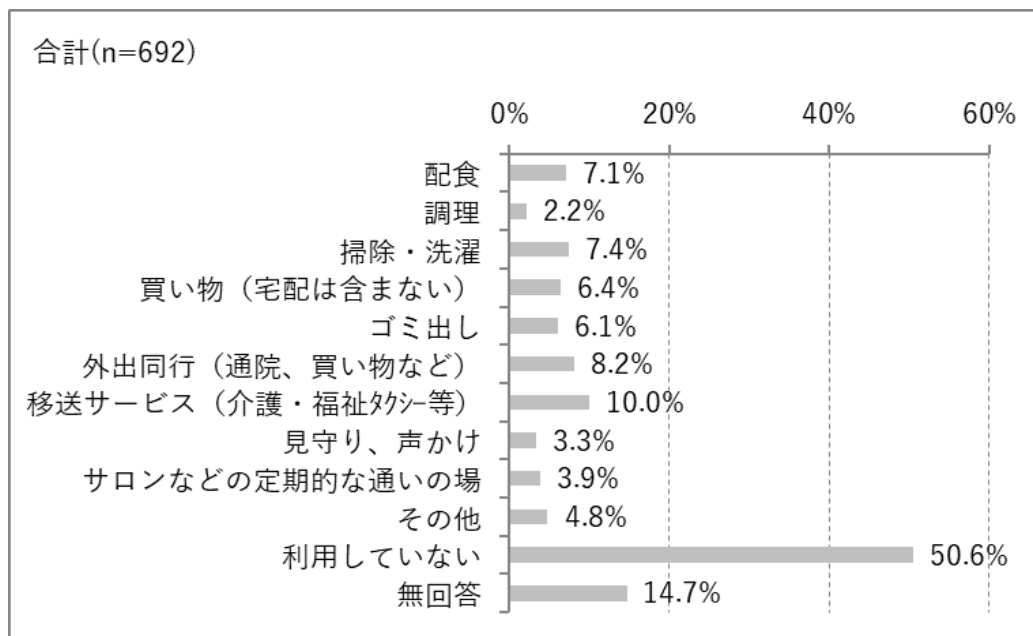
図表 2-4-18 認知症自立度別のサービス未利用の理由



④ 保険外の支援・サービスの利用状況と充実が必要なサービス

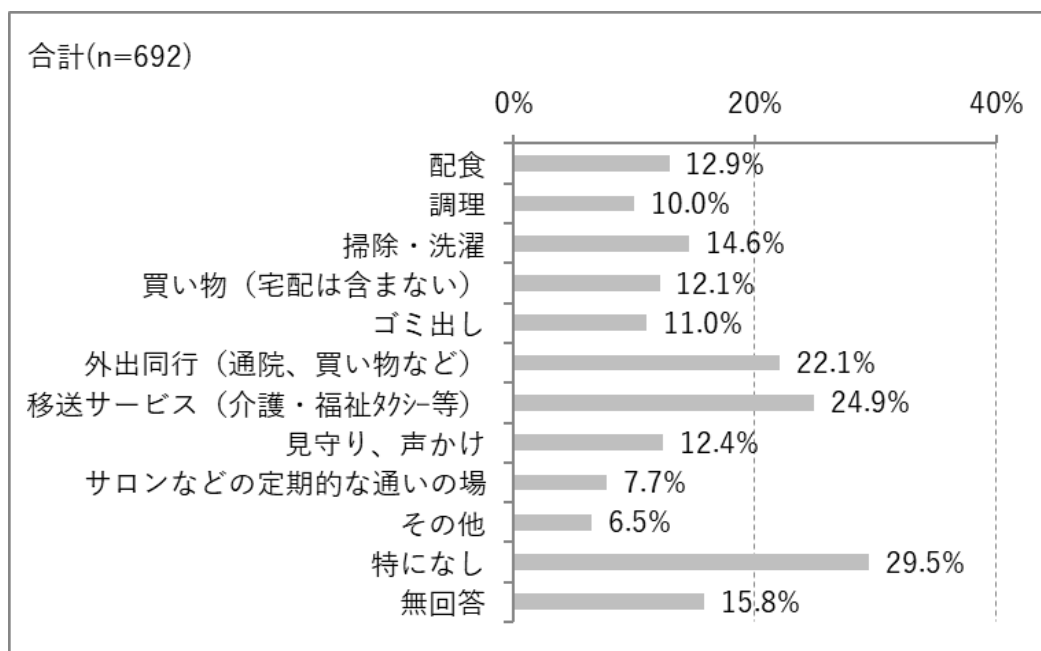
保険外の支援・サービスの利用状況は、「利用していない」が50.6%と半数以上となっています。

図表 2-4-19 保険外の支援・サービスの利用状況（複数回答）



在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスは、利用されている項目では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」や「外出同行（通院、買い物など）」が高くなっています。

図表 2-4-20 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス（複数回答）



(3) アンケート調査結果からみられる課題

- 施設等への入所・入居を申請された方が、自身の介護度に合った介護サービスを受けられるよう需要に応じた介護サービスの提供基盤の整備が必要
- 認知症の人を支える家族や介護者等の負担軽減等につながる介護支援や認知症施策が必要

3 施策調査

(1) 調査の概要

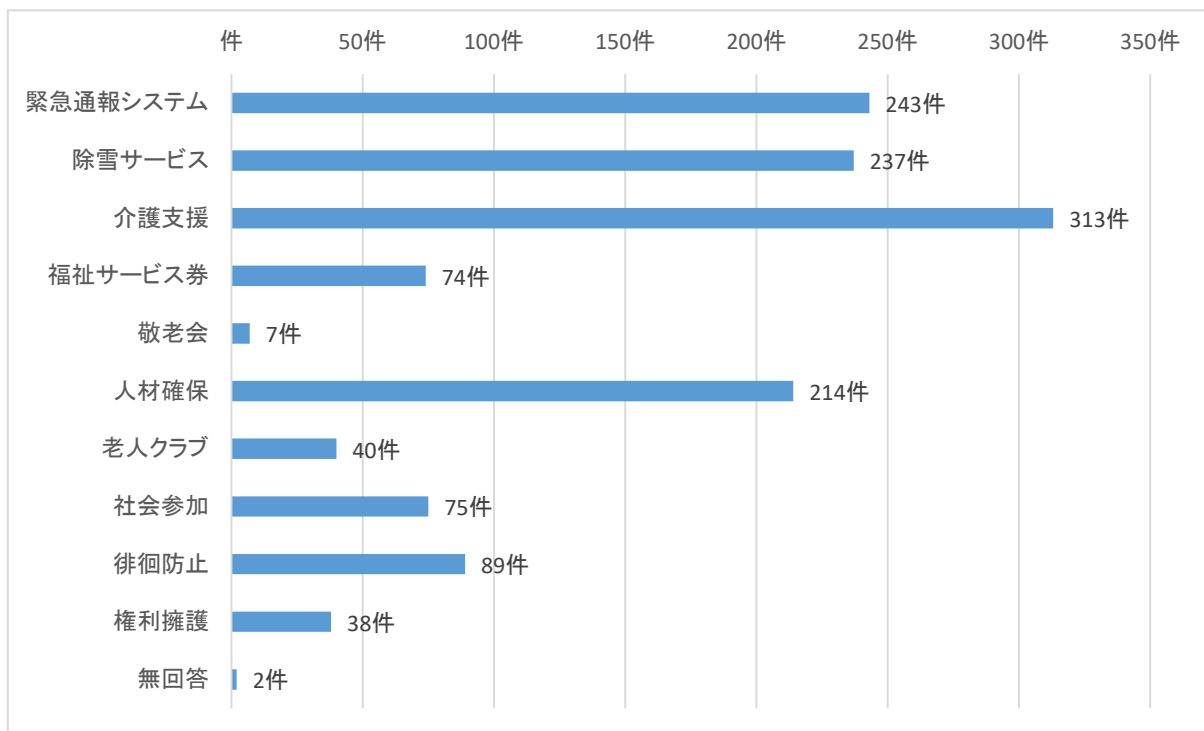
高齢者施策の見直し等の資料とするため、高齢者施策に関するアンケート調査を実施しました。

目 的	第9期計画策定において、高齢者施策に関する意識調査を行い、今後の施策見直し等の資料とすることを目的としています。
対象者	住民基本台帳に登録されている者のうち、令和4年4月1日現在で満20歳以上の方
調査方法	郵送による調査（返信用封筒を同封）
調査期間	調査票郵送日：令和4年7月28日 調査票提出期限：令和4年8月10日
回収状況	【郵送による調査】 発送数：1,300人 有効回収数：477件 有効回収率 36.7%

(2) 調査結果

千歳市の高齢者施策のうち、特に重要だと思う施策は、「介護支援」が313件、「緊急通報」が243件、「除雪サービス」が237件となっており、元気な高齢者に対する施策よりも、支援が必要な高齢者に対する施策が重要と考えている方が多いという結果となりました。

図表 2-4-21 高齢者施策のうち特に重要だと思う施策（複数回答）



第3章 計画の基本的方向

第1節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、介護保険法第117条第2項第1号の規定により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービス事業所の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとなっています。

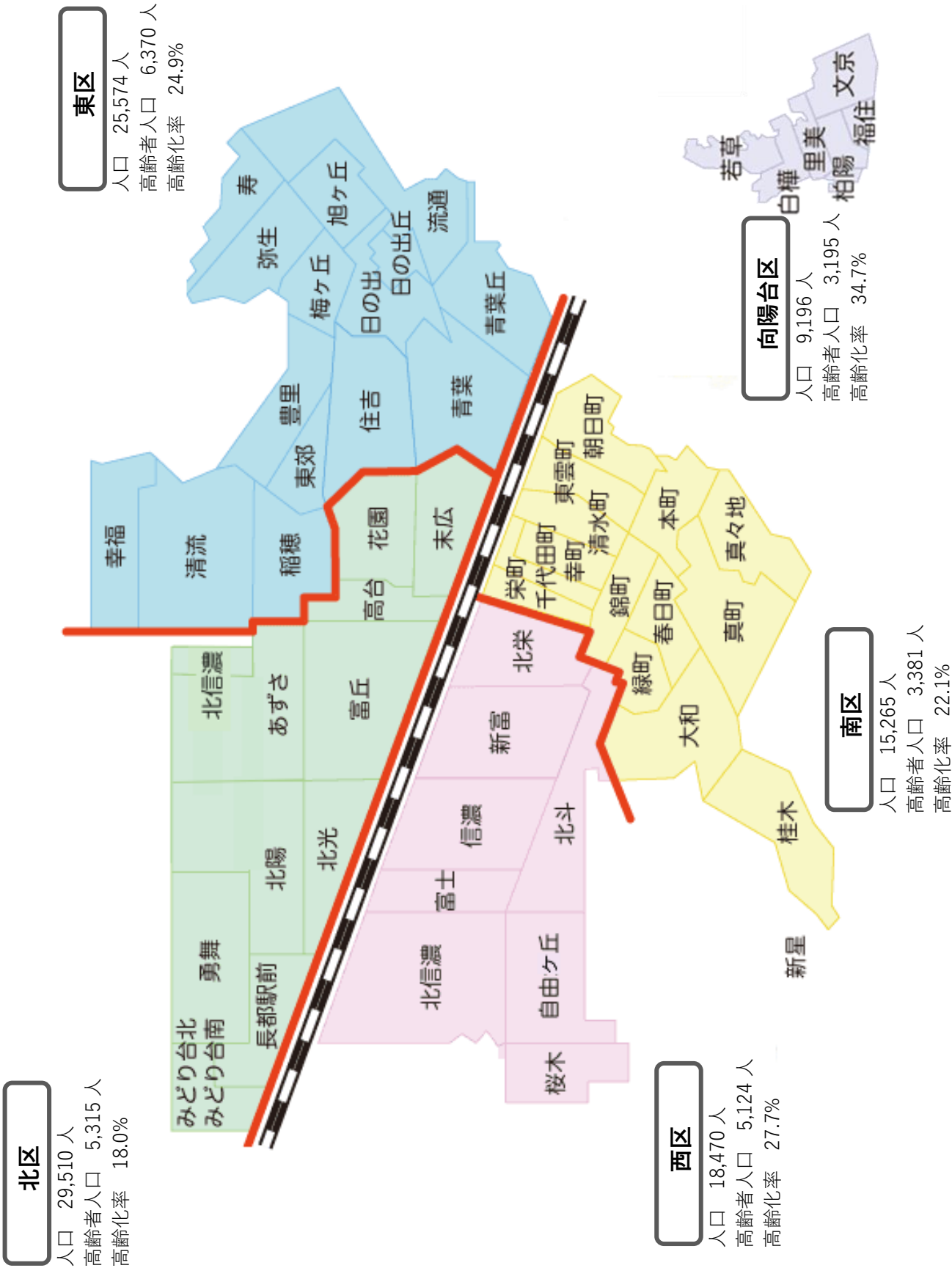
本市の日常生活圏域は、西区・東区・北区・南区・向陽台区の5圏域に区分しています。

図表 3-1-1 日常生活圏域の人口

圏域名	町 名	総人口	高齢者人口	高齢化率
西 区	北栄、新富、信濃、北斗、富士、北信濃、自由ヶ丘、桜木、上長都	18,470 人	5,124 人	27.7%
東 区	流通、旭ヶ丘、日の出、青葉、住吉、東郊、稲穂、幸福、柏台南、梅ヶ丘、弥生、寿、豊里、清流、青葉丘、日の出丘、柏台、駒里、祝梅、美々、中央、泉郷、幌加、協和、新川、東丘、根志越	25,574 人	6,370 人	24.9%
北 区	あずさ、北陽、長都駅前、北光、富丘、末広、花園、高台、勇舞、みどり台北、みどり台南、北信濃、上長都、都、長都、釜加	29,510 人	5,315 人	18.0%
南 区	本町、東雲町、朝日町、清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町、春日町、緑町、真々地、大和、桂木、新星、真町、平和、蘭越、藤の沢、美笛、支笏湖温泉、幌美内、モラップ、支寒内、奥潭、水明郷、西森、紋別	15,265 人	3,381 人	22.1%
向陽台区	若草、白樺、里美、文京、柏陽、福住、泉沢	9,196 人	3,195 人	34.7%
千歳市全体		98,015 人	23,385 人	23.9%

※住民基本台帳（令和5年10月1日）

図表 3-1-2 千歳市日常生活圏域図



日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数は、下表のとおりとなっています。

事業所の設置は介護保険法の規定に基づき、原則として事業者の申請により訪問介護から介護老人保健施設までの事業所（施設）は北海道が、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービスとなる定期巡回・随時対応型訪問介護看護から看護小規模多機能型居宅介護までの事業所（施設）、介護予防・日常生活支援総合事業となる訪問型サービス A 及び通所型サービス A の事業所は本市が指定することとなっています。

図表 3-1-3 日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数

事業所の種類	西区	東区	北区	南区	向陽台区	計
居宅介護支援	1	4	6	5	2	18
訪問介護	4	6	7	4	2	23
訪問入浴介護	1	-	-	1	-	2
訪問看護	2	3	4	4	2	15
訪問リハビリテーション	-	2	1	2	-	5
通所介護（デイサービス）	1	1	1	5	-	8
通所リハビリテーション（デイケア）	-	2	1	2	-	5
短期入所生活介護（ショートステイ）	-	-	1	3	-	4
短期入所療養介護（ショートステイ）	-	1	-	1	-	2
特定施設入居者生活介護	-	-	-	2	-	2
居宅療養管理指導	-	1	-	1	-	2
予防居宅療養管理指導	-	-	-	1	-	1
福祉用具貸与	-	2	-	1	1	4
特定福祉用具販売	-	2	-	1	1	4
指定介護老人福祉施設	-	-	1	1	-	2
介護老人保健施設	-	1	-	1	-	2
介護予防支援	1	1	1	1	1	5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	1	-	1	2
地域密着型通所介護	3	2	3	1	3	12
認知症対応型通所介護	-	-	1	1	-	2
小規模多機能型居宅介護	1	1	2	3	-	7
認知症対応型共同生活介護	3	3	6	2	3	17
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	2	-	2
看護小規模多機能型居宅介護	-	2	-	1	-	3
訪問型サービス A	-	-	-	-	1	1
通所型サービス A	-	-	-	-	1	1
圏域別事業所総計	17	34	36	46	18	151

※令和5年10月1日現在

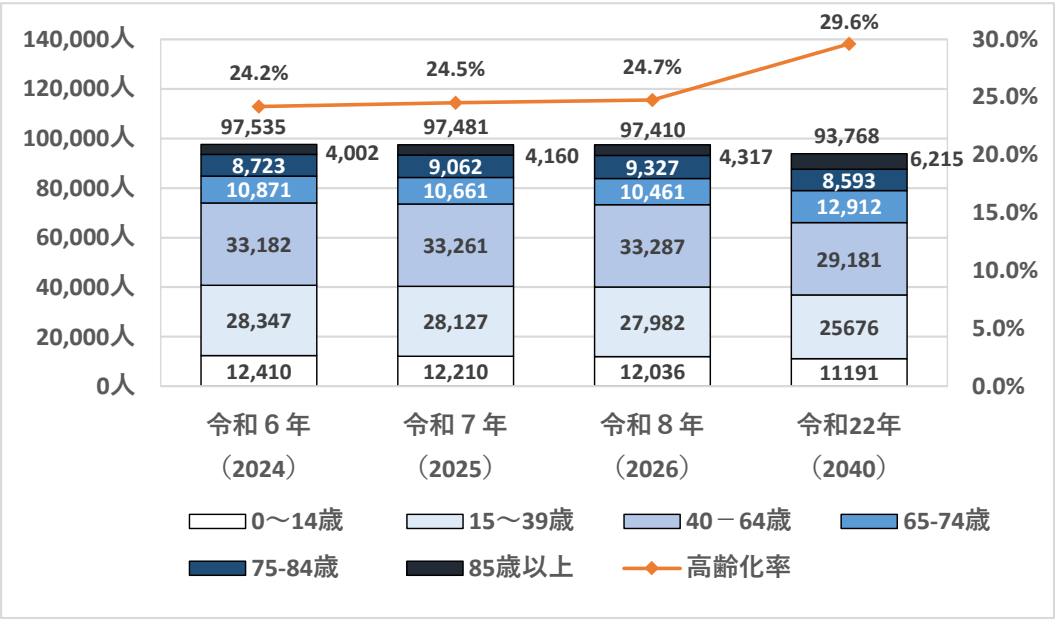
第2節 千歳市の将来像

1 高齢者人口の推計

将来人口推計は、令和6（2024）年の65歳～74歳（前期高齢者）の人口は10,871人、令和7（2025）年の65歳～74歳（前期高齢者）の人口は10,661人、令和8（2026）年の65歳～74歳（前期高齢者）の人口は10,461人と予想されています。

令和22（2040）年には、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢化率（総人口に対する65歳以上の高齢者の割合）が29.6%と高くなると予想されます。

図表 3-2-1 高齢者人口の推計



	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和22年 (2040)
総人口	97,535	97,481	97,410	93,768
40-64歳	33,182	33,261	33,287	29,181
65歳以上	23,596	23,883	24,105	27,720
前期高齢者（65-74歳）	10,871	10,661	10,461	12,912
後期高齢者（75歳以上）	12,725	13,222	13,644	14,808
75-84歳	8,723	9,062	9,327	8,593
85歳以上	4,002	4,160	4,317	6,215
高齢化率	24.2%	24.5%	24.7%	29.6%
前期高齢者高齢化率	11.1%	10.9%	10.7%	13.8%
後期高齢者高齢化率	13.0%	13.6%	14.0%	15.8%

※「千歳市人口ビジョン令和2年3月」による推計値です。

2 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護者の認定者数の将来推計は、令和6（2024）年が●人、令和7（2025）年が●人、令和8（2026）年が●人となっています。令和22（2040）年には●人と●人を超える予想となっています。

図表 3-2-2 要支援・要介護者の将来推計

最新データが反映次第、グラフを差し込み予定

	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和22年 (2040)
総数				
第1号被保険者認定者数				
要支援1				
要支援2				
要介護1				
要介護2				
要介護3				
要介護4				
要介護5				
第2号被保険者認定者数				

※国の地域包括ケア「見える化」システムより算出した推計値です。

3 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推計

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推計は、令和6（2024）年が●人、令和7（2025）年が●人、令和8（2026）年が●人、令和22（2040）年には●人と予想されます。

図表 3-2-3 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推計

最新データが反映次第、グラフを差し込み予定

	令和6年 (2024)			令和7年 (2025)			令和8年 (2026)		
	1号被保険者	2号被保険者	計	1号被保険者	2号被保険者	計	1号被保険者	2号被保険者	計
認定者数（転入等除く）									
自立									
I									
II a									
II b									
III a									
III b									
IV									
M									
	令和22年 (2040)								
	1号被保険者	2号被保険者	計						
認定者数（転入等除く）	0	0	0						
自立	0	0	0						
I	0	0	0						
II a	0	0	0						
II b	0	0	0						
III a	0	0	0						
III b	0	0	0						
IV	0	0	0						
M	0	0	0						

※国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能にて算出した要支援・要介護者推計値の伸び率から算出した推計値です。

第3節 基本的な考え方

1 基本理念

いくつになっても自分らしく、
元気で住み慣れた地域で支え合い、
安心して暮らし続けることができる地域社会の実現

本計画期間中に団塊の世代が全員 75 歳以上となる令和 7（2025）年を迎えるなど、超高齢化社会が進む中、人々のライフスタイルや生活意識、ニーズ等が更に多様化することが予測されます。それぞれの人が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に生かすことができる環境づくりとともに、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活の支援を推進していく必要があります。

一方で、医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者等が増加する中で、あらゆる市民が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、介護事業者間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための基盤を整備し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、着実に計画を推進していく必要があります。

これらの千歳市の状況や国の介護保険制度改正、千歳市第 7 期総合計画や関連計画等を踏まえ、本計画では、第 8 期計画に引き続き「いくつになっても自分らしく、元気で住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現」を基本理念とします。

2 政策目標

本計画の基本理念である「いくつになっても自分らしく、元気で住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現」を目指し、3つの政策目標を設定します。

政策目標 1

生きがいを持って生活できるまちづくり

「団塊の世代」が後期高齢者となる令和 7（2025）年を迎え、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22（2040）年に向け、高齢者が地域で活躍できる場の充実を図り、地域活動の担い手となることで、生きがいづくりや仲間づくりなどの心身ともに元気に過ごすことのできる地域づくりが重要です。これまで培ってきた豊富な知識や経験を生かして社会参加や社会貢献を行うことにより、地域を支える一員としての役割を感じながら、活躍することができる地域の実現を進めます。

政策目標 2**いきいきと元気に生活できるまちづくり**

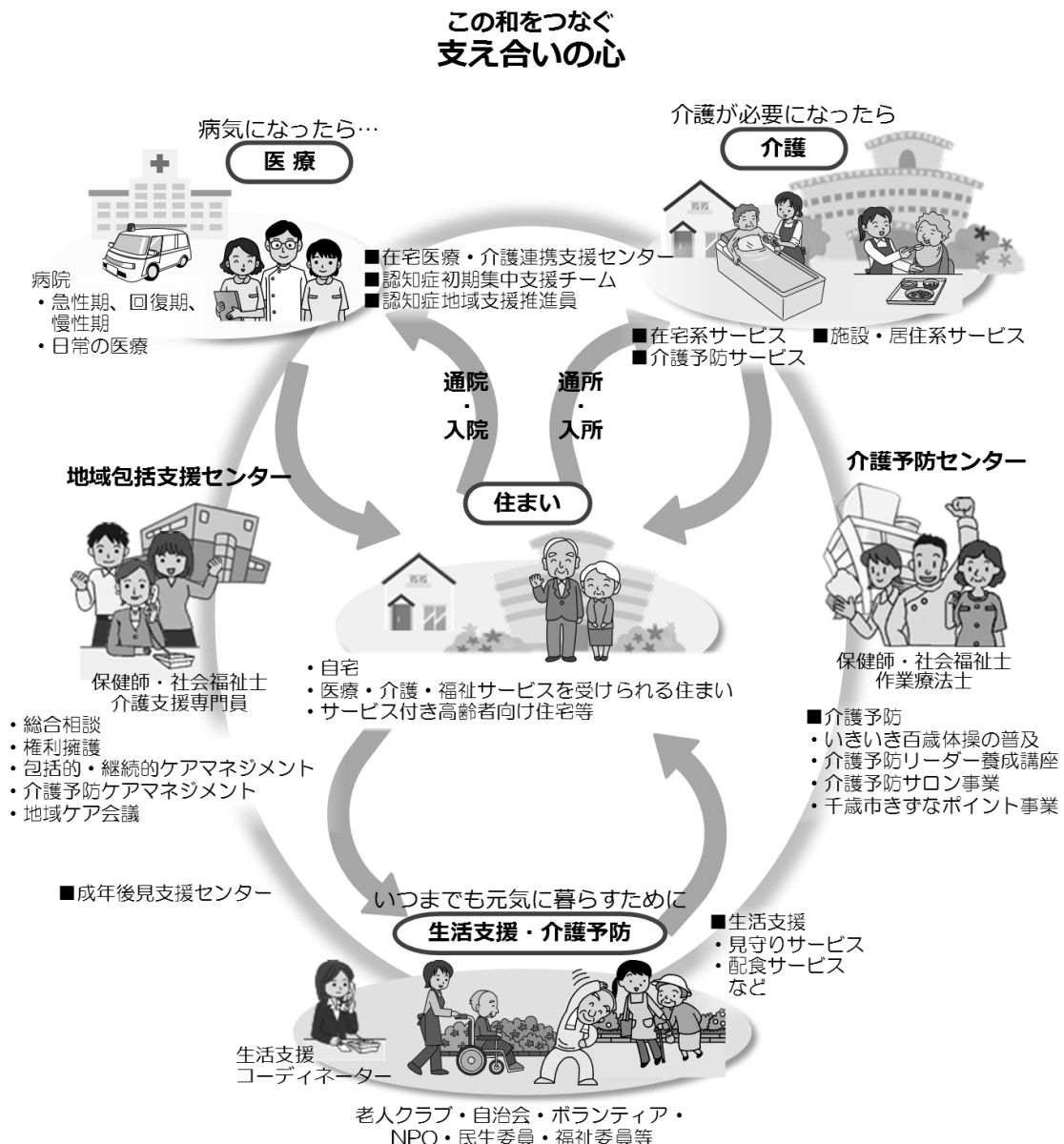
健康で活力に満ちた長寿社会を実現するためには、高齢者ができる限り健康でいきいきと生活を送ることができるよう、介護予防を推進することが必要です。

今後、高齢者がますます増加することが見込まれる中、健康寿命を延ばし、元気な高齢者を増やすため、介護予防事業を積極的に展開するとともに、介護予防の取組が地域で自主的に行われるよう、長寿で健康な地域づくりを進めます。

政策目標 3**安心して暮らせるまちづくり**

高齢者が安心して暮らすためには、高齢者やその家族のニーズに応じたサービスの充実が必要となります。そのため、介護サービス等の基盤整備の充実や認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携を進めるとともに、地域の実情に応じて地域住民やボランティアなどによる生活支援サービスを充実し、住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を継続できる基盤整備を進めます。

図表 3-3-1 千歳市の各日常生活圏域における地域包括ケアシステムのイメージ図



3 計画目標

基本的な政策目標の実現に向けて取り組むべき計画目標は、次のとおりです。

【計画目標（重点取組事項）】

- 計画目標1 地域支援体制の機能強化
- 計画目標2 介護予防・健康づくりの推進
- 計画目標3 医療・介護体制の充実
- 計画目標4 支え合いの地域づくりの推進
- 計画目標5 認知症施策の推進
- 計画目標6 安心して暮らせる環境づくりの推進

計画目標1 地域支援体制の機能強化

地域の総合相談窓口の役割を担う地域包括支援センターを中心として、高齢者に関わる様々な機関・団体・専門職のほか、地域住民や民生委員、ボランティア等が連携しながら、地域ケア会議等の多様な機会を通して、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、地域支援体制の機能強化を図ります。

計画目標2 介護予防・健康づくりの推進

健康で生きがいのある生活を送り、介護を必要としない生活を続けるためには、食事や運動等、日常生活習慣による疾病予防、身体機能の維持、老いの進行に対する不安解消や閉じこもり防止等が必要となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出や地域活動に参加する機会が減ったことにより、心身機能が低下している傾向にあることから、要介護状態になること、あるいは要介護状態が重度化することを予防する取組を推進します。

計画目標3 医療・介護体制の充実

医療と介護の両方を必要とする慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療と介護連携の推進を図り、地域全体で高齢者を支え合う切れ目のない体制づくりを推進します。

また、介護サービスの需要がさらに高まることが見込まれている一方で、生産年齢人口が減少していくことから介護人材の確保は喫緊の課題となっています。介護サービスの安定的な供給を図るため、福祉・介護人材の確保や人材育成・定着支援を強化します。

計画目標4 支え合いの地域づくりの推進

一人暮らしの高齢者を中心に高齢者世帯が増加している中、医療・介護サービスのみならず、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、高齢者やその家族介護者の日常生活上の支援体制の充実・強化を行います。

また、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、高齢者がいきいきとした暮らしができるよう、積極的な社会参加を促し、地域社会の一員として活躍できる活動を支援します。

計画目標5 認知症施策の推進

高齢者数の増加とともに、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症施策の推進は重要な課題です。

できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、介護予防や社会参加等を通じた認知症予防を推進するとともに、早期発見・早期対応に努めます。

また、令和5年6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）」が成立しました。認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、共生社会の実現を目指した基本理念が定められています。

共生社会の実現を推進するため、認知症の人が自らの意志により日常生活を送ることができるよう、周囲や地域が認知症に対する正しい理解を深め、地域で支え合うことができるような認知症施策を推進します。

計画目標6 安心して暮らせる環境づくりの推進

一人暮らしの高齢者の増加に伴い、その生活支援や住まいの確保、災害・感染症対策は高齢者が安心して生活するための重要な課題です。

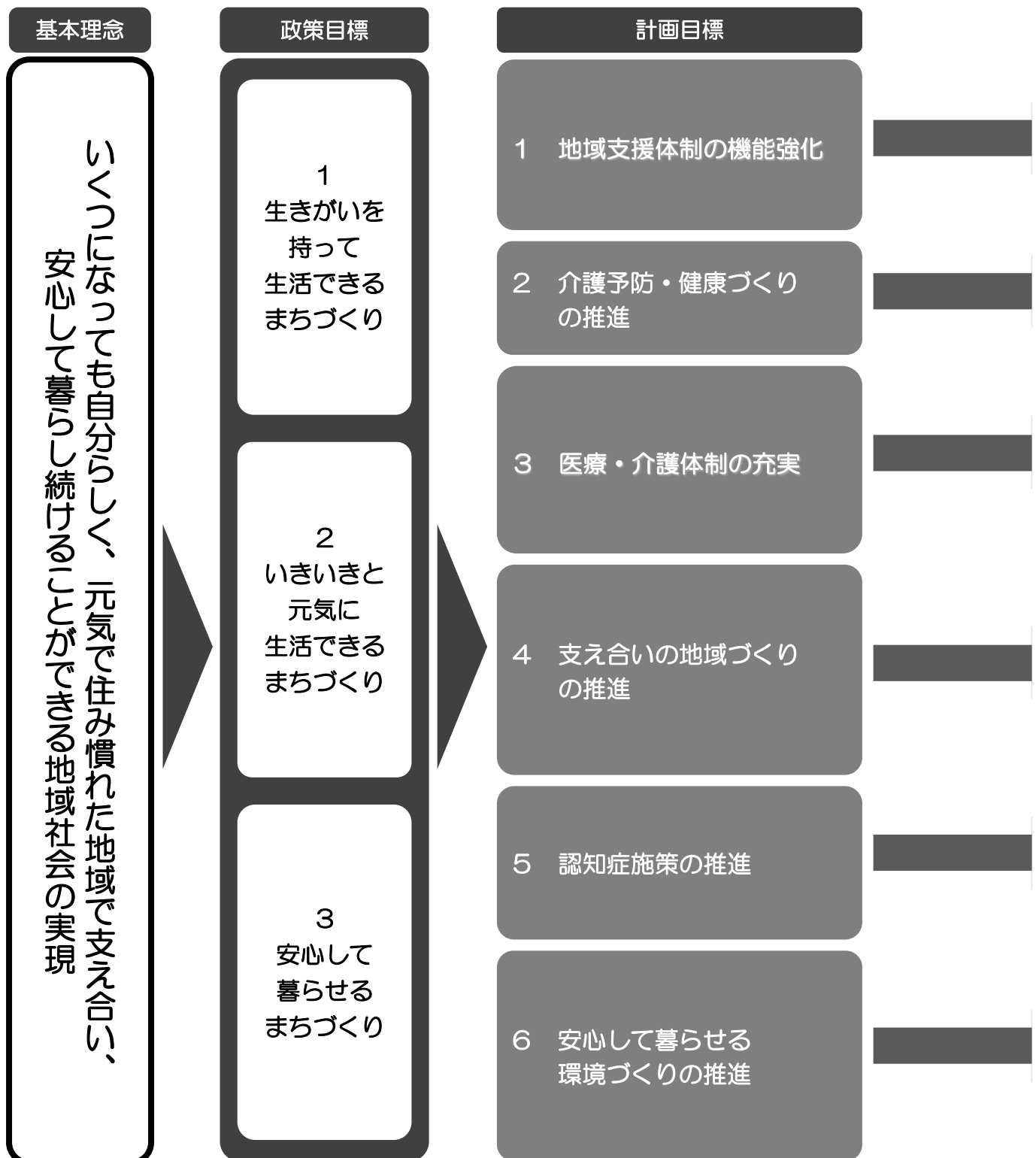
そのため、一人暮らしの高齢者や支援が必要な高齢者の相談体制を充実させ、快適な在宅生活を継続できる取組を行うほか、市営住宅や有料老人ホームをはじめとした、住宅の確保に加え、自然災害や感染症への備えにより高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、今後も高齢者虐待防止への取組を進めるとともに、成年後見制度の普及啓発や利用支援、市民後見人の養成を行い、支援を必要とする高齢者が円滑に制度を利用できるよう体制整備を進めます。

第4節 施策の体系

第9期計画では、介護保険給付対象者を含む全ての高齢者を対象とした施策の位置づけと関係を明らかにし、施策全体の体系化を図ることで、保健・医療・福祉分野を中心とした労働、教育、住宅、生活環境等、幅広い分野の施策の効率的な実施を目指します。

施策体系では、基本的な政策目標の実現に向かって、取り組むべき計画目標に対応した施策項目と具体的施策を示します。



施策項目	具体的施策
1 地域包括支援センターの体制強化	(1)総合相談支援業務 (2)権利擁護業務 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (4)介護予防ケアマネジメント業務
2 地域ケア会議の充実	(1)地域ケア会議の充実
3 相談及び広報体制等の整備	(1)相談体制 (2)広報体制
1 自立支援・介護予防の推進	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2)介護予防ケアマネジメントの推進 (3)認知症予防の推進
2 健康づくりの推進	(1)介護予防普及啓発事業 (2)地域介護予防活動支援事業 (3)地域リハビリテーション活動支援事業
1 介護保険サービス等の充実・強化	(1)介護保険サービスの基盤整備 (2)介護保険サービスの質的向上 (3)介護保険サービスの低所得者対策
2 在宅医療・介護連携の推進	(1)医療と介護の一体的な提供に向けた取組 (2)在宅医療・介護の連携体制整備 (3)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
3 介護人材の確保・資質向上及び事業者支援	(1)介護人材の確保・育成 (2)介護 DX の推進
1 生活支援体制整備の推進	(1)生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員) (2)協議体 (3)地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び養成
2 家族介護者等への支援	(1)家族介護者等への相談支援 (2)家族介護用品支給事業
3 生きがいづくりと社会参加の促進	(1)高齢者福祉サービス利用券助成事業(2)敬老祝金贈呈事業 (3)老人クラブ活動
1 早期発見・早期対応の推進	(1)認知症初期集中支援チーム (2)認知症地域支援推進員 (3)若年性認知症施策の推進 (4)認知症ケアパスの普及
2 認知症の人を支える地域づくりの推進	(1)認知症の正しい知識の普及・啓発 (2)認知症の人本人からの発信支援 (3)認知症サポーター養成講座の実施 (4)チームオレンジの構築 (5)認知症家族等への支援や居場所づくり (6)千歳地域 SOS ネットワーク (7)民間企業・大学との連携
1 生活支援体制の充実	(1)在宅支援サービス (2)高齢者福祉施設
2 安心して暮らせる住まいの確保	(1)高齢者世帯向けの特定目的住宅(市営住宅) (2)シルバーハウジング (3)有料老人ホーム (4)サービス付き高齢者向け住宅 (5)低所得高齢者の住まい支援 (6)福祉用具・住宅改修支援
3 人にやさしいまちづくりの促進	(1)防災・感染症対策の推進
4 高齢者の権利擁護の推進	(1)成年後見制度 (2)日常生活自立支援事業の推進 (3)高齢者虐待対策の推進

第4章 施策の展開



第1節 地域支援体制の機能強化

1 地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて中心的な役割を果たす機関です。

これまでに、介護予防センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、在宅医療・介護連携支援センター、生活支援コーディネーター、成年後見支援センターを整備し、地域包括ケアシステムの構築を進めてきており、これらの関係機関と連携して対応できる体制を構築し、地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、地域包括支援センターは5つの日常生活圏域ごとに設置しており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置しています。

今後も千歳市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例に従い、適切な人員の配置を行っていきます。

千歳市の地域包括支援センター

名称 (主な担当地区)	職員数	内訳			
		主任介護 支援専門員	保健師	社会福祉士	プランナー 等
西区地域包括支援センター	4人	1人	1人	1人	1人
東区地域包括支援センター	4人	1人	1人	2人	-
北区地域包括支援センター	5人	1人	1人	1人	2人
南区地域包括支援センター	4人	1人	1人	1人	1人
向陽台区地域包括支援センター	3人	1人	1人	1人	-

※令和5年10月現在

※条例に基づき「主任介護支援専門員」「保健師」「社会福祉士」の3職種は市で配置しています。

※プランナー等とは、3職種以外に配置されている、介護予防プラン等を専門に担当する職員で、受託法人の判断により配置しています。

（１）総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

高齢者やその家族、地域の関係者、医療関係者、介護サービス事業者などからの様々な相談に対応し、今後も市民に身近な相談拠点として、また、介護・福祉・医療等の関係者からの相談機関として、相談体制の充実を図ります。

（２）権利擁護業務

認知症や虐待事例など専門的な支援を必要とする相談が増加しています。認知症地域支援推進員や千歳市成年後見支援センター等の関係機関と連携しながら、権利侵害の予防や防止の支援を専門的に行い、高齢者が地域において尊厳ある暮らしを維持できるよう必要な支援を行います。

（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、高齢者やその家族に包括的・継続的に支援していくことができるよう、ケアマネジャーへの支援を行います。

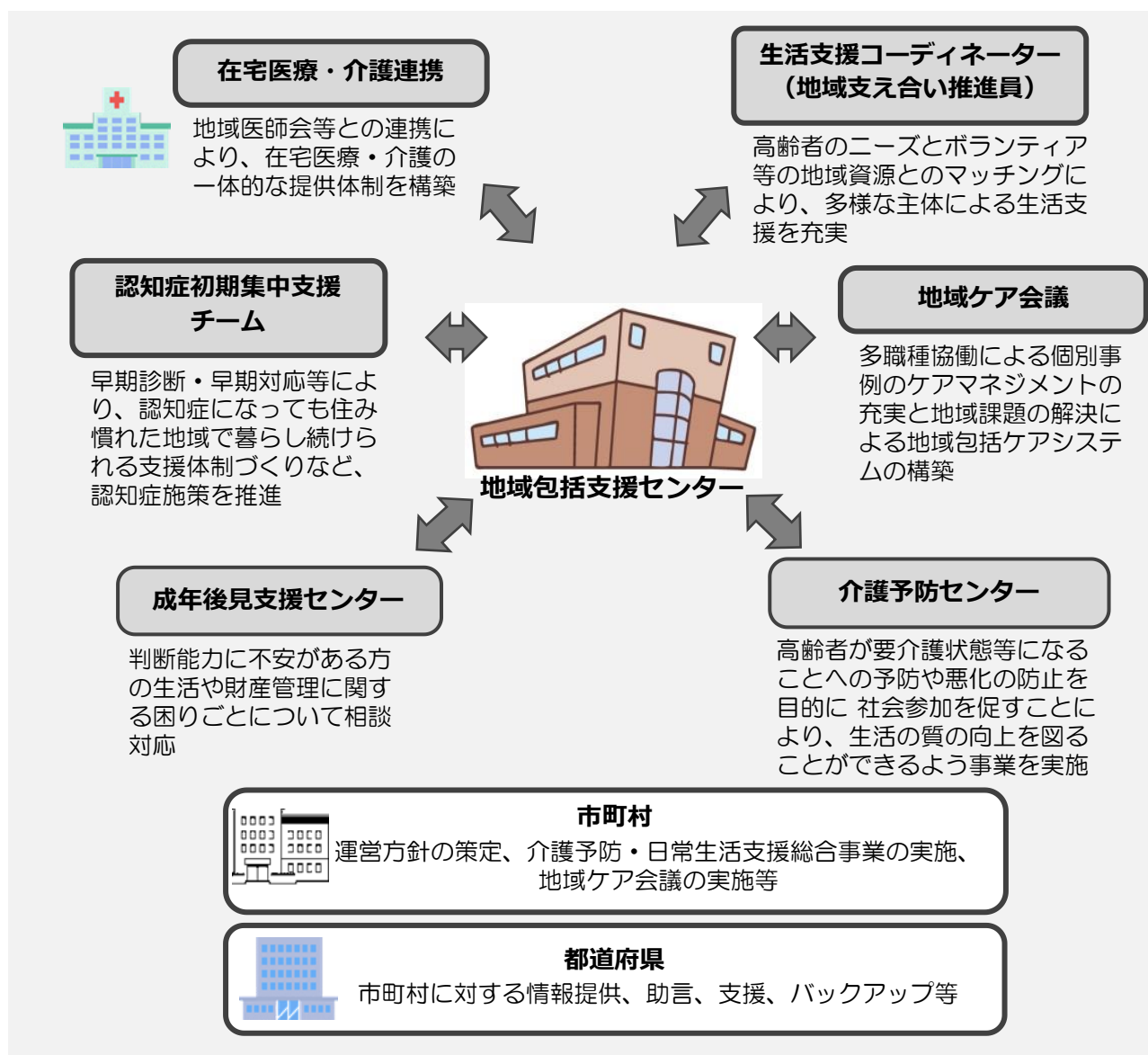
また、市内の主任介護支援専門員の協力を得ながら、ケアマネジャーの資質向上に向けた研修会等の取組を行っていきます。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

基本チェックリスト該当者等の介護予防・日常生活支援総合事業利用者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な支援を行います。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
地域包括支援センター の相談受付件数	5,168 件	5,985 件	6,640 件

図表 4-1-1 地域包括支援センターの機能強化（イメージ図）



2 地域ケア会議の充実

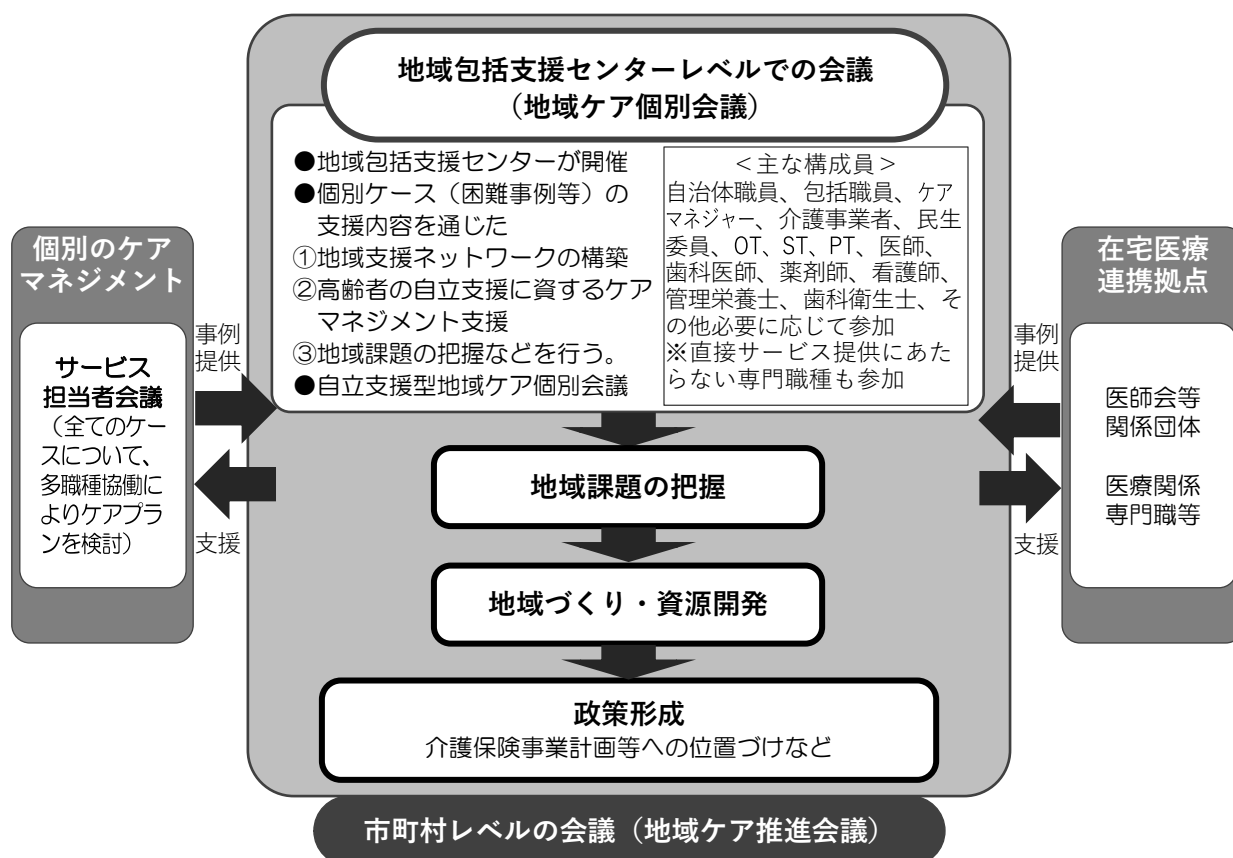
(1) 地域ケア会議の充実

地域の共通する課題に対し、地域包括支援センターが地域ケア会議を開催することにより、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職のほか、介護サービス事業者などの関係者が協働して解決に向け検討を行います。

また、そのノウハウの蓄積や課題を共有し、ネットワークづくりや地域づくり、地域資源の開発、政策形成等につなげる等、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け地域ケア会議の充実に努めます。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
地域ケア会議の 実施回数	16回	21回	36回

図表 4-1-2 地域ケア会議の構造



3 相談及び広報体制等の整備

(1) 相談体制

地域包括支援センターや介護予防センターでは、高齢者の相談に対応する社会福祉士等の専門職を配置しており、高齢者の総合相談窓口としての機能を果たしていきます。

認知症疾患医療センターと千歳市北区地域包括支援センターには、認知症地域支援推進員を配置しており、増加する認知症高齢者に対応する相談のほか、生活支援コーディネーターが関わり地域で運営している「ちょこっと茶屋」「いぶすき茶屋」「げんき茶屋」などでは、地域包括支援センター職員や認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターが日常生活上の困りごとに関する相談などを受けており、身近な場所でも相談が受けられる体制構築を進めていきます。

また、こころの不調の相談に対しては、一人で悩みを抱え込まないよう専門の相談先の周知を行います。

さらに、複合・複雑化した支援ニーズに対応するため「重層的支援体制」の構築について、関係部署との連携を強化し、行政の垣根を超えた支援体制の整備を目指します。

(2) 広報体制

高齢者に関する保健・医療・福祉及び介護保険について、市民が必要とする情報を広報ちとせや市のホームページ、市公式 SNS などを通じて積極的に提供します。

また、市役所窓口や地域包括支援センター及び各種相談窓口において、「ちとせの介護保険・保健福祉サービスガイド」を提供し、介護保険制度の理解を深めていただくとともに、市の高齢者施策の普及を図ります。

第2節 介護予防・健康づくりの推進



1 自立支援・介護予防の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者等の多様な生活支援ニーズに、よりきめ細やかに対応するため、既存の介護サービス事業者や住民等の地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。

介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者に加えて生活機能の状態を調べる基本チェックリストを受けた結果、生活機能の低下がみられた方を対象に、訪問型サービスや通所型サービスと併せてその他の生活支援サービスを実施することとなります。

訪問型サービスや通所型サービスでは、旧介護予防給付相当の訪問介護及び通所介護に加えて、身体介護を含まないサービスに限定した訪問型サービス A 及び通所型サービス A を設定しています。

また、その他の生活支援サービスでは、見守りや配食のほか、千歳市社会福祉協議会が「暮らしのちょっと応援サービス事業（ヤマセミねっと）」などの高齢者の日常生活を支援するサービスを実施しており、今後も生活支援体制の充実に努めます。

(2) 介護予防ケアマネジメントの推進

介護予防・生活支援サービス事業では、従来の地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成される各事業を組み合わせ実施することとなります。要支援認定者となる高齢者の状態や環境等に応じてふさわしいサービスが選択できるようケアプランを作成し、在宅生活が継続できるよう支援します。

(3) 認知症予防の推進

認知症高齢者は令和7年度には全国で700万人を超えると推計され、その後も増加すると見込まれており、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を穏やかにする」認知症予防を推進することが重要とされています。

「適度な運動」、「バランスの取れた食事」、「社会活動への参加」が認知症予防に効果があると言われていることから、既に実施している「介護予防事業」のほか、「高齢者の栄養ケアのサポートを目的とした事業」や聴こえ難さの問題を抱える方の「社会参加につながる事業」について検討します。

2 健康づくりの推進

介護予防・日常生活支援総合事業では、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた事業を推進します。

市では、介護予防を推進するため、平成26年4月に千歳市しあわせサポートセンター内に千歳市介護予防センターを設置し、作業療法士等の専門職が地域に出向いて介護予防教室を実施するほか、地域住民等が自主的に介護予防につながる活動を継続的に行う仕組みづくりを進めています。

介護予防の基本的な知識等の普及啓発を行うことで、介護予防の大切さを広めるとともに、今後も、高齢者が日常生活の中で自主的に取り組むことが可能ないきいき百歳体操、かみかみ百歳体操、ノルディックウォーキング等の運動の普及を積極的に進めていきます。

また、介護予防における地域活動の担い手として、介護予防リーダーの養成を行うとともに、各地域で行われる自主的な介護予防活動を支援します。

(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防教室や認知症サポーター養成講座などを通して、介護予防知識の向上に努めます。また、広報ちとせや出前講座、ノルディックウォーキング体験イベントなどを通じて介護予防の普及啓発に努めます。

指標名	第8期の取組実績			第9期の計画目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防イベントや 出前講座の実施回数	17回	31回	40回	40回	40回	40回
介護予防教室の 実施回数	63回	117回	120回	120回	120回	120回
ノルディックウォーキング ポールの貸出件数	5,585件	5,537件	5,500件	5,500件	5,500件	5,500件
認知症サポーター 累計人数	7,313人	7,727人	8,127人	8,527人	8,927人	9,327人

(2) 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業、介護予防サロン事業、きずなポイント事業等を実施し、高齢者の心身機能の向上や社会参加等にバランス良く働きかけます。

また、高齢者の主体的な活動を促し、人々との交流の場や通いの場づくりなどで、共生する地域づくりの一環となるよう努めます。

① 地域介護予防活動支援事業

高齢者の自主的な活動を支援することで、心身機能の向上、やりがい、社会参加等の創出を行い、地域での介護予防活動を推進します。

② 介護予防サロン事業

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、町内会等の地域単位で自主的に行う介護予防活動を支援し、元気な高齢者を増やすための仕組みづくりを目指します。

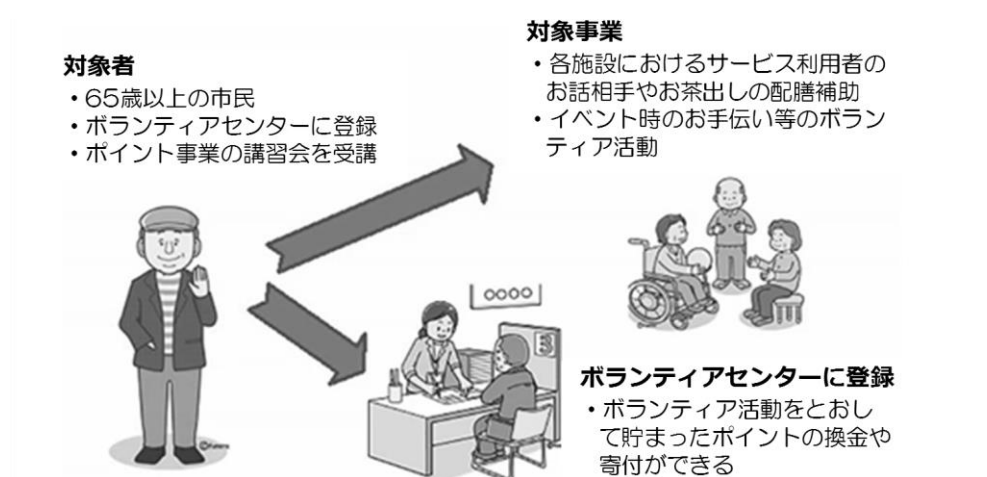
市が実施する介護予防リーダー養成講座を修了した介護予防リーダーが、地域に住む高齢者に対して、市が指定する介護予防活動を行った場合に助成を行っています。

③ きずなポイント事業

きずなポイント事業の受け入れ施設として登録している高齢者施設及び子育て支援施設等において、高齢者がボランティアとして介護支援や子育て支援を行った場合にポイントを付与します。そのポイントを還元することにより、高齢者の地域貢献を積極的に奨励・支援し、本人の健康増進や社会参加活動を通しての介護予防の効果が期待できるため、元気な高齢者の知識や経験を生かしながら、生きがいづくりを促進する仕組みを構築するとともに、高齢者がボランティア活動始めるきっかけづくりとして事業を実施していきます。

指標名	第8期の取組実績			第9期の計画目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防リーダー 累計人数	345人	357人	372人	387人	402人	417人
介護予防サロンの 実施回数	817回	1,296回	1,500回	1,500回	1,500回	1,500回
きずなポイント事業 登録者数	201人	179人	160人	170人	180人	190人
地域介護予防活動の 助成金交付件数	19件	19件	20件	21件	22件	23件

図表 4-2-1 きずなポイント事業の流れ



出典：千歳市社会福祉協議会

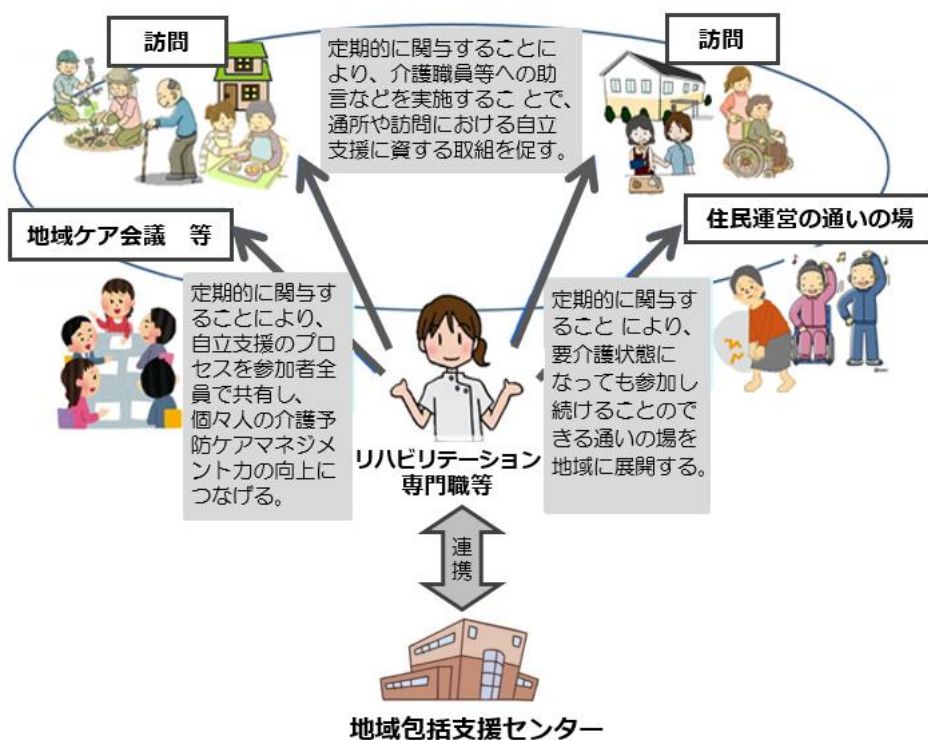
(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

通所介護事業所への支援、地域ケア会議への参加、任意団体への支援など、地域における介護予防の取組にリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

また、高齢者が住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、リハビリテーション専門職の立場から住宅改修等の助言を行います。

指標名	第8期の取組実績			第9期の計画目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域リハビリテーション活動への支援件数	13件	1件	5件	10件	10件	10件

図表 4-2-2 地域リハビリテーション活動支援事業の概要



出典：厚生労働省老健局資料

第3節 医療・介護体制の充実



1 介護保険サービス等の充実・強化

(1) 介護保険サービスの基盤整備

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、安定した介護保険サービスの提供体制を維持するとともに、その充実を図ることが必要です。

介護保険サービスは、事業者からの申請により、北海道又は市が指定等を行った施設や事業者が提供します。

第8期計画では、市が指定することができる地域密着型サービスのうち、重点整備予定としていた認知症対応型共同生活介護4事業所（定員63名）、看護小規模多機能型居宅介護2事業所（定員58名）を指定し、介護保険サービスの基盤となる整備を進めました。

第9期計画では、地域密着型サービスの「介護老人福祉施設」及び「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」について、重点的に整備を進め、介護保険サービスの提供体制を強化します。

図表 4-3-1 第9期計画 地域密着型サービス重点整備予定表

サービス名	事業所数	定員数
地域密着型介護老人福祉施設	2	58名
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	2	27名

なお、これ以外の「地域密着型サービス」について、事業者からの申請があった場合は、指定基準の有無や本計画の達成状況を踏まえて指定を行います。

（２）介護保険サービスの質的向上

① 介護給付等適正化事業

介護給付費の適正化の推進は、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度運営につながることから積極的な取組が必要です。このため、北海道国民健康保険団体連合会（国保連）が提供する給付情報等を活用し、介護給付の効率化や適正化に努めます。

1) 要介護認定の適正化	要介護認定の基礎となる認定調査票及び主治医意見書の内容を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
2) ケアプラン等の点検	i) 居宅介護支援事業所等が作成するケアプランをチェックすることにより、利用者の自立支援につながる適切なケアプランの作成を促し、給付の適正化につなげます。 ii) 改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより不要な改修工事を排除し、給付の適正化につなげます。 iii) 福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不要な福祉用具の利用を排除し、給付の適正化につなげます。
3) 医療情報との突合及び縦覧点検	国保連から提供される情報を活用し、医療と介護の給付実績の突合や介護給付費明細書の内容を確認することにより、不適切な介護報酬請求の是正に努めます。

② 情報提供体制

市民が必要とする介護情報について、広報ちとせや市のホームページのほか、「ちとせの介護保険・保健福祉サービスガイド」等を作成し、市役所窓口のほか地域包括支援センター、介護サービス事業所等の身近な機関で情報入手ができるよう、情報提供体制の整備を図ります。

また、利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、全ての介護サービス事業者が介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務付けられており、その情報は北海道介護サービス情報公表センターのホームページにより公表されているため、利用者に対して積極的に周知を図ります。

③ 外部評価及び自己評価

サービス利用者が適正な情報を得ることができるよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAMNET（ワムネット）」で、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）について、「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」が公開されています。これにより、介護保険サービス事業者の運営状況の把握と的確な情報提供に努めます。

④ 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定・指導・監査

介護保険サービスについて、サービスの質を確保するため、市は、事業者に対して実地指導や指導監査を実施し、給付及び請求の内容など事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう指導するとともに、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、ケアの質の向上及び保険給付費の適正化に努めます。

⑤ 苦情申立に対する対応

サービス利用者等からの苦情申し立てなどの相談体制については、本市の窓口で対応するほか、北海道や北海道国民健康保険団体連合会と連携を取りながら、利用者の支援を行い、問題の早期解決に努めます。

⑥ 介護職の知識・技術の向上

千歳市在宅医療・介護連携センターにおいて、医療と介護の連携を目的とした研修（ちとせの介護医療連携カレッジ）を開催しており、市内の経験のある専門職が講師となり、介護技術、摂食・嚥下障害ケア、相談援助、若手従事者キャリアアップ、労務管理・職場環境改善、在宅医療・在宅ケアなどのコースで職種に合った内容の研修となっています。これらの研修を活用し介護職の知識・技術の向上に努めます。

(3) 介護保険サービスの低所得者対策

<各種制度等>

●障がい者訪問介護支援措置
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定によるホームヘルプサービスの利用において、生活保護の境界層該当として定率負担額が0円となっている者のうち、介護保険制度における訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護等の利用への円滑な移行を図るため、訪問介護等に係る費用の負担軽減を図るものです。
●社会福祉法人等による利用者負担軽減の補助
低所得者で生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、特別養護老人ホーム、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）等の利用者負担を軽減するもので、社会福祉法人等に対する一部助成（補助）を実施します。
●生活福祉資金貸付制度(千歳市社会福祉協議会が実施)
日常生活上介護を必要とする 65 歳以上の高齢者の属する世帯及び低所得世帯を対象に、サービス利用料、介護保険料、施設サービス利用時の食事標準負担額等の経費の貸付を実施する制度です。
●受領委任払い
高額介護（介護予防）サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費について、サービス利用者の一時的な経済負担の軽減を図るため、利用者は自己負担額のみ支払い、残額については事業者が直接市から支払を受ける受領委任払いを実施するものです。
●高額介護(介護予防)サービス費
介護サービスの利用者が1か月に支払った1割負担分（住宅改修費等を除く）が一定の上限（負担限度額）を超えたとき、利用者の申請により高額介護サービス費として超えた分が払戻されます。
●高額医療合算介護(介護予防)サービス費
平成20年4月からの後期高齢者医療制度創設に伴い、医療費と介護保険サービスの自己負担額が著しく高額となった場合、利用者の申請に基づき、一定の自己負担額を超える部分について払戻されます。
●特定入所者介護(介護予防)サービス費
介護保険施設の入所者や短期入所サービスを利用する方のうち市民税非課税世帯の利用者について、申請に基づき、食費・居住費（滞在費）を補助します。

2 在宅医療・介護連携の推進

(1) 医療と介護の一体的な提供に向けた取組

① 地域の医療・介護の資源の把握

市内の医療機関・介護事業所のマップやパンフレット等の資源リストの活用や、ケアマネジャー等が必要とする介護保険事業所等の詳細な情報を把握し、リスト化してパンフレットやホームページに掲載するなどの取組を行います。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

ちとせの介護医療連携の会を中心とした医療職・介護職などの多職種の協力を得ながら、在宅医療・介護連携の課題の抽出やその解決方法等について協議を行います。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

研修時のグループワークやレクリエーション等の実施により、多職種の「顔の見える関係」を構築するなど、在宅医療と介護が切れ目なく一体的に提供できる体制の構築に向けた取組を進めていきます。

④ 地域住民への普及啓発

在宅での看取りなどを初めとした在宅医療と介護の連携について、地域連携フォーラム、在宅医療をテーマにした映画上映会、出前講座などにより地域住民への普及啓発に努めます。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
普及啓発イベント等の実施回数	80回	17回	14回

(2) 在宅医療・介護の連携体制整備

① 医療・介護関係者の情報共有の支援

千歳市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、医療機関とケアマネジャーが情報を共有するための共通様式を作成し、市内居宅介護支援事業所に配布して、医療機関にも周知を行っています。

今後も多くの居宅介護支援事業所において共通様式の利用等により、医療機関との情報の共有が図られるよう推進していきます。

② 在宅医療・介護連携に関する相談支援

千歳市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、医療・介護関係者等からの連携に係る相談の受付及び情報提供を行います。

③ 医療・介護関係者の研修

千歳市在宅医療・介護連携支援センターでは、「ちとせの介護医療連携カレッジ」を開設し、「摂食・嚥下障害ケア」、「相談援助・マネジメント」、「労務管理・職場環境改善」、「在宅医療・在宅ケア」の研修を実施するなど、医療・介護関係者などの多職種を対象とした様々な研修を実施しています。

今後も「顔の見える関係」の構築や多職種のスキルアップを目指した様々な研修を実施していきます。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
在宅医療・介護連携に関する相談支援件数	16回	76回	132回
医療・介護関係者の研修等実施回数	8回	28回	24回

(3) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

情報交換や共同事業の実施を目的に、千歳市在宅医療・介護連携支援センターと恵庭市在宅医療・介護連携支援センターとで定期的に会議を実施しています。

今後も近隣自治体との意見交換や、共同イベントの開催などを実施していきます。

3 介護人材の確保・資質向上及び事業者支援

(1) 介護人材の確保・育成

特定非営利活動法人ちとせの介護医療連携の会が中心となり、介護・医療分野に特化した就職相談会を実施することで、介護人材の確保に努めており、継続して実施できるように支援していきます。

介護人材の育成については、資格取得支援や千歳市在宅医療・介護連携支援センターで実施している「ちとせの介護医療連携カレッジ」では専門職のスキルアップを目指した多様な内容の研修会を開催していきます。

また、介護施設等への職業あっせん事業の展開や離職者防止のための WEB セミナーなど、長期的な視点に立った対策の推進を行うため、特定非営利活動法人ちとせの介護医療連携の会に基金を開設し継続的に実施していきます。

① 就職相談会

ハローワークや市内事業所と連携して就職相談会を開催し、求職者のニーズに合った職場選択や、キャリアアップなどについての相談体制を整えます。

② 無料職業紹介事業

求職者が長期的に医療や介護職として就労できるように、就職先との適切なマッチング、就職前後のキャリアコンサルティング等を実施します。

③ 人材育成事業

「介護職員初任者研修」、「介護福祉士受験対策講座」、「介護支援専門員受験対策講座」などの資格取得支援のほか、千歳市在宅医療・介護連携支援センターで実施する「ちとせの介護医療連携カレッジ」では、若手従事者を対象とした研修や専門職を対象とした多様な内容の研修会を継続して実施します。

④ 職場環境改善支援

市内事業所の職員採用や離職防止に関する相談支援を実施します。また、市内事業所のリーダー、マネージャー向けの研修会、情報交換会を実施し、職場環境の改善を支援します。

⑤ 介護のしごと魅力アップ推進事業

小中学校等における「福祉体験事業の開催」や介護の技術や知識を競う「介護グランプリの開催」のほか、市内事業者を PR するための動画を作成し、インターネット上で公開することや、SNS の活用、お仕事マップの作成などを行い、事業所 PR 活動の支援を行います。

⑥ 外国人労働者の受入れ支援

国や北海道からの情報や受入れ実績のある事業者の情報を提供するなどの支援を行います。

(2) 介護 DX の推進

少子高齢化などによる介護人材不足を解消する手段の一つとして、介護 DX の推進による介護現場の生産性向上が必要となっています。

介護事業所における ICT や介護ロボットの導入については、導入等に要する費用や、事業者の介護 DX に対する理解が進んでいないなどの課題があることから、課題の解消に向け、導入費用に対する補助金等の情報提供のほか、事業者等を対象に研修会を開催するなど、各事業所において介護 DX が円滑に進むよう介護事業者を支援します。

また、DX による業務の効率化を推進し、介護職員の負担軽減を図ることで、質の高い介護サービスの提供につなげます。

第4節 支え合いの地域づくりの推進



1 生活支援体制整備の推進

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

交流サロンや見守り、家事援助や外出支援等、高齢者の日常生活支援の提供体制の構築のために、千歳市社会福祉協議会に業務を委託し、第1層生活支援コーディネーターを2名、第2層生活支援コーディネーターを3名配置しています。生活支援コーディネーターは地域支え合い推進員とも呼ばれ、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役になります。

地域に不足する支援の開発、住民主体の活動、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業等、多様なサービス提供者とのネットワークを構築するとともに、住民ボランティアの支援、高齢者の通いの場の支援等を通じた生活支援の担い手の育成を行います。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
交流サロン等 実施回数	32回	64回	72回

(2) 協議体

5か所の日常生活圏域ごとに、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、介護サービス事業者、町内会、民生委員等が構成員として第2層協議体を設置しています。地域における介護予防・生活支援サービスに係る関係者のネットワーク化や地域の情報共有や協働による資源開発を進めていきます。

また、第1層生活支援コーディネーターが中心となり、市全域を対象とする第1層協議体として、各圏域での好事例等を紹介する場の開催や生活支援体制整備事業の周知・啓発等を組織的に支援します。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
協議体の実施回数	0回	0回	5回

図表 4-4-1 生活支援コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ



（３）地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び養成

「暮らしのちょっと応援サービス（ヤマセミねっと）協力者養成講座」、「認知症サポーター養成講座」、「きずなポイント事業参加登録者の促進」等により、高齢者の生活を支援する担い手の養成を行います。

2 家族介護者等への支援

（１）家族介護者等への相談支援

家族介護等への相談支援については、地域包括支援センターがその役割を担っており、介護が必要な方を支援しながら家族の支援も行います。また、認知症の人の家族介護に対しては、地域包括支援センターに加え、認知症地域支援推進員による相談支援や千歳認知症の人と共にあゆむ会（はまなすの会）を紹介するなどの支援を行います。

ケアラーや8050問題など、重層的な支援を必要とする方への支援体制については、地域包括支援センターが中心となり、関係機関との連携体制の構築に努めます。

（２）家族介護用品支給事業

非課税世帯で要介護4又は5の状態にある方を在宅で介護している同居の親族に対し、その経済的負担の軽減を図るため、今後も継続して紙おむつ等の介護用品の購入助成を行います。

3 生きがいづくりと社会参加の促進

(1) 高齢者福祉サービス利用券助成事業

高齢者の方の積極的な社会参加を促進するとともに、閉じこもりや寝たきりなどの防止を図るため、7月1日現在において市内に引き続き6か月以上居住し、市民税が非課税となる満75歳以上の高齢者の方を対象に、1人につき、1枚当たり100円の福祉サービス利用券を100枚支給します。

この利用券は、あらかじめ登録されたバス、タクシー（ハイヤー）、公衆浴場、温泉、理容、美容、あんま・マッサージ、はり、きゅうで使用する事ができるものです。

今後も、高齢者の積極的な社会参加を促せるよう継続して事業を実施します。

(2) 敬老祝金贈呈事業

毎年9月15日現在において、6か月以上引き続き居住し、かつ、住所を有している満100歳の方の長寿を祝福するとともに、社会に貢献した労をねぎらうため、祝金を贈呈します。

(3) 老人クラブ活動

老人クラブは、高齢者の仲間同士がクラブ活動を通じ、暮らしを豊かなものにするとともに、知識と経験を生かして社会の一員としての役割を果たすことを目的とした自主的団体です。この円滑な活動を支援し、高齢者の健康増進及び社会参加を促すことを目的として、千歳市老人クラブ連合会及び単位老人クラブに補助金を交付します。

また、令和5年度からは、市と千歳市老人クラブ連合会が共同で老人福祉大会を開催しており、今後も高齢者の地域社会への参加の促進と生きがい活動の一助となるよう継続して開催します。

第5節 認知症施策の推進

3 すべての人に
健康と福祉を11 住み続けられる
まちづくりを

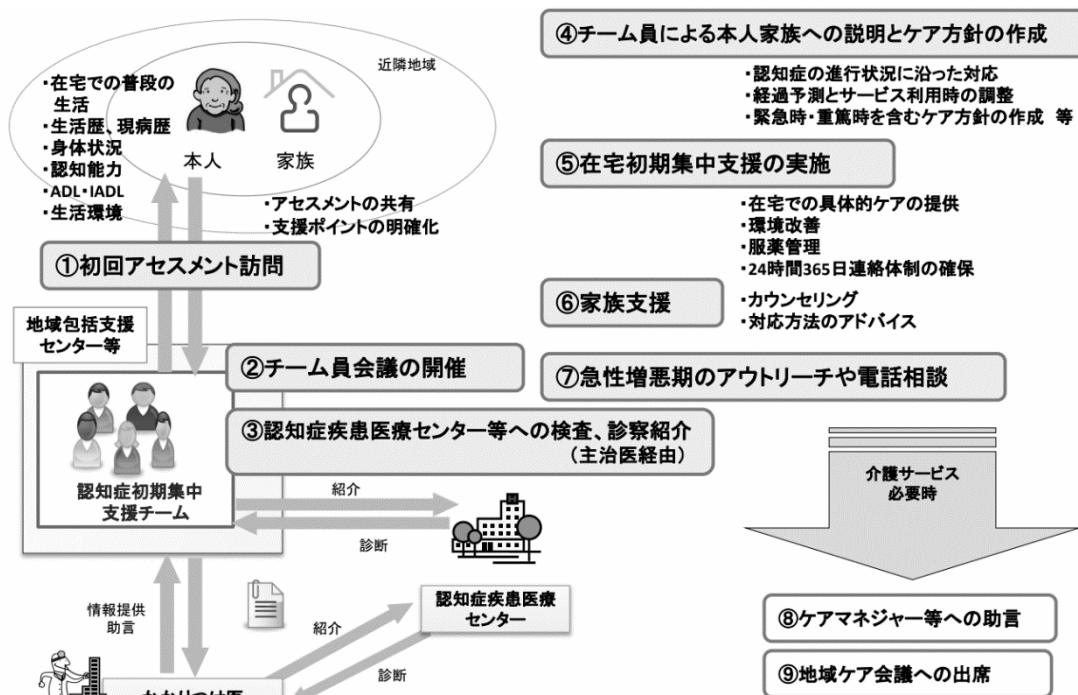
1 早期発見・早期対応の推進

(1) 認知症初期集中支援チーム

早期対応の遅れから認知症の症状が悪化し、行動、心理症状等が生じてから、医療機関を受診している例が多く見られます。認知症初期集中支援チームは、初期の段階から医療と介護の複数の専門職がチームとして認知症が疑われる高齢者やその家族を訪問し、その症状に沿った対応のアドバイスをします。また、医療や介護サービスにつながっていない場合には、必要に応じて支援を行う等の早期発見・早期対応の体制を推進します。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
相談受付件数	27件	24件	24件
支援依頼件数	9件	4件	12件

図表 4-5-1 認知症初期集中支援チームの概念図



出典：厚生労働省老健局資料

（２）認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の総合的な推進役として「①医療・介護等の支援ネットワークの構築」、「②関係機関と連携した事業の企画・調整」、「③相談支援・支援体制構築」を行います。

市では2名の専門職を配置し、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、千歳認知症の人と共にあゆむ会（はまなすの会）、絆の会（地域密着型事業所の職能団体）、千歳市在宅医療・介護連携支援センター、千歳市介護予防センター等の関係機関と連携し、認知症の高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心・安全に過ごすことができるための事業を実施します。

指標名	第8期の取組実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
相談受付件数	60件	68件	70件
出前講座などの普及 啓発活動実施回数	45回	67回	65回
認知症地域支援推進員の 地域会議等への参加回数	50回	27回	45回

（３）若年性認知症施策の推進

65歳未満で認知症を発症する若年性認知症の方が地域で安全・安心に暮らすことができるように、市民や認知症支援に関わる関係者の理解を深めるとともに、地域において若年性認知症の方やその家族への適切な支援を推進します。

また、若年性認知症は高齢者の認知症と異なり、現役世代で発症し、就労の継続や経済的な事柄などが大きな問題となることから、専門性を有する若年性認知症コーディネーターなど、北海道の関係機関と密接に連携し、ケースが発生した場合に備えていきます。

（４）認知症ケアパスの普及

認知症高齢者とその家族ができる限り住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければ良いか理解するための、認知症ケアパスの内容の定期的な見直しを行うとともに、普及を推進します。

図表 4-5-2 認知症ケアパス

千歳市の認知症ケアパス					
認知症の進行度合いに伴う支援の一例					
	①認知症の疑いがある	②症状はあっても日常生活は自立している	③見守りがあれば日常生活は自立できる	④日常生活に手助けや介護が必要	⑤常に介護が必要
本人の様子(例)	・同じものを買ってくる ・料理や片づけ、計算などミスが目立つ ・重要な約束や予定を忘れる	・季節に合った服が着られない ・電話や訪問者の対応が難しくなる ・使い慣れた道具の使い方が分からなくなる	・トイレの失敗が多くなる ・家族の顔や名前が分からなくなる ・運動機能が低下し、歩いたり、食べたりするのが困難になる		
相談 本人に合った支援につながります	地域包括支援センター・認知症地域支援推進員・認知症疾患医療センター・ケアマネジャー				
予防 意欲や生きがいを持って過ごすことができます	認知症の人を支える家族の会（はまなすの会）				
見守り 地域で暮らすための見守りをします	老人クラブ・ふれあいサロン・ボランティア活動				
権利擁護 権利や財産を守ります	認知症カフェ・介護予防事業（介護予防サロン・介護予防教室）				
医療 健康維持や症状に合った医療機関へつながります	緊急通報システム・訪問給食サービス・地域SOSネットワーク・警察				
介護 暮らし方に合った介護を提供します	認知症サポーター・自治会				
	日常生活自立支援事業・成年後見制度				
	かかりつけ医・かかりつけ薬局				
	病院（もの忘れ外来）・認知症疾患医療センター・認知症初期集中支援チーム				
	病院（精神科病床・認知症治療病床）				
	サービス付高齢者住宅・有料老人ホーム				
	訪問介護・通所介護・通所リハビリ・ショートステイ・福祉用具貸与などの介護サービス				
	特別養護老人ホーム・老人保健施設・認知症対応型グループホーム				

2 認知症の人を支える地域づくりの推進

(1) 認知症の正しい知識の普及・啓発

認知症地域支援推進員や絆の会、千歳認知症の人と共にあゆむ会（はまなすの会）などの関係機関が連携し、認知症をテーマにしたイベントの開催、住民や介護事業者等を対象にした説明会、研修会、出前講座等を実施し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

(2) 認知症の人本人からの発信支援

認知症の人本人の意見や希望を企画・立案に反映し、トークイベントや認知症に関する講演会の開催など、認知症の人が自ら発信する機会の創出に努めます。

(3) 認知症サポーター養成講座の実施

認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を通して、地域単位での総合的、継続的な支援体制を確立していくことが必要です。このため、キャラバンメイトによる認知症の方や家族を支援する認知症サポーター養成講座を引き続き推進します。

また、認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、より高度な知識を身に着けるため、新たに認知症サポーターのフォローアップ研修を実施し、チームオレンジの活動など、認知症の人を支える支援者の養成を行います。

(4) チームオレンジの構築

認知症の人やその家族を地域で支援するため、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症サポーター等による支援チーム「チームオレンジ」を構築します。

第8期計画では、チームオレンジの構築を行い、認知症の人本人による絵本の読み聞かせ会を実施しました。

第9期計画では、チームオレンジの活動を更に発展させるため、認知症サポーターにボランティアとして協力してもらう体制の構築を推進していきます。

(5) 認知症家族等への支援や居場所づくり

千歳認知症の人と共にあゆむ会（はまなすの会）は、月に1回、北ガス文化ホールで例会(つどい)を開催し、介護に関する情報交換や会員同士の交流を図っています。

また、市内にある千正寺より会場提供のご協力をいただき、月に1回、南区地域包括支援センターや民間団体(ラポールエイム)が中心となり、認知症カフェ(共生型)として開催しており、認知症地域支援推進員も運営への参加協力を行っています。

今後も、認知症家族等への支援や居場所づくりを推進していきます。

（6）千歳地域 SOS ネットワーク（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

千歳市社会福祉協議会が事務局となり、認知症の方等の徘徊による事故を防止するため、警察署のほか、市内の関係機関や事業所、団体が協力し、日頃から多くの目で見守り、行方不明となっても早期に発見・保護する地域の仕組みをつくり、安心して暮らせるやさしい地域づくりを目指したネットワークです。平成 28 年度からは、認知症地域支援推進員と共同で行方不明高齢者等搜索模擬訓練を行っており、早期発見・保護の仕組みづくりのため今後も継続して実施していきます。市は、引き続きネットワークに参画し、支援を行い、メール配信サービスや千歳市 LINE 公式アカウントの活用等により、行方不明高齢者の早期発見・保護に努めます。

また、GPS 機器の ICT を活用した行方不明者の搜索を促進するため、千歳地域 SOS ネットワーク事業「千歳地域搜索ネットワーク」に登録している方等を対象に、令和 4 年度より認知症高齢者等 GPS 機器購入費等助成事業を開始しました。今後も、認知症高齢者等を介護する家族等の負担の軽減を図り、安心して介護ができる環境の整備を推進していきます。

（7）民間企業・大学との連携

コープさっぽろ、セブンイレブン、郵便局、イオン、ヤマト運輸等と高齢者の地域見守り活動に関する協定を締結しています。何らかの異変又は支援を必要としている高齢者を早期に発見し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要な支援につなげます。また、市内の大学や認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員などが連携し、認知症予防を目的としたイベントの開催や MCI（軽度認知障害）を対象とした認知症予防教室の開催などを実施していきます。

第6節 安心して暮らせる環境づくりの推進



1 生活支援体制の充実

(1) 在宅支援サービス

① 緊急通報システム事業

日常生活上、注意を要する状態にある一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、急病や事故などの緊急時の対応を図るため、緊急通報機器を貸し出しています。千歳市消防指令センターが札幌市に統合されることから、第8期計画期間中に事業の見直しを行い、新しい委託先の受信センターで緊急通報を受信し、受信センターから消防に通報するシステムに順次、変更しています。

受信センターでは、緊急時のみならず、24時間、365日、専門職による相談に対応することができるため、高齢者の不安解消を図ります。

また、必要な方が利用できる仕組みとなるよう、第9期計画期間中の携帯端末の導入を目指します。

② 福祉電話の貸与

市民税非課税世帯で、一人暮らしの高齢者世帯、高齢者夫婦世帯などで緊急通報システムの利用などが必要となる世帯に対し、電話機の使用に必要な回線を貸与しています。利用世帯が少ないことから、緊急通報システム事業において携帯端末の導入が可能となった場合は、福祉電話の必要性について検討を行います。

③ 高齢者除雪サービス事業

市が千歳市社会福祉協議会に委託し、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、町内会や民生委員等の協力のもと、町内（自治）会の除雪支援者や千歳市シルバー人材センター、千歳市環境整備事業協同組合のほか、協力団体による除雪支援を行います。

④ 千歳市社会福祉協議会の自主事業等

高齢化の進行により、在宅生活を継続する高齢者ニーズの多様化が見込まれます。このことから、高齢者が快適な在宅生活を継続するため、介護保険事業などの公的サービスでは対応が難しい利用者ニーズに即したサービス提供の必要性が高まることが見込まれるため、千歳市社会福祉協議会の独自事業における各種サービスを提供しています。

今後も、高齢化の進行に伴うニーズの多様化に対応できるよう、支援者の増員を図り、安定したサービスの提供を行っていきます。

＜千歳市社会福祉協議会が行う自主事業等＞

●福祉機器リサイクル貸出事業
在宅の身体障がい者及び要介護認定者以外の方で介護を必要とする高齢者を対象に、車いす、介護ベッドなどの福祉機器の貸出しを行います。
●ホームヘルプサービス
協力会員による家事援助を中心としたサービスを提供します。
●大掃除サービス
65 歳以上で日常生活に不便のある高齢者等を対象に、日常できない部分の大掃除を行うサービスを提供します。
●ふとん丸洗いサービス
65 歳以上で日常生活に不便のある高齢者を対象に、掛け布団、敷き布団、毛布の3枚1組を洗濯・乾燥するサービスを提供します。
●健康増進サービス
介護者なしでは旅行することが困難な外出の機会が少ない高齢者を対象に、健康づくり、友達づくりを目的として、施設見学、温泉などの日帰り旅行を行います。
●調理教室
高齢男性等を対象に、手軽に作れる調理を体験してもらう調理教室を実施します。
●暮らしのちょっと応援サービス事業
高齢者世帯で既存の公的サービス等の対象とならないゴミ出しや清掃などの日常生活上のちょっとした困りごとを住民相互の助け合いで支える有償サービスを実施します。

（２）高齢者福祉施設

環境上の理由や経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者の方が入所する施設として、養護老人ホーム（千歳千寿園）があります。養護老人ホーム千歳千寿園（定員 50 人）は、高齢等により介護を必要とする入所者の増加に対応するため、特定入居者生活介護（定員 30 人）の指定を受けています。

家族等からの虐待を受けている高齢者を一時保護するための施設としても機能しており、地域包括支援センター等と連携を図りながら、今後も適切な支援を継続します。

また、60 歳以上で生活することに不安を抱えている高齢者が生活する施設として、軽費老人ホーム（ケアハウス千歳ふくろうの園）があります。ケアハウス千歳ふくろうの園は、個人の自立を尊重した在宅型の生活環境を目指した施設で、有料老人ホームと比較して低廉な費用で入所することができます。大和地区いきいき保健・福祉プラン（平成 14 年 3 月策定）に基づき、平成 18 年 5 月から、定員 50 人で開設してい

ます。

ケアハウス千歳ふくろうの園も、特定入居者生活介護（定員 50 人）の指定を受けており、介護サービスが必要な入所者に対するケアも対応可能であることから、ニーズは高いため、継続してサービス提供に努めます。

2 安心して暮らせる住まいの確保

(1) 高齢者世帯向けの特定目的住宅（市営住宅）

住宅に困窮する低所得者の中でも高齢者世帯の居住の安定化を図るため、住戸を指定し、高齢者に限定して入居者を募集しています。

市営住宅の建て替えに当たっては、高齢者の加齢に伴う身体の衰え等に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進め、これまでに132戸整備しています。

今後も、高齢者世帯等が安心して住み続けられるよう高齢者向けの特定目的住宅の供給を進めます。

(2) シルバーハウジング

高齢者（公営住宅では60歳以上を高齢者としている）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、段差の解消、緊急通報システム及び手すり等の設置により、高齢者の身体状況や安全面に配慮した構造等となっている公営住宅で、生活援助員を配置し、生活指導・相談、安否の確認等の見守りサービスを提供しています。

道営住宅やまとの杜団地では35戸が整備され、市営住宅北栄C団地では30戸を整備しており、今後も、シルバーハウジングによるサービス提供に努めていきます。

(3) 有料老人ホーム

高齢者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理等のサービスを行う住宅で、市内に開設されている住宅型有料老人ホームでは、生活援助や緊急時の対応のほか、介護が必要な場合には、外部の介護サービスを利用しながら継続して生活することができます。

今後も事業者の参入動向を注視し、有料老人ホームの情報提供に努めます。

(4) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して生活できるよう、一定の居室の広さや設備、バリアフリー構造などハード面の条件を備えるとともに安否確認、生活相談サービスの提供などの基準を満たし、国や都道府県に登録された賃貸住宅です。

高齢者の住まいや住み替えに関する情報が適切に提供されるよう、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」の周知に努めていきます。

施設の種類	施設数	戸数
住宅型有料老人ホーム	10 か所	221 戸
サービス付き高齢者向け住宅	7 か所	173 戸

※令和5年10月1日現在

（５）低所得高齢者の住まい支援

市営住宅に入居する世帯の収入月額が生活保護法による基準生活費に達しない場合で、家賃を収めることが困難な世帯から相談があった場合等、生活状況等を把握のうえ、許可制により家賃の減免を行うとともに、70 歳以上の高齢者のみで構成される世帯や 70 歳以上の高齢者と 18 歳未満の者で構成される世帯に対する減免措置を引き続き行います。

（６）福祉用具・住宅改修支援

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等の住宅改修理由書を作成した居宅介護支援事業所に対して経費の一部を助成します。

3 人にやさしいまちづくりの促進

（１）防災・感染症対策の推進

① 避難行動要支援者避難支援プラン

国の「災害時要援護者避難支援ガイドライン」から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が策定されており、本市においても、東日本大震災及び北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、「千歳市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定しています。

避難行動要支援者名簿の情報を民生委員・児童委員や防災関係機関等と共有し、災害時に速やかに情報伝達や安否確認、避難支援を行えるよう、避難行動要支援者への対策を推進します。

② 災害・感染症対策

地域包括支援センターが実施する「防災さんぽ」を通じて、災害時に危険となる箇所や避難経路を確認するなど、災害時に備えた取組を行います。

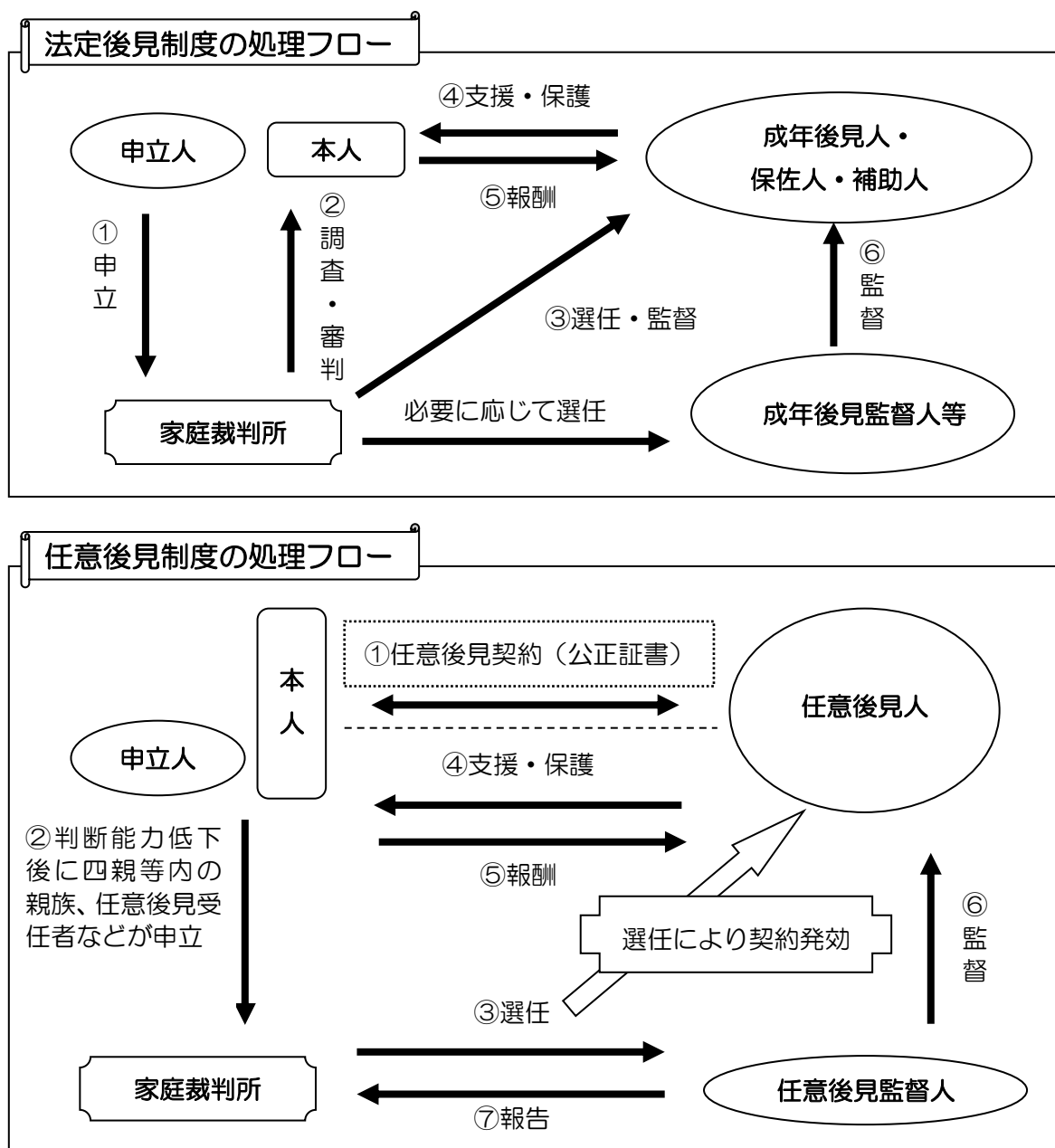
また、近年の地震等による災害や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、介護事業所等が作成する「非常災害対策計画」や「業務継続計画」等に基づき、高齢者の安全確保を図ります。

4 高齢者の権利擁護の推進

(1) 成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分な高齢者は、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設入所の契約、又は遺産分割の協議など、自分ではできない場合があります。このような高齢者を保護・支援するのが成年後見制度です。

図表 4-6-1 後見制度の処理フロー



① 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度の理解を深めるための講演会等を開催します。また、成年後見支援センターの役割や成年後見制度に関するパンフレットを作成し、広く市民へ周知を図ります。

② 市民後見人の育成

認知症の高齢者等、被後見人の増加が見込まれる中、少子化や核家族化などにより親族の支援が困難な世帯の増加や、専門職後見人の不足が懸念されています。また、地域の状況をよく把握し身近な支援が期待できる後見の新たな担い手として市民後見人の養成が求められていることから、市民後見人養成研修の開催などにより、継続して市民後見人を養成していきます。

③ 成年後見制度利用支援事業

a. 成年後見制度利用支援事業

認知症などにより判断能力が不十分で、かつ親族による申し立てができない場合、市長が代わって申し立てを行い、申し立てに係る費用等を助成します。

b. 成年後見等報酬助成事業

被後見人の資力が乏しい場合など、条件により成年後見人等の報酬を助成します。

c. 審判請求費用助成事業

申立人の資力が乏しい場合など、条件により審判請求に係る費用を助成します。

④ 成年後見支援センター

成年後見制度の普及啓発や相談支援、市民後見人等の養成等を推進するとともに、日常生活自立支援事業を一体的に実施し、福祉・介護・医療・法律等専門職の連携による支援体制を構築します。

第8期計画では、成年後見制度利用促進のため、申立て費用や後見人等報酬助成の対象を拡大しました。

第9期計画では、市民後見人を継続して養成するとともに、後見人の活動支援を推進します。

（２）日常生活自立支援事業の推進

判断能力に不安のある方が自立した地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や手続の代行、日常の金銭管理など地域生活サービスを提供し、安心して日常生活が維持できるよう日常生活自立支援事業の支援が必要です。

第8期計画では、日常生活自立支援事業の活用を促進するとともに、利用者の判断能力に応じた成年後見制度利用への移行を支援しました。また、サービス提供の担い手である生活支援員等の確保及び養成のため、市民後見人養成講座修了者を対象に生活支援員養成研修会を開催しました。

第9期計画では、引き続き、千歳市成年後見支援センターの運営と一体的に日常生活自立支援事業の活用を促進し、利用者の判断能力に応じた成年後見制度への移行や、担い手育成などを進め、支援を強化します。

（３）高齢者虐待対策の推進

高齢者虐待の通報を受けた際には、市と地域包括支援センターを中心に迅速で適正な対応を行います。また、行政、警察、弁護士会、医師会等で構成する「千歳市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、組織間のネットワークによる支援体制を強化するとともに、高齢者の虐待防止に関する普及・啓発を行います。

第5章 介護保険サービス量の見込み及び第1号被保険者保険料

第1節 介護保険サービス給付費等の推計

1 推計の考え方

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、保健医療・介護・生活支援・住まいが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を更に進める必要があります。

高齢者だけでなく、誰もが今後も住み慣れた地域で、自立し安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

また、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和22（2040）年を含む中長期的な視点で多くの高齢者が元気で暮らし続けることができる、健康や介護予防のまちづくりを推進するために目標を定めています。

介護保険法では、介護給付費のうち、利用者負担分を除いた費用の総額を公費（国、道、市）と被保険者（第1号、第2号）の介護保険料で半分ずつ負担することが定められており、事業計画期間中に必要となる介護給付費を見込み、介護保険料を積算しています。

図表 5-1-1 推計の考え方



2 介護保険等サービス量の見込み

(1) 介護給付サービス

【居宅介護サービス】

(利用回数・利用人数・利用日数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
訪問介護	回	7,327.9	6,909.0					
	人	380	385					
訪問入浴介護	回	170.8	156.0					
	人	35	34					
訪問看護	回	2,151.2	2,412.0					
	人	317	317					
訪問 リハビリテーション	回	1,205.8	1,138.0					
	人	112	103					
居宅療養管理指導	人	457	507					
通所介護	回	3,284.3	3,303.0					
	人	385	381					
通所 リハビリテーション	回	1,945.2	1,858.0					
	人	278	279					
短期入所生活介護	日	468.9	300.0					
	人	51	36					
短期入所療養介護 (老健)	日	44.3	50.0					
	人	7	7					
短期入所療養介護 (病院等)	日	0.0	0.0					
	人	0	0					
短期入所療養介護 (介護医療院)	日	0.0	0.0					
	人	0	0					
福祉用具貸与	人	881	891					
福祉用具購入費	人	15	13					
住宅改修費	人	13	12					
特定施設入居者 生活介護	人	54	49					

【地域密着型介護サービス】

(利用回数・利用人数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	49	54					
夜間対応型訪問介護	人	0	0					
地域密着型通所介護	回	2,009.0	2,157.0					
	人	240	245					
認知症対応型通所介護	回	361.3	389.0					
	人	45	50					
小規模多機能型居宅介護	人	133	135					
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	人	237	235					
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0					
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人	55	50					
看護小規模多機能型居宅介護	人	15	23					

【施設サービス】

(利用人数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人	185	187					
介護老人保健施設	人	213	209					
介護医療院	人	13	17					
介護療養型医療施設	人	5	5					

※介護療養型医療施設は設置期限が令和6年3月末までとされており、介護医療院等へ転換されています。

【居宅介護支援】

(利用人数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
居宅介護支援	人	1,197	1,201					

(2) 介護予防サービス

【介護予防サービス】

(利用回数・利用人数・利用日数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防訪問入浴介護	回	1.0	1.0					
	人	0	0					
介護予防訪問看護	回	416.0	339.0					
	人	80	70					
介護予防訪問 リハビリテーション	回	291.8	352.0					
	人	30	39					
介護予防居宅療養 管理指導	人	32	41					
介護予防通所 リハビリテーション	人	168	173					
介護予防短期入所 生活介護	日	3.3	1.0					
	人	1	0					
介護予防短期入所 療養介護(老健)	日	0.7	0.0					
	人	0.3	0.0					
介護予防短期入所療養介 護(介護医療院)	日	0.0	0.0					
	人	0	0					
介護予防福祉用具貸与	人	405	423					
介護予防福祉用具購入費	人	9	9					
介護予防住宅改修	人	13	13					
介護予防特定施設 入居者生活介護	人	18	20					

【地域密着型介護予防サービス】

(利用回数・利用人数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防認知症対応 型通所介護	回	20.1	19.0					
	人	3	2					
介護予防小規模多機 能型居宅介護	人	9	14					
介護予防認知症対応 型共同生活介護	人	1	1					

【介護予防支援】

(利用人数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防支援	人	3	2					

(3) 介護予防・日常生活総合事業

【介護予防・日常生活支援総合事業】

(利用人数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防訪問型 サービス	人	223	226					
訪問型サービス A	人	0	0					
介護予防通所型 サービス	人	468	479					
通所型サービス A	人	3	1.5					

3 介護保険給付費の見込み

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・介護予防サービス費総額			
特定入所者介護サービス			
高額介護サービス費			
高額医療合算介護サービス費			
審査支払手数料			
合 計			

※端数処理のため、合計が一致していません

4 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費			
包括的支援事業費・任意事業費			
合 計			

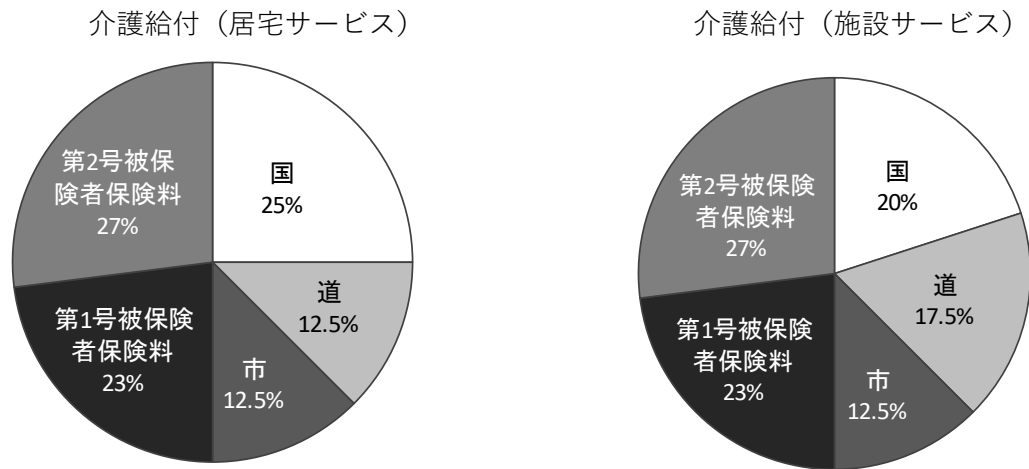
※端数処理のため、合計が一致していません

第2節 介護保険料の設定

1 財源構成

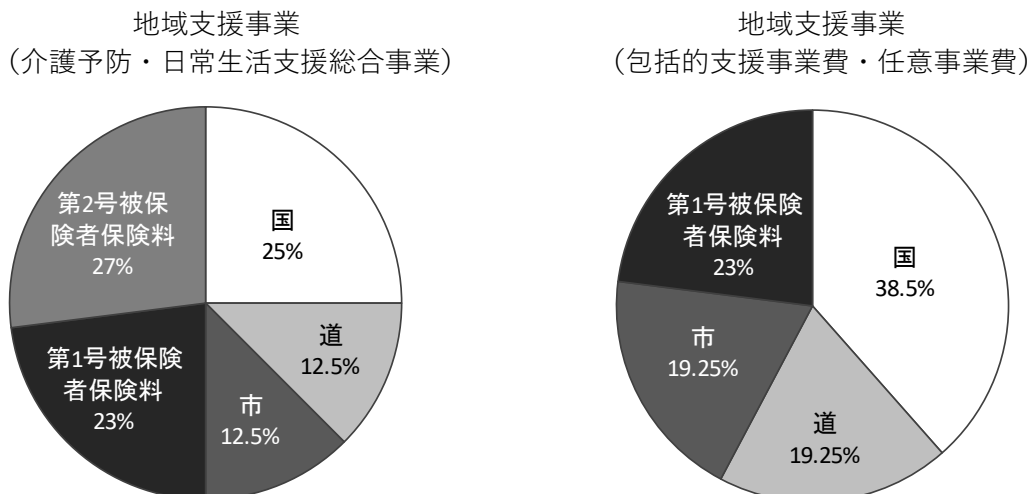
介護給付費（予防給付費を含む）の財源は、50%が国・都道府県・市の公費負担であり、残りの50%が第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料と第2号被保険者（40歳から64歳の方）の介護保険料で構成されます。

第1号被保険者保険料と第2号被保険者保険料の割合は、人口比で按分され、第8期では、第1号被保険者保険料は23%、第2号被保険者保険料は27%と定められています。



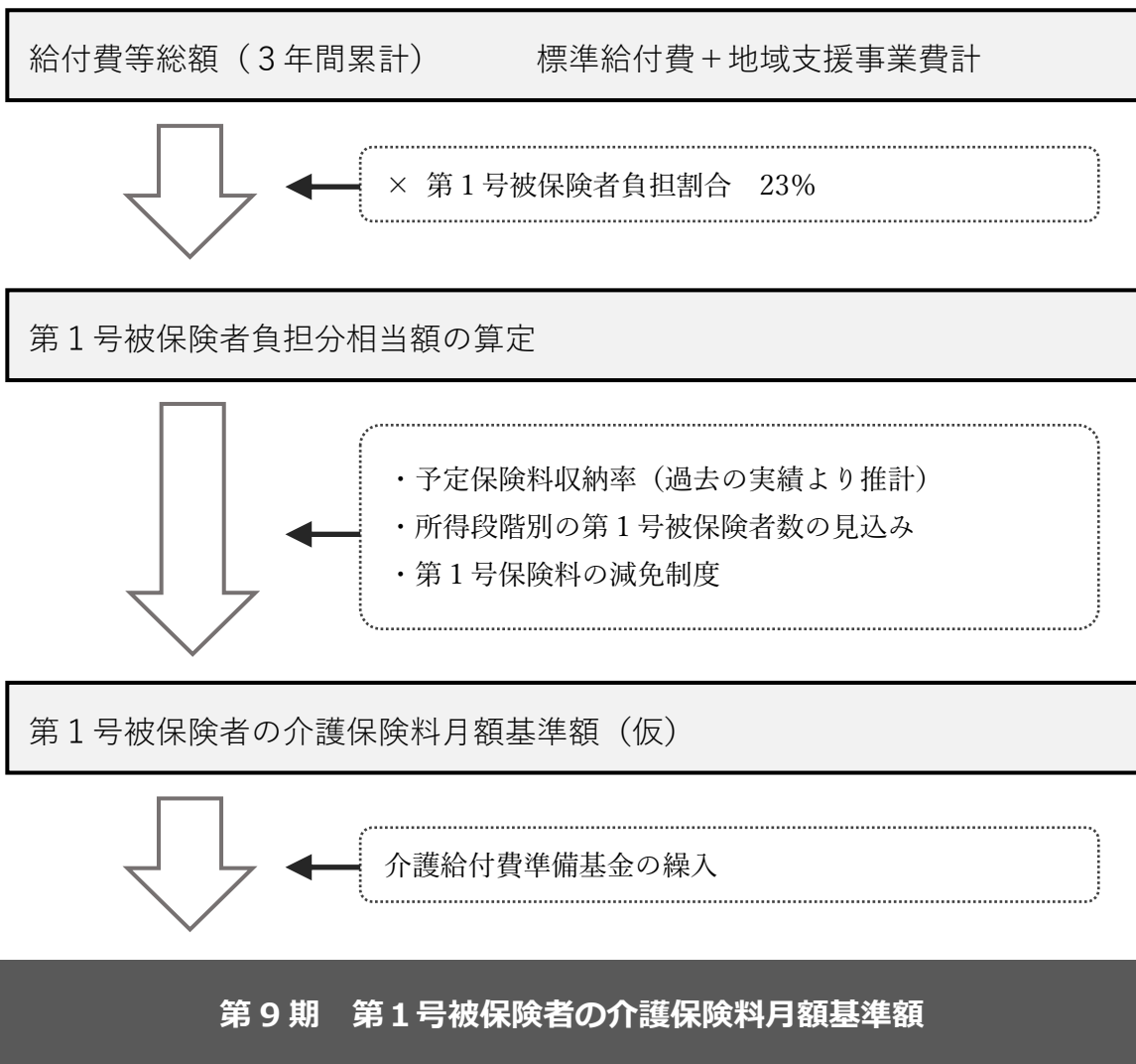
地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業）は、国が定める基準の範囲内で行うこととされています。その財源は、介護予防・日常生活支援総合事業では、50%が国・都道府県・市の公費負担、残りの50%が第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料と第2号被保険者（40歳から64歳の方）の介護保険料で構成されます。

包括的支援事業費及び任意事業費では、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国・都道府県・市の公費負担、残りの23%が第1号被保険者の介護保険料で構成されます。



2 介護保険料の算出

第1号保険料の算出は、以下のように行います。



3 所得段階別保険料の設定

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、本人、世帯の合計所得金額及び市町村民税の課税状況等により所得に応じた設定を行います。

国では、第1号被保険者保険料について、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から所得段階別の負担設定を9段階に設定しています。また、令和元年度に消費税率10%への引き上げが行われたことから、その財源の一部を低所得の第1段階から第3段階に該当する方の減額賦課に充填することにより割合を軽減し、保険料の軽減強化を図っています。

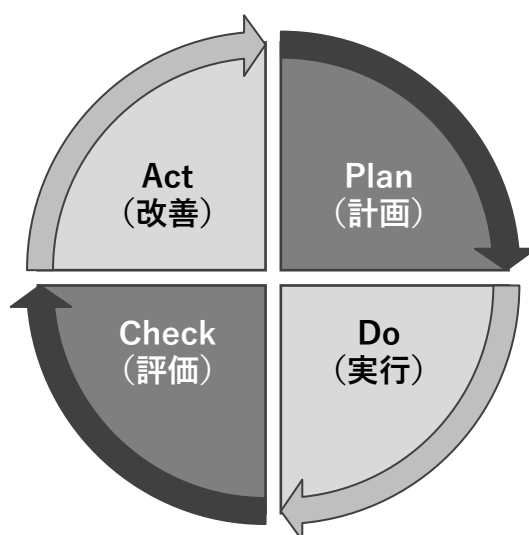
保険料段階	第1号被保険者所得段階	割合	年額
第1段階	- 生活保護を受給されている人 - 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給されている人 - 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金額が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人		
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人		
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいて、公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の人		
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいて、公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える人		
第6段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円未満の人		
第7段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		
第8段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		
第9段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が320万円以上の人		

第6章 計画の推進

介護保険事業計画の基本指針から、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するために、PDCA サイクルを活用して市町村の保険者機能を強化していくことが重要であるとの視点から、市町村が、地域課題を分析し、地域の実情に即して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされています。

本計画においても各施策の取組実績及び提供体制等について、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、実施状況の調査・分析を行い、計画目標・施策等の見直しを行っています。

図表 6-1-1 PDCA サイクル



Plan (計画)	千歳市高齢者福祉計画・第9期千歳市介護保険事業計画の策定 (目標設定)
Do (実行)	計画に基づき施策・事業の実行
Check (評価)	実施状況の調査・分析
Act (改善)	計画の目標、施策等の見直し、実施

資料編

千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

平成6年4月20日

市長決裁

千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応した保健福祉の推進に当たり、総合的に調査、研究し、もって市民の福祉増進を図るため、千歳市保健福祉調査研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、意見を具申するものとする。

- (1) 保健、福祉等の市民福祉に関すること。
- (2) その他市民福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、22人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は委員の補充以外の理由により新たに委嘱される委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の委員の任期の満了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、関係機関等に職員の出席を要請することができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委員長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月20日から施行する。
- 2 千歳市福祉調査研究委員会設置要綱（平成4年1月14日市長決裁）は廃止する。

附 則（平成9年6月11日）

この要綱は、平成9年6月11日から施行する。

附 則（平成10年6月19日）

この要綱は、平成10年6月19日から施行する。

附 則（平成14年11月21日）

この要綱は、平成14年11月21日から施行する。

千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿

別紙

千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿

(任期 令和4年12月1日から令和6年8月31日まで)

選出区分	選出機関・団体等	役職等	氏名
知識及び経験を有する者 (要綱第3条第2項第1号)	千歳医師会	理事	尾谷 浩
	千歳市歯科医師会	総務	山崎 厚
	北海道千歳リハビリテーション大学	学部長	信太 雅洋
保健福祉関係機関、 団体を代表する者 (要綱第3条第2項第2号)	千歳市社会福祉協議会	副会長	齊藤 元彦
	千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	松本 祐希子
	ちとせの介護医療連携の会	システム情報管理課係長	坂本 大輔
	千歳市老人クラブ連合会	副会長	長崎 由春
	千歳身体障害者福祉協会	顧問	伊東 ミツ子
	千歳市手をつなぐ育成会	監査	木村 千秋
	千歳市母子会	会長	大廣 奈津子
	千歳市女性団体協議会	運営委員	皆木 尚美
	千歳市町内会連合会	副会長	荒 洋一
	千歳市赤十字奉仕団	福祉部長	水上 るみ子
公募で選考した者 (要綱第3条第2項第3号)	一般公募		山本 邦江
	一般公募		菅原 しおり
市長が必要と認める者 (要綱第3条第2項第4号)	千歳市社会教育委員の会議	委員	丹波 泰哉
	千歳商工会議所女性会	副会長	太田 千鶴子
	千歳市私立幼稚園連合会	認定こども園 千歳第2幼稚園 園長	中野 円
	千歳市私立保育所連合会	社会福祉法人千歳洋翔会 あんじゅ認定こども園 園長	亀浦 正幸

千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

平成14年1月23日
市 長 決 裁

千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、千歳市保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障がい者計画に関すること。
- (5) 障がい福祉計画に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (7) 健康増進計画に関すること。
- (8) 食育推進計画に関すること。
- (9) 障がい児福祉計画に関すること。
- (10) 自殺対策計画に関すること。
- (11) その他保健福祉等に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長はこども福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年1月23日から施行する。
- 2 千歳市高齢者福祉推進委員会設置要綱（平成10年5月15日）は、廃止する。

附 則（平成14年10月3日）

この要綱は、平成14年10月3日から施行する。

附 則（平成16年4月16日）

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則（平成17年4月27日）

この要綱は、平成17年4月27日から施行する。

附 則（平成20年7月10日）

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

附 則（平成24年6月21日）

この要綱は、平成24年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則（平成30年3月26日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

別 表

保健福祉推進委員会の構成

所 属	保健福祉推進委員
企画部	次長
次世代半導体拠点推進室長	次長（総務・企画担当）
	次長（事業調整担当）
総務部	次長（総務・財務担当）
	次長（組織・人事担当）
市民環境部	次長
	環境センター長
保健福祉部	部長〈委員長〉
	次長（福祉・救急医療担当）
	次長（保健担当）
こども福祉部	部長〈副委員長〉
	次長
産業振興部	次長
	産業支援室長
観光スポーツ部	次長
建設部	次長
市立千歳市民病院事務局	次長
消防本部	次長
教育部	次長

千歳市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成17年12月7日

市長決裁

千歳市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 千歳市が設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正性及び中立性を確保し、その適正な運営を図るとともに、各日常生活圏域で実施する地域密着型サービスに関する必要な事項について協議するため、千歳市地域包括センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

オ その他運営協議会がセンターの公正性及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること。

ア 運営協議会は、毎年度ごとに、センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会はアの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的又は必要なときに、事業内容を評価するものとする。

(ア) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか。

(イ) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか。

(ウ) その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(3) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センター職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員及び地域の関係団体との間での調整を行う。

(4) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事務を行う。

(5) 地域密着型サービスに関すること

(ア) 地域密着型サービスの指定に関すること

(イ) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること

(ウ) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関すること

(エ) その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項

(構成員等)

第3条 運営協議会は次に掲げる者を委員として市長が選定し、委嘱する。

(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、職能団体等

(2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者

(3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を行う関係者

(4) 地域ケアに関する学識経験を有する者

2 運営協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第5条 運営協議会は、必要に応じて地域包括支援センターで行う業務に関する専門の知識を持った者又は関係者に対し、出席を依頼し、これらの者の意見を聴取することができる。

(運営協議会)

第6条 運営協議会は、必要に応じ会長の招集により開催する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、千歳市のセンター担当課に置く。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月15日から施行する。

千歳市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

所属	役職等	氏名
一般社団法人千歳医師会	理事	古泉 圭透
千歳市ケアマネジャーの会	副会長	平井 貴子
特定非営利活動法人ちとせの介護医療連携の会	副会長	緒方 晋
千歳市老人クラブ連合会	会長	村上 松夫
千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	福田 博志
社会福祉法人千歳地域生活支援センター	センター長	奥貫 あい子
社会福祉法人千歳市社会福祉協議会	理事	落野 順子
藤女子大学人間生活学部人間生活学科	教授	若狭 重克

パブリックコメントの結果概要

【意見募集の集計結果】

1	案 件 名	千歳市高齢者福祉計画・第9期千歳市介護保険事業計画(素案)	
2	意見募集期間	令和5年12月18日（月）～令和6年1月19日（金）	
3	意見の件数 （提出者数）	●件（ ●人 ）	
4	意見の取扱い （対応内容の分類）	① 案を修正するもの	一件
		② 既に案に盛り込んでいるもの	一件
		③ 今後の参考とするもの	一件
		④ 意見としてうかがったもの （案件に直接関係がないため）	一件
5	意見の受け取り方法	電子メール	一人
		郵送	一人
		ファクシミリ	一人
		意見箱	一人
		直接持参	一人

【市民意見等の概要とそれに対する市の考え方】

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
1			分類～

用語解説

本計画の記載内容のうち、主に介護に関連した用語の解説は以下のとおりです。

《あ行》	
IADL	買い物、調整、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、乗り物等の日常生活上の複雑な動作（手段的日常動作）のこと。
NPO	Non-Profit Organization の略。民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体。
《か行》	
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。
機能訓練	疾病や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等（社会的機能訓練）がある。
協議体	互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めるために、助け合い活動とともに創出し、充実させていく組織のこと。
介護予防支援・居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行います。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行います。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が在宅で介護を受ける人の家庭を訪問し、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯磨き指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行います。
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの1つで、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービス。家庭的な環境のもとに行う、通い・訪問・宿泊のサービスを提供します。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定者のための施設。入所により、食事・入浴・排せつなどの介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援などが受けられる施設です。

介護老人保健施設 (老人保健施設)	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状態に合わせたケアプラン（施設サービス計画）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができる施設です。
介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。
《さ行》	
住宅改修費	手すり取り付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り換え等住宅改修を行った場合に改修費を支給します。
小規模多機能型居宅介護	利用者が在宅で、又は利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援などや機能訓練を行い、通い・訪問・宿泊のサービスを提供します。
《た行》	
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和 22 年から昭和 24 年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の 5 つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
チームオレンジ	本人・家族を含む地域サポーターと多職種の地域サポーターのチームのこと。認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための取組を行う。

通所介護 (デイサービス)	在宅で介護を受けている人が日帰りでサービスを利用し、身体機能の維持・向上を目指し、機能訓練をしたり、他者との交流を通して社会的孤立感の解消や認知症予防を図ることができます。
通所リハビリテーション (デイケア)	在宅で介護を受けている人が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設にて、リハビリテーションを受けることができます。
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等の施設で短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護医療院で短期間入所してもらい、介護予防を目的として、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行います。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している要介護認定を受けた利用者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送る上で必要となる支援を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設に入居している利用者を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練を提供します。
地域密着型通所介護	デイサービスセンターなどで提供される、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練を行います（ただし、利用定員が19名未満のものに限ります）。

《な行》	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるようにするため、市町村内にいくつか設定される生活圏域。
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、指定された施設において入浴や食事の提供その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
《は行》	
訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護員(ホームヘルパー)が介護を受ける人の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活をサポートします。
訪問入浴介護	在宅にて介護を受けている人が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行います。
訪問リハビリテーション	心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的として、理学療法士、作業療法士等の専門職が居宅を訪問してリハビリテーションを行います。
福祉用具貸与	できる限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具をレンタルできるサービスです。
福祉用具購入費	福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる等、貸与にはなじまないもの(これを「特定福祉用具」という)を販売します。
訪問看護	在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師等を派遣し、病状の確認や医療処置を行います。
《や行》	
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時来てもらうサービスを組み合わせて利用する訪問介護サービスです。

